

月日	天候	時間	行 動 内 容
10月17日 (月)	晴	9:30-10:45 13:00-14:30 19:15	フラム・グッド・ネイバース訪問 NCVOにてプログラム評価会 ヒースロー空港発 (JL044) (機内泊)
10月18日 (火)	晴	12:15	東京国際空港 (羽田) 着

訪問先一覧 (派遣者による記録)

訪問先	在英国日本国大使館
訪問日	10月10日 (月)
面会者	和田 幸典 一等書記官 鈴木 秀幸 三等書記官
住所	101-104 piccadilly, London, W1J7JT
電話番号	(44)-(0)20-7465-6764
URL	http://www.uk.emb-japan.go.jp/

機関の紹介：

派遣国における日本の代表として外交活動の拠点となるほか、ビザの発給やパスポートの発行、更新、滞在先での自国民の保護といった援助などの領事サービス、広報、文化交流活動、情報収集活動などの業務を行う。

職員は特命全権大使を筆頭に公使、参事官、防衛駐在官、書記官、理事官など。英国における在留邦人数 (2015年10月) は、長期滞在者が5万人弱、永住者が2万人弱であり、総数6万8千人に上る。その内、大ロンドン市 (グレーター、ロンドン) には3万6千人の邦人が在留。

訪問時の活動内容：

【説明のポイント】

英国医療・介護制度の最近の動向

- ・ 英国国民保健サービス (NHS)：1948年に創設された税財源による原則無料のサービス。一般医(GP)を窓口として、国民の健康状態を管理する。必要に応じてGPの紹介により専門医を受診可能。
- ・ 2013年5月にケア法案が議会で提出され、2014年5月に介護改革法(Care Act 2014)成立。しかし、地方自

治体の準備遅れなどを理由に、自己負担額の限度額設定については2020年まで施行延期。

- ・ 2016年度予算ベースは、年金や福祉給付、ソーシャルサービス、医療で約半数以上の割合を占める。財源の圧迫と確保はとても重要な課題。厳しい監査レベルの統合や、統一的な医療・介護を推進。地方自治体間の格差や、若手医師のストライキも社会問題。
- ・ 認知症対策：国家プロジェクトとして早期発見・診断・対策に積極的に取り組む。研究にも力を入れ、科学的根拠に基づいた治療進。薬だけでなく社会的に人と関わることも認知症対策として重要。
- ・ 全国規模のチャリティ団体が多数あり、政策提言や研究、データ収集など活動内容も幅広く、規模も大きく大変活発。

【意見交換のポイント】

- ・ 英国における多民族融合：比較的人種や民族間の争いもなく世界的に見ても多民族融合がなされている。
- ・ 高齢者施設の待機入所者：英国では重度の方が余命わずかな状態になってから最期を高齢者施設で過ごすことが多く、日本ほど待機数は多くない。

訪問先	市民社会庁
訪問日	10月10日(月)
面会者	ジェミー・ボートン 広報担当マネジャー ラブニート・ヴーニイ「ソーシャル・アクション」チームスタッフ
住所	1 House Guards Road, London SW1A 2HQ
電話番号	(44)-(0)7699 751 153
URL	https://www.gov.uk/government/ministers/parliamentary-under-secretary-of-state--75

機関の紹介：

社会をより大きく強く成長させるように導くことを役割として、①ボランティアの育成や地域活動、社会貢献活動の促進、②社会投資やソーシャル・アクション(社会活動)、全国青少年市民サービスの推進、③ボランティアセクターやソーシャルエンタープライズの強化の役割を担う。英国全土に163,000のボランティア団体が存在し、収入は440億ポンド。従事者は827,000人に及ぶ。社会活動、青少年、社会投資、セクターサポートの大きく四つのチームに分かれて展開。戦略を練る中で、大臣へ提言することもあり、パートナーとなる団体との連携強化が鍵。2016年7月に内閣府から文化・メディア・スポーツ省へ移管。

訪問時の活動内容：

【説明のポイント】

- ・ 高齢化や慢性疾患などの社会的課題
健康的に年を重ねることが理想であり、今後も公共サービスへの期待増大が見込まれる。財源負担の限界もあり、様々な能力や社会資源を駆使して課題解決に向かう改革が必要。高齢者に対する否定的な偏見を肯定的なイメージに変換できるよう、高齢者が積極的に社会と関わる環境をつくることが重要。
- ・ 全国市民サービス
15～17歳の青少年が学校の長期休暇を利用して、地域の課題解決に向けたプログラムにボランティアとして参加。青少年が社会の一員であることを認識し、自

信や自覚を持ち、リーダーシップやコミュニケーション能力を養う。青少年のボランティアは増加傾向。青少年期にボランティア活動をすると、育児を終えた後、再度ボランティアへの参加が増える傾向。

- ・ ソーシャル・アクション
地域の課題解決のために市民ボランティアや地域活動、近所との協力を促す。特に、高齢者のボランティア活動の推進を重要視。ボランティア団体へ補助金の交付等も実施。
- ・ 冬季疾患削減ファンド
転倒による事故や心臓疾患など、冬期に発生しやすい疾患に対して、長期的な治療を減らすため2014年に行ったパイロット調査。ボランティアが介入し、入院中の病棟内でのサポートや退院時のサポート、退院後のサポート(地域とつなげる、自宅に手すりを取り付ける等)を行う。この企画を通してボランティアに投資する大切さを認識。
- ・ 認知症対策
英国でも認知症の増加が問題視されており、認知症に関する研究開発費増額や国民の認知症に対する理解促進など政府全体で取り組む。日本をヒントに開始した取組「認知症フレンズ」も行う。
- ・ 高齢者のボランティア促進：
高齢者はボランティア活動を通して自己効力感を得ることができ、精神的、身体的な健康につながる。誰もがボランティアに取り組める環境づくりが重要。

訪問先	労働年金省
訪問日	10月10日(月)
面会者	ルーカ・ヘップバーン 高齢社会・年金部門マネジャー ラッセル・テイラー 高齢社会・年金部門マネジャー
住所	Caxton House Tothill Street, London SW1H 9NA
電話番号	(44)-(0)8443069230
URL	https://www.gov.uk/government/organisations/department-for-work-pensions

機関の紹介：

英国政府の中で、公共サービスを担う最大の省。主に、福祉・年金・子供の扶養に関わる事項を担当。22,000人以上を対象者に、国民年金や障害・疾病手当等を提供。主な施策は、

- ・ 貧困の現状ではなく原因を理解し解決を図ること

- ・ 労働を奨励しその報酬を適正に保持すること
- ・ 障害や疾病を有する者の労働及び自立生活を支援すること
- ・ 定年者への十分な所得の提供と定年後生活のための貯蓄を支援すること
- ・ 過失及び詐欺を抑制し貨幣価値を担保すること

- ・ 健康安全執行部を通じ労働災害や労働関連死を減じること等。

最優先課題への取組は、

- ・ 人々の経済的自立に向けた雇用支援及び指導を通じ効果的な福祉制度を施行する
- ・ 定年に向けた貯蓄の増加と就労年限の増加を図り安心安全な生活を確保する
- ・ 子供の人生における機会向上化に向けた公正かつ安価な福祉制度を設立する
- ・ 対象者層へ充実したサービスを提供する
- ・ サービス提供にかかるコストを低減し効率化を図るなど。

サービス提供のための窓口として、ジョブセンタープラス、年金サービス、障害者及び介護者サービス、子供扶養サービスがあり、13の機関及び公共団体との連携の下でサービスを提供。

訪問時の活動内容：

【説明のポイント】

英国社会は高齢化を迎え、政府にも革新的な取組が求められる。

- ・ 勤労人生充実プロジェクト：

主旨は、高齢者の豊かな経験・知識の有効活用。50歳以上は人生の終末期という認識が根強く、その認識を改めること、及び、年金支給開始年齢を高くする等年金関連改革案の進行のための50歳以上の失業者防止策がねらい。50～59歳対象のアンケート調査(2015年実施)によると、同世代の労働継続意欲は低くない。プロジェクトとして「個人の意識改革」「企業の高齢者の労働条件の改善」「政府による再就職サポート体制の充実」などを実施。

今後、健康と就労に関するグリーンペーパー（政策決定の過程における議論のたたき台となる提案書）を出す等の展望がある。英国には、日本の定年後再雇用制度(国からの助成金支給)はない。

訪問先	ソーシャル・インパクト・ボンド・センター (官民連携社会的投資センター)
訪問日	10月10日 (月)
面会者	ニーナ・ツンドルフ 内閣府担当官
住所	Caxton House Tothill Street, London SW1H 9NA
電話番号	(44)-(0)8443069230
URL	https://www.gov.uk/government/organisations/department-of-health

機関の紹介：

英国内閣府直轄のソーシャル・インパクト・ボンド(SIB)専門機関であり、英国内のSIBを管轄する機関である。SIBを通じて公共サービスを改革するとともに、社会的投資市場の育成を目指す。また、SIBに関するデータや事例を集め、SIBの改善を図る。さらに、SIBに対する政府内での理解の促進や事業委託での契約当事者やサービス提供者、投資家などへの情報提供、支援、監視等も行う。

訪問時の活動内容：

【説明のポイント】

- ・ 関係性再構築プログラム

65歳以上の高齢者の100万人以上が寂しさを感じ、その内50%以上が「親しい友達はテレビ」と国民アンケート調査で答えたことを受け、この社会的課題である「孤独死」に対する作戦的な計画として、2015年から開始。西イングランド・ウスター地区(50歳以上3,000人)を対象としモデル事業を実施。1対1のサービ

スを提供するため、85人のボランティアに対し、育成トレーニング(①話し方トレーニング②なぜ寂しいのか理解する能力③聞く訓練)を実施。実施は、民間団体やNHSが協働で行う。

サービス利用のためには、高齢者がGPに相談。そこから必要な人には再構築チームを紹介。ただし(寂しいことや孤独は、医療的な解決よりも人と関わる事が必要な)、本人から直接再構築チームのような民間のNPOやNGO団体に連絡できる。団体では、なぜ寂しさを感じるのか、ニーズは何か、コミュニケーション能力の問題など、スタッフがアセスメント的聞き取りを行い、アクションプランを作成。実施例として①マンツーマンでボランティアを付ける②ガーデニングやダンスなどの活動を提供③地域とつながる機会を作る④最終的に自分でできるようになる(自立・独立)⑤さらに、自信を付けほかの高齢者を助ける。

- ・ 補助金は、官民連携社会的投資モデルを活用し、実施。企業側として、投資のリスクもあるが社会的な企業のイメージアップにつながる。

訪問先	全国ボランティア団体協議会 (NCVO)
訪問日	10月11日 (火)
面会者	カール・ウィルディング 政策・ボランティア部門部長 ニック・オッケンデン 研究部門部長 ジャリナ・クジュハリー ボランティア開発コンサルタント担当
住所	Society Building, 8 All Saints Street, London N1 9RL
電話番号	(44)-(0)-207520-3164
URL	http://www.ncvo.org.uk

機関の紹介：

1919年設立。イングランドを活動範囲とし、分野を超えた取組を行う中間支援組織。主な事業は、公共政策に関すること（各分野における徹底分析の結果の提供や会議、セミナー、フォーラムの開催、各種広報活動やロビー活動など）と、ボランティア団体を対象とした管理業務、リーダーシップ育成、継続的な資金調達などの情報提供や研修、人材育成の2つ。

戦略目標は、①ボランティアとボランティアセクターの擁護、②ボランティア団体の強化、③ボランティアの育成と向上。上記目標を達成するため、人々と団体をつなぎ、持続可能で社会的責任を担う組織となるよう努める。加盟団体は国内で12,000団体以上であり、職員数は約90名。年間収入は、約1,200万ポンド(2016年時点)。

訪問時の活動内容：

【説明のポイント】

- ・ 政府とチャリティ団体の関係
政府と民間がより強力に結びつき、お互いに対等な立場で活動を支える。チャリティ団体は、個人・政府・企業の間位置し、ボランティア活動の核。活動の境界線はあいまいで不明瞭だが、それぞれが連携を図

る。チャリティ団体と政府は「コンパクト」と呼ばれる契約を提携。2016年3月、政府から直接補助金を得た団体は、政府に対するロビー活動をしてはいけないと一方的な発表がなされた。NCVOは、現政府の体制について抗議文を提出し、政府の返事を待っている。

- ・ チャリティ団体の規模
小規模からスーパーメジャーまで団体の規模で6段階に分けられる。団体の活動内容は家事手伝いや話し相手になるといった身近なことから、大型イベント、政策提言、ロビー活動、研究といった大規模なプロジェクトと多岐にわたる。
- ・ 政府の補助金以外の収入源
新企画の提案・契約を取る、チャリティーショップや寄付、企業からの投資等、補助金に頼らない財源確保に努める。
- ・ NCVOの役割
2000年成立、2006年に施工されたチャリティ法に基づき、登録されたチャリティ法人の管理を行う。2011年に改正され、法人の目的を述べることで、国民のためになる良い公共サービスの提供が求められた。また、一般企業に対して環境や地域社会問題などに早期介入を促し問題解決に努める。

訪問先	エイジUK
訪問日	10月11日 (火)
面会者	ジル・モルティモア 政策マネジャー
住所	Tavis House, 1-6 Tavistock Square, London WC1H 9NA
電話番号	(44)-(0)800-169-8787
URL	http://www.ageuk.org.uk/

機関の紹介：

高齢者の生活に関する英国最大のチャリティ団体で、全国150の地域事務所があり、全ての高齢者が老後を楽しく暮らせるように、高齢者に対して情報提供やアドバイスを行う。特に、年金や税金等のお金に関する情報提供や高齢者の健康につながるサービス、自宅でのサービス、就労に関する情報提供等を行う。高齢者の自宅支援に、対する利用者は90,000人おり、ボランティア75,000人で支える。

訪問時の活動内容：

【説明のポイント】

- ・ 政策研究部門の役割
政府に対する政策提言や高齢者からのニーズの研究・分析。提言には専門家が関わることもある。社会の関心を高めるために広報活動が重要で、新聞への掲載は有効。掲載の際には、読み手の興味がわく内容とすることが大切。
- ・ 調査研究について
エジンバラ大学と認知症に関する研究を連携して実施

し、大きな成果を得た。エイジUKのコアテーマは政策とサービスの開発であるため、高齢者自身の声に耳を傾ける。認知症を発症した場合はガイドラインに沿って、代理人等がその人の声を届ける。日本の成年

後見人のような制度もある。

- ・ 今後の課題
高齢者が自立した生活を長く続けていけること、年齢的差別を排除していくこと。

訪問先	エイジUK カムデン
訪問日	10月11日(火)
面会者	ギャリー・ジョーンズ 最高責任者 レーラ・イワノ クリニカル・リーダー・カウンセラー
住所	Tavis House, 1-6 Tvisstock Square, London WC1H 9NA
電話番号	(44)-(0)20-7239-0400
URL	http://ageukcamden.org.uk

機関の紹介：

全国160支部ある中の5支部をエイジUKカムデンが管轄。カムデン地区に住む高齢者に有益なサービス提供が存在意義。有償職員90名、理事11名、ボランティア350名。カウンセリングサービスはロンドン25支部の内、カムデンのみ実施。英国全体でも1～2か所が実施するのみ。カムデン地区の一般医(GP)に登録する55歳以上の認知症や判断力が衰えている人、心身のな事情から外出することができない人等を対象に無料カウンセリングを行う。カウンセリング部門は正規職員2名、非正規職員4名、ボランティアスタッフ14名が在籍。チャリティ団体と企業として登録しているため、それぞれの法律に従う。

よる社会的孤独を減らすための取組を全国宝くじ協会などから6年間で450万ポンドの補助金を得て実施。

- ・ カウンセリング
三つのカウンセリング団体とパートナーシップを結ぶ。カウンセリングまでの流れとして、GPがNHSへ連絡し、エイジUKカムデンを紹介する場合とGPに直接出向き患者をサポートする場合とがある。心のケアが必要な対象者は性的な悩み、移民など人種間で生じる悩み、社会的孤立、パートナーとの死別、認知症がもたらす波及的な問題等を抱えており、カウンセリング数は増加傾向。1対1のカウンセリングを主体とするが、グループカウンセリングや訪問カウンセリングも実施。

訪問時の活動内容：

【説明のポイント】

- ・ 団体の柱と役割
主な3つの柱は、①オープニング・ドアーズ・ロンドン(LGBTの高齢者支援)、②障害者支援、③社会的孤独問題への支援。役割は、サービスと支援、教育、権利擁護、革新的な研究、政策提言の5つ。
- ・ 財源について
補助金を国から得ていたが、近年は減額されてきており、隣接地区でのサービス共有、支部の合併など対応策を試案中。性的問題、障害者関連、社会的孤立等に

【意見交換のポイント】

- ・ 具体的なサービス内容
認知症と診断された本人や家族にカウンセリングや助言を行うサービスは人気のサービス。カウンセリング対象者をサポートする上でトーキングセラピー、認知行動療法といった手法を用いる。NHSとカウンセリングデータを毎週共有する。カウンセラーの対象者数は国の指示で決められているが、上限は設けられていない。エイジUKカムデンでは、月3名～6名のカウンセリングを行う。

訪問先	エイジUK ルイシャム・アンド・サザーク
訪問日	10月12日(水)
面会者	カトリーヌ・ジナドゥ 健康な生活センター長 クレール・ゴリエール 健康な生活センターリーダー ジェニア・ロビンソン SAILナビゲーター キャロライン・クリプソン ボランティアリーダー バグニア 臨床心理士/ボランティア
住所	95 Southwark Park Road, London SE16 3TY
電話番号	(44)-(0)20-7237-0860
URL	http://communitieslivingwell.wordpress.com

機関の紹介：

エイジUKルイシャム・アンド・サザークがルイシャム地区とサザーク地区を対象に無料で行う施設の一つ。現在の建物でサービスを提供して30年。ITルーム、アクティビティルーム、メインホールがあり、カウンセリングルームにてカウンセリングや相談業務、セラピールームにてフットケアを実施。その他、理・美容室などを完備。主な役割は情報提供と相談業務、高齢者の希望に沿ったラインダンス、ズンバ、パーティーなど多岐にわたる活動の提供の実施。

2013年からサザーク地区の50歳以上を対象にSAIL(サザーク地区安全な自立生活)プロジェクトを実施。チェックシートを作成し、ニーズ調査、必要なサービス評価を行い、より良いサービスにつなげる。チェックシートは誰でも記入可能で、協力機関は警察、消防、地方自治体、GPなど。サザーク地区のすべてのGPと連携。公立学校のほか、大手スーパー、ディスカバリーチャンネル、ヒルトンホテルなどの企業と連携しボランティア協力を受ける。

訪問時の活動内容：

【説明のポイント】

- ・ SAILプロジェクト
積極的に高齢者に対してアウトリーチ活動を行い、未然に重度化を予防。GPを中心に多くの協力機関と連携することで高齢者が健康的に過ごすことを支援。GPにナビゲーターと呼ばれる相談員を常駐したところ、相談業務やサービス連携に非常に効果があった。高齢者が夏や冬に陥りやすい疾患(脱水、低栄養など)についてパンフレットを通して注意喚起する。
- ・ 認知症に対する取組
認知症の知識共有のために教育、啓蒙活動を積極的に実施。大手ハンバーガーショップで簡単な教室を開くなど社会に認知症の理解を広める活動を行う。
- ・ ボランティアの採用
ボランティア希望者は履歴書の提出、保証人、犯罪歴の確認後、最高責任者による面接を経て採用される。実際に利用者に関わるボランティアには厳重なチェック体制を実施し、本人確認に2か月を要することもある。

訪問先	ストーン・エンド・デイセンター
訪問日	10月12日(水)
面会者	クレール・ゴリエール 健康な生活センターリーダー
住所	11 Socovell Road Southwark, London SE 1 1QQ
電話番号	(44)-(0)-20-7358-4052
URL	http://www.ageuk.org.uk/lewishamandsouthwark

機関の紹介：

サザーク地区が活動範囲。高齢者を対象とした施設であり、主な事業は自立支援やチャリティショップ運営、対象者と家族、介護者との人間関係を良好に保つためのサポート、情報提供と相談業務など。日常業務は通所サービスであり、利用者(独歩、車いす使用)の送迎、活動、昼食、レクリエーションを通じた健康的な時間の提供を行う。その他、特別なイベントとして日帰り旅行の計画や季節のイベント、また、地元の学校と連携したパフォーマンスなどを行う。随時学生ボランティアを募集し、日常的に学生や地域住民がボランティアスタッフとして関わる。

訪問時の活動内容：

【説明のポイント】

- ・ 高齢者の通所サービス施設
利用者の人種も国籍も多様で、比較的女性の利用者が多い。ボランティアスタッフが定期的にイベントに参加。
- ・ 通所サービス終了後の施設活用
夕方から南米系の住民を中心とした団体へ施設を貸出し。エレファント&キャッスル地区は、南米系(特にコロンビア、エクアドル、チリ、アルゼンチン等)のスペイン語圏の方がほとんどで、少数派は引きこも

りがちになるため居場所作りとしてのコミュニティ形成を目指す。月2回の利用者の少ない当初から、現在では週2回参加者多数の集まりへと変化。お茶を飲みながらの会話やIT、ヨガ、ダンスなどを楽しんだり、

他団体と共同イベントの企画も行う。

- ・施設利用者と折り紙や切り紙体験、ゲーム、よさこい総踊りを通して交流を図った。

訪問先	ステイウェル
訪問日	10月13日(木)
面会者	キャシー・ウایت センター長 タロップ・ケンプ 担当部長
住所	14 Nelson Road, New Malden KT3 5EA
電話番号	(44)-(0)020-8949 4244
URL	http://www.staywellservices.org.uk/

機関の紹介：

1946年設立、2016年に70年目を迎え、南西ロンドンとサリー州で活動する団体。モールデン・コーンブ高齢者福祉協会とエイジ・コンサーン・キングストンを吸収、発展し、2014年9月1日より現在の名称に改名。毎日平均60名の利用がある。職員は、有給スタッフ6名とボランティア4名。専門職には、医学関係の資格やソーシャルワーカーの資格を持つ方、資格だけでなく実務経験を持つ方が含まれる。高齢者と支援者を対象に、地域の一員として自らの人生の方向性を決定し、自立のかつ尊厳のある人生を楽しむための支援を行う。その他、自治体に政策提言やボランティア活動を通じて若い人と協働することで、世代間の理解促進に努める。施設内は、メインホール、アクティビティルーム、工芸室、フットケア室など。IT教室は1時間4ポンドでメンバー以外も60歳以上であれば、誰でも利用可能。美容室は、月曜日から金曜日(週5日)営業し、有料。フットケアは、NHSが来て1時間20ポンドで実施。(一般的には1時間40ポンド)糖尿病の方は無料。利用者が作った編み物を新生児や未熟児に寄贈している。

訪問時の活動内容：

【説明のポイント】

- ・認知症利用者への対応
施設内に音楽を流すことで、会話ができなくても昔の馴染みの音楽を聴き口ずさんだり、正確に歌うことで刺激を与える。
- ・ステイウェルが行うサービス例
コミュニティ家具事業：デパートなどからB級家具を仕入れ低価格で販売したり、リサイクルなどを行う。
住宅オプション事業：住宅改修、不動産手続きなど住宅に関するサポート事業
広報紙「staywell news」の発行：年4回広報新聞を作成し地域情報やサービス情報の提供
- ・ボランティアの募集方法
口コミが一番効果があるが、その他、ボランティアやスタッフ間のネットワーク、広告、インターネットなども利用。また、高齢の利用者にもボランティアを勧める。

訪問先	ケア・フォー・ケアラーズ
訪問日	10月14日(金)
面会者	ジェニファー・ツイスト 最高責任者 ジェマ・ネスビ ファイナンス・アシスタント、コミュニティ・ファンドレイザー
住所	Highlight House 8, St Leonard Road, Eastbourne, BN21 3UH
電話番号	(44)-(0)1323738390
URL	http://cftc.org.uk

機関の紹介：

東サセックス州のケアラー(専門職やボランティアは含まず、家族や親戚、友人や近隣居住者等の無償の介護者で、身体的・精神的な障害または中毒等で生活困難に陥った人の介護者)を支援する機関。同州のケアラーの10分の1程度、約6,000名を支援(2016年10月現在)。主なサービス内容は以下。

- ・ゲートウェイ：ケアラーからの相談に対する情報・相談サービス。
- ・ケアラー同士のミーティングの企画・告知：月一回、ケアラーの集会を開催とその運営。
- ・ケアラークリニック：ケアラーサポートワーカーがGPのクリニックに出張し、ケアラーと個別面談の実施。

- ・ ケアラーへのカウンセリング：カウンセリングルームにおける1時間×12回のセッションの実施。
- ・ ケアラーズ・ツールキット：テーマに沿ったワークショップの開催。
- ・ ケアラーのためのフォーラム開催：年二回、ケアラーから提示された問題点を議題に開催。NHSに講師派遣依頼をすることもある

訪問時の活動内容：

【説明のポイント】

- ・ 小規模ケアホームの傾向
小規模ケアホーム数は近年、減少傾向。また、英国政府が被介護者の在宅生活維持を重要視し始めたため、ケアラー支援の機運が増加。これにより、ケアラーに「アイデンティティの喪失や自尊心の欠如」「休養不足」

「身体的及び精神的な健康の阻害」「介護者 - 被介護者間の関係性崩壊」「社会的孤立」「離職による経済的損失」といった悪影響が生じることが懸念され、支援体制の構築を図る。ボランティアの活用やその体制、ケアナビゲーションサービスの実施などで地域格差の課題がある。

- ・ 英国の認知症対策
認知症罹患を機に介護者と被介護者間の関係性が変化し対応困難に陥るケースに対する支援を行う。
- ・ ケアラーズカード
日本の福利厚生に似た制度。一般企業に協力を促し、登録したケアラーがカードを提示すれば、協力企業の商品購入時に割引等を受けられるようにしたもの。このほか、ケアラーの環境好転のために、ロビー活動を積極的に行い政治的な働きかけを実施。

訪問先	エイジ・コンサーン・イーストボーン
訪問日	10月14日(金)
面会者	オスカー・プラムリー マネジャー
住所	Fort Lane, Rear of 3 Myrtle Rd, Eastbourne.BN22 7sp
電話番号	(44)-(0)01323 727196
URL	http://www.ageconcerneastbourne.org.uk/

機関の紹介：

エイジ・コンサーン・イーストボーンが運営する作業所「イーストボーン・シェード」は週3日(水・木・金)運営。本施設の最大の目的は社交場の提供。参加対象は50歳以上。男性のみ延べ40～50名が参加。木材や器具などは寄付で揃え、木工作業を主に行う。作業の合間にお茶を飲み交流を図る場所としての存在が大きい。イベントセンターは、月～金曜日(9時～17時)、土曜日(9時～14時)で運営。利用者登録数は230名。

ダーは自分の物や他人から依頼を受けた物を作成。時には家具をリメイクし販売をする事もあるが、地域の社交場としての役割が大きい。利用平均年齢は70～80歳。シェダーはバスパス等を使い作業所まで通う。作業所を知り、利用したきっかけは、新聞広告・別の団体からの紹介・フェイスブック・GPからの紹介など。一番は口コミ。利用者は普段行き場所がないので本施設に来るのが楽しい。

訪問時の活動内容：

【説明のポイント】

- ・ イーストボーン・シェード：
作業場を利用する人をシェダー(小屋人)と呼び、シェ

- ・ イベントセンター：
寄付で譲り受けた建物を活用。入り口にあるカフェは一般企業が運営。建物の奥にはパソコン室や集会所、卓球場、ダンスホールなどがある。会員制で、会員であれば低価格で使用が可能。認知症を対象としたメイキング・メモリー教室なども開催。

訪問先	ステイ・アップ・レイトによるギグ・バディ・プロジェクト
訪問日	10月14日(金)
面会者	ケイト・オグデン 「ギグ・バディ・プロジェクト」マネジャー ベルニー・エルトン ギグ・バディ参加者
住所	9 Russell Place, Brighton, BN1 2RG
電話番号	(44)-1273-468168
URL	http://stayuplate.org/

機関の紹介：

ステイ・アップ・レイトは「知的障害者も何時に寝るかは自分自身で決めるべきであり、自分らしく生きるための選択を自分自身で行うべきである」を理念にパンクバンド「ヘビーロード」の当事者メンバーが始めたチャリティ団体。ボランティアと寄付、関連グッズの販売収益で事業を運営。ギグ・パディ・プロジェクトでは、知的障害者と障害のないボランティアをペアにしギグ（演奏会）やその他のイベントに出かけ、ライブミュージックや飲み会など利用者が夢中になれることを共有し、新しい仲間づくりを行う。2015年10月時点で60組のギグ・パディが約600のイベントに参加、継続して参加できるよう団体がサポート。本プロジェクトに興味を持つ人や企業も増え、海外にも輪が広がっている。事故防止のため研修の実施やリスク管理として危険予知、パディのアルコール摂取の禁止などのルールを設けプログラムの安全性を保つ。

訪問先	フラム・グッド・ネイバース
訪問日	10月17日（月）
面会者	クリストフ・ミカタ 最高責任者
住所	Rosaline Hall 70 Rosaline Road London, SW6 7QT
電話番号	(44)-(0)020-7385-8850
URL	http://www.fulhamgoodneighbours.org

機関の紹介：

1966年設立のフラム地区にある小規模な非営利団体。職員数は、フルタイム1名、パートタイム3名（うち1名は週1日勤務）、ボランティア50名。高齢者や障害者、社会的困難にある人々の自立した生活と社会貢献を支えることを目的とする。サービス利用者は80歳代後半から90歳代後半の高齢者、年間500名。サービスは全て無料だが、サービス利用者から寄付金をもらう場合もある。財源は、主に行政（地方自治体）からの補助金、他のチャリティからの補助金、特別な企画実施のための補助金からなる。空いているスペースを他の企業に貸し出し収入を得る。

訪問時の活動内容：

【説明のポイント】

- ・ 団体の理念
障害があっても自由に音楽や文化、余暇を楽しむことを当然の権利として捉え、年齢や性別、障害に関わらず自分たちのしたいことを楽しむ。実際に参加したギグでは、「障害者本人の権利として当たり前に出外や余暇を楽しむこと、誰かが手伝えれば障害を持った人でも音楽を楽しむことができる」と一般の来場者にも発信。生演奏の音楽や歌を聴く車いすの方、若者のグループや高齢者の姿も見られ、余暇活動への取組も含めて世間にアピールしていくことが大切。
- ・ 継続的な支援
知的障害の男性とボランティアとしてパディを組み3年目。1か月に1～2回共通の趣味である音楽イベントやギグ等に一緒に参加。
- ・ 英国のチャリティ文化
アルコールやソフトドリンク、綿菓子や衣装付き写真撮影により、その一部がチャリティに寄付される仕組み。

訪問時の活動内容：

【説明のポイント】

- ・ ボランティアと協力したサービス提供
福祉サービスでカバーできない電気の交換、薬の配達、病院への送迎、買い物など自分ではできない作業などの支援といったサービスをボランティアが行う。春・夏は家の庭の掃除、冬はクリスマス等の飾りやペンキを塗りなど。小規模で高齢者のためのランチクラブ（週1回）や高齢者・障害者のケアラーのミーティング（週1回）、良いレストランに高齢者と一緒に食事に出かける（月1回）等も実施。美術関係の新たなグループ作成の予定もある。
- ・ 「ギフト・エイド」制度
納入者が所得税100ポンドを慈善団体に寄付した場合、政府から寄付金の25%にあたる25ポンドが追加され、計125ポンドを団体が受領できるという仕組み。
- ・ 慢性疾患の方のケアラーの会
リウマチ、うつ病、精神疾患等様々な問題に対処、対応するコース。参加者（ケアラー）自身も介護による腰痛等の慢性的な疾患を抱えているため、相互の意見交換、情報交換が主な目的。

はじめに

我が国は、世界1、2位を争う高齢化社会を迎えた。総人口が減少する中で、高齢化は進み高齢者を高齢者が支える状況になりつつある。

今回我々は英国に派遣していただくことになったが、英国においても日本の後を追うように高齢化社会が進んでいる。内閣府より今回の派遣において「地域における高齢者支援に必要な連携」というテーマを頂いた。6月に国立オリンピック記念青少年総合センターにて事前研修を行い、9月には富山にて自主研修を開催した。十分とは言えない準備ではあるが、社会保障費が膨らみ福祉施策が行き詰まる日本の現状を十分把握することに努めた。事前研修中に英国のEU離脱が決定されるという歴史的な出来事が起こる中、英国における福祉事情を学び、日本に持ち帰ることに大きな期待を持ち団員たちは視察に臨んだ。

1. テーマの設定

(1) 団テーマ

内閣府にいただいた総合テーマの元、団テーマの設定に取り掛かった。事前研修において高根庸一内閣府政策統括官(共生社会政策担当)付参事官(高齢社会対策担当)付参事官補佐と井上恒男同志社大学政策学部政策学科教授・医療政策・経営研究センター長に講義を頂いたことを踏まえ、団員それぞれの知識や経験を元に地域資源の現状や課題、各地域の取組について意見を出し合う中、キーワードとして、高齢者支援、地域連携、自助、互助、中間支援団体などが上がった。日本においては中間支援団体という言葉はなじみが薄く、団員達には実際にどのような活動があるのか興味がわいたようである。日本における中間支援団体は主にNPO法人などが挙げられるが、英国の中間支援団体がどのような活動をしているのか参考にしたいという考えから、団テーマは「英国における地域を支える各セクション(中間支援団体など)の役割を理解し、地域包括ケアシステムがより効果的かつ発展的に機能するための地域連携を構築する」に決定した。

(2) 個別テーマ

団員が日頃各法人で取り組みながら悩んでいることや、今後の展開を出し合う中で個人テーマができ上がった。

梅津 清司郎 「高齢者分野における非営利団体の地域のボランティアの取組や専門職(医療・福祉・介護)の役割について英国で学び、行政機関との連携のあり方を理解する。そして、日本の地域での専門職の役割や行政機関など地域パートナーとの連携を検討する。」

岡田 修治 「英国において高齢者を支える地域や中間支援団体等の役割や仕組みを学び、地域において、安心した在宅サポートができるよう老人保健施設としての取組にいかす。」

川畑 裕司 「互いの国において地域のネットワークを支えている行政・非営利団体・住民・企業の役割と活動を学ぶ。日本における今後の地域連携を通じ、人々が高齢になっても障害を負っても、安心して生活が送れる地域づくりを目指し、地域の更なる活性化に貢献する。」

齋藤 まり 「英国における高齢者の健康づくり推進に向けた地域での取組について理解する。日本において、生涯を通じた健康づくりのための地域連携システムの構築を目指す。」

高橋 純子 「英国における地域福祉で活躍する医療・福祉・介護専門職の役割と取組を知り、自らの地域資源(関係団体、制度等)について新たに学ぶ。施設入所者の自発的な活動を促し、施設と地域の相互ネットワークを深める。」

滝本 香織 「地域生活支援における基盤づくりを、地域団体における人の役割と異業種連携を主眼に学び、英国社会に根付くチャリティ文化及びボランティア精神を理解する。そして、新潟市西蒲区での高齢者支援展開に貢献する。」

中川 龍 「高齢者に対する予防的リハビリテーションの根底にある個人の性質、自由、意思決定を尊重する文化を英国で学び、地域の中で理学療法士としての役割を検討する。」

並木 康太 「地域における連続性あるネットワークの構築について英国で学び、その実現に向けて多摩市内の理学・作業療法士、言語聴覚士を含む有志連携を発展させるために貢献する。」

今回の団員8名のうち5名が療法士ということもあつてか、医療と福祉の連携が地域包括ケアシステムを構築するにあたり重要な課題であることも再確認することとなった。

2. 日本の高齢福祉における現状と課題

(1) 福祉と医療

事前研修で講義を受けた後の話し合いで、団員が本当に日本の福祉事情を理解できているのかという疑問が生じ議論する中、日本の福祉と医療を出発前までに深く掘

り下げ復習することとし、自主研修前までに個人で介護保険と医療制度を研究することとなった。

まず、福祉においては、15年ほど前に高齢者を社会全体で支えるという理念を持って介護保険制度は出来上がった。それ以前は「措置制度」と呼ばれる行政によるサービスが介護の中心だったが、増え続ける高齢者と、それによる福祉費用の増加によって自治体財政が圧迫された。また、家族だけで介護をすることが難しくなったことも影響している。それ以前は、介護は家庭の問題という認識があったが、平均寿命が伸びたことで、寝たきりや認知症を患った高齢者が増加し、家族の負担も増大した。特に、配偶者や子供の負担が大きくなりすぎるということもあり、国からの援助が必要となった。そのために確実な財源確保を実現するため「介護保険」が制度化された。介護保険制度に変わって大きく変化したのが、措置制度から利用契約制度に変わったことである。このことにより利用者は介護認定により自由にサービスを選択することができるようになった。介護保険制度が始まって10年以上たち、介護保険制度発足時に高齢者関係給付費は約58兆円だったが15年後は75兆円を超えた。これは、もはや高齢化が早急の課題であることが確かになっていること、そして制度が国民の中に定着しつつあることを示唆するものであろう。しかし、定着しつつあるシステムも必要な時に、必要なサービスを得られなかったり、制度の仕組みが複雑で分かりにくかったりと改善の余地があることも事実である。

一方、医療については、1961年に国民皆保険制度が適用された。これにより、医療給付体制は大きく変わった。国の人口構成がピラミッド形であれば、医療費の増加を補填することができる。しかし、日本では戦後のベビーブームの世代が高齢化して、人口構成では高齢者が大きな比率を占める。加えて出生率低下、死亡率も低下している。その結果、世界に類を見ない、少子高齢化社会構造を形成することとなった。限られた働き手が高齢層を支えるという、無理のある社会構造となった。それにより財政基盤が脆弱化し、老人医療の無償化は1973年に始まったが、医療費の急騰を引き起こした。医療保険財政があつという間に余剰金を吐き出し、存続の危機を迎え老人医療無償化は10年間で終了した。現在の医療費の負担構造の内訳は、保険料48.6%、公費38.4%、患者負担13.0%となっている。被保険者の自己負担額はかかった医療費の60歳未満で2割負担、60-70歳で3割負担、70-75歳で2割負担、75歳以上は1割負担となっている。これらの資料を基に富山で活発な議論を行い、団員たちの中で共通認識を持つことができ、出発前までに英国で学ぶことを整理することができた。

(2) 地域包括ケアシステム

福祉と医療の共通認識を持つことにより、団員たちは

より一層地域包括ケアシステムの重要性を認識することができた。地域包括システムには五つの要素があり、それは「介護」、「医療」、「予防」という専門的なサービスと、その前提としての「住まい」と「生活支援・福祉サービス」があり、それぞれが連携しながら生活を支えている。これを自助、互助、共助、公助に置き換えるとすると、下記のような構成が考えられる。

① 自助

- ・ 自分のことを自分でする
- ・ 自らの健康管理
- ・ 市場サービスの購入

② 互助

- ・ ボランティア活動
- ・ 住民組織の活動

③ 共助

- ・ 介護保険や医療保険といった社会保障制度及びサービス

④ 公助

- ・ 一般財源による高齢者福祉事業等
- ・ 生活保護
- ・ 人権擁護や虐待対策

五つの要素も①～④においても地域や時代において変化していく。地域包括ケアシステムは、それぞれの地域に有る資源を活用して、地域の特性にあったシステムを構築することが必要不可欠である。地域包括ケアシステムに関わる者として、本人（高齢者）、介護者（家族等）、地域住民、市町村、都道府県、国、介護事業者、NPO、地域の諸団体などがある。団員たちはそれらを円滑に繋げていくために中間支援団体が必要だと考えた。

3. 英国の高齢福祉における現状と課題

(1) 英国の医療

英国では日本国大使館にて、厚生労働省出身の和田幸典一等書記官に英国の医療・福祉制度の講義を受けた。まず医療に関してはNHSと呼ばれる医療制度があり、全ての国民が原則無料で受診できる。NHSの運営に関しては、2012年のNHS改正法が成立するまでは保健担当大臣が責任を持ち、保健省がNHSの政策を策定し事業運営を管理、監査していた。改正法が成立してからは多くの権限が各種関連組織に移管された。改正の主な内容は、NHSに対する分権主義、競争主義の徹底、現場主義による医療費の削減と質の向上が挙げられる。診療方法は日本のようなフリーアクセスではなく、全ての国民は自分のかかりつけの診療所を登録し、救急の場合以外、その診療所の一般医（以下、GP）の診察を受けなければならない。そして軽微な治療が必要であればそこで受け、検査や入院などの医療サービスが必要な場合は病院が紹介される。かかりつけの診療所のGPが、病院などの高度な医療サービス利用へ繋ぐゲートキーパーの機能を果たす

ため、軽い症状の患者が病院で治療を受けることはない。このかかりつけ診療所の登録はいつでも変更が可能であり、法改正後は他地域のGPを選択することも可能となった。かかりつけ医の診断を経た上で、病院を紹介されたのであれば、その病院での診療は、たとえば検査や手術などを受けたとしても無料となる。ただし、薬剤費として一部負担があるが、60歳以上、16歳未満、低所得者世帯などはその負担が免除されている。ただし、無料ということもあり受診までに最低10日以上かかり、時には受診までに1か月以上かかることもある。このように受診に時間がかかることもあり、民間保険や自費によるプライベート診療も存在するが、利用しているのは高所得階層である。

(2) 英国の福祉

現在の高齢者福祉サービスはNHSによる医療サービスと地方自治体が行っている福祉サービスに分けられる。医療サービスにおける福祉は、病院(日本でいう療養病床)、訪問看護、保健指導などがある。地方自治体による福祉サービスは、ナーシングホーム(常時看護が受けられる)、レジデンシャルホーム(常時看護を必要としない)、デイサービス、ホームヘルプなどがある。福祉サービスの提供はケアマネジャーが判定し、ケアプランを作成し、地方自治体が事業者などからサービスを購入し利用者に提供する。施設入所の費用は原則自己負担で地方自治体が補助する場合は資格審査がある。在宅サービスの費用も低所得者以外は自己負担である。最近では認知症に対する考え方を強化する傾向にあり、2015年から5か年計画で英国は世界最高水準の認知症ケアとなることを目標に、認知症の早期発見や進行させるリスク抑制、全ての病院や福祉施設が認知症にやさしい機関としてスタッフに必要なトレーニングを受けさせることとしている。認知症と並び、現在抱えている問題の中で「孤独死」は重要な問題となっている。国民に自分の一番身近な友達是谁かというアンケート調査を行った結果、65歳以上の高齢者のうち100万人以上が寂しさを感じ、そのうちの50%以上が自分の親しい友達はテレビであると答えた。この問題に対応するため、孤独感を払拭するためのボランティアの育成を行っている。育成内容としては、①コミュニケーション・トレーニング、②なぜ孤独なのかを理解する能力開発、③話を聞くことができる能力開発、の三つをトレーニングしている。このプログラムは民間団体やNHSが協力し合って実施している。サービスを利用する流れは、GPから孤独感を感じている一人暮らしの高齢者に対しボランティア派遣を依頼するか、自分や家族から依頼するケースがある。また、ボランティアの底辺を拡大するために、16歳～17歳の青少年が学校の長期休暇を利用して、地域の課題解決に向けたプログラムにボランティアとして参加する英国市民サービスを

を展開している。青少年に社会の一員であることを認識させ、自信や自覚を持ち、リーダーシップやコミュニケーション能力を養う。このプログラムにより、青少年のボランティアは増えつつある。青少年期にボランティアに取り組み、結婚・出産・育児の期間は参加率が下がるが、育児を終えるとまたボランティアへの参加が増える傾向がある。地域の課題解決のために市民のボランティアや地域活動、近所との協力を促すソーシャルアクションの中でも、高齢者のボランティア活動の推進が重要視されている。ボランティア団体への補助金の交付なども実施されている。転倒による事故や心臓疾患など、冬期に発生しやすい疾患に対して、長期的な治療を減らすための企画として、ボランティアが介入し、入院中の病棟内でのサポートや退院時のサポート、退院後のサポートを行って地域に戻る手助けを行っている。

(3) 英国の非営利組織

最初に訪問したのは、全国ボランティア団体協議会(NCVO)という組織である。1919年に設立され、イングランドを活動範囲とし、福祉に限らず特定の分野に限定しない分野を超えた取組を行っている。主な事業は二つある。一つは各分野における徹底した分析による結果の提供や会議、セミナー、フォーラムの開催、各種広報活動やロビー活動などの公共政策に関することを行う。二つ目はボランティア団体を対象とした管理業務、リーダーシップ育成、継続的な資金調達などの情報提供や研修、人材育成を行っている。二つ目の事業の目標を①ボランティアとボランティアセクターの擁護、②ボランティア団体の強化、③ボランティアの育成と向上、としている。上記目標を達成するため人々と団体をつなぎ、持続可能で社会的責任を担う組織となるよう努めている。特に広報活動やロビー活動に力を入れており、コンパクトという行政と非営利セクターの役割について記した協定については、行政側の影響を強く受ける内容のため緩和を求める提言活動も行っている。

次に訪問したのはエイジUK(Age UK)という団体で高齢者の生活に関する英国最大のチャリティ団体である。全国150の地域事務所があり、全ての高齢者が老後を楽しみ暮らせるように、高齢者に対して情報提供やアドバイスをを行う。具体的には年金や税金などのお金に関する情報提供や高齢者の健康につながるサービス、自宅でのサービス、就労に関する情報提供など。高齢者の自宅での支援には90,000人の高齢者がサービスを利用しており、それには75,000人のボランティアが支えている。エイジUKのテーマは政策とサービスの開発であり、そのためには高齢者自身の声に耳を傾けなければならないと考えている。エイジUKのロンドンにある支部のうち5支部をエイジUKカムデンが管轄していて、カムデン地区に住んでいる高齢者に有益なサービスを提供してい

る。カウンセリングサービスはロンドン25支部の中でカムデンのみで実施しており、英国全体で見ても1～2か所が実施しているのみである。対象者はカムデン地区のGPに登録している55歳以上の人で、認知症や判断力が衰えている人、心身の事情から外出することができない人などである。エイジUKルイシャム・アンド・サザークでは、ロンドン市内のルイシャム地区とサザーク地区を対象にしている。ITルーム、アクティビティルーム、メインホールがあり、カウンセリングルームにてカウンセリングや相談業務、セラピールームにてフットケアも実施している。その他に理・美容室などを備えている。主な役割は情報提供と相談業務、高齢者の希望に沿った活動の提供（ラインダンス、ズンバ、パーティーなど多岐にわたる）を実施している。2013年からセイル・プロジェクトという活動を実施しており、サザーク地区の50歳以上を対象者として、チェックシートを作成しどのようなニーズがあるか調査を行い、どのようなサービスが必要か評価を実施して、サービスに繋げている。チェックシートはだれでも記入可能であり、協力機関は警察、消防、地方自治体、GPなど他職種と連携できるようにしている。サザーク地区の全てのGPと連携しており、あるGPにはナビゲーターを常駐してチャリティ団体とのコミュニケーションを促進している。ボランティアは公立学校や、大手スーパー、ディスカバリーチャンネル、ヒルトンホテルなどの企業とも協力体制を築いている。エイジ・コンサーン・イーストボーンが行うイーストボーン・シェードは作業所で、運営は週3日である。この施設の最大の目的は社交場で、参加対象は50歳以上となっている。男性のみの参加で延べ40～50名が参加している。木材や器具などは寄付で揃えたものがほとんどである。木工作业を主に行っているが、作業の合間でお茶を飲み交流を図る場所としての存在が大きい。エイジUKカムデンはイベントセンターも運営していて利用者登録数は230名に上る。

以下は小規模法人である。ストーン・エンド・デイセンターはサザーク地区を活動範囲としているデイケアセンターで、高齢者を対象とした施設である。主な事業は社会福祉事業（自立支援やチャリティ・ショップ）、対象者と家族、介護者との人間関係を良好に保つためのサポート、情報提供と相談業務などを行っている。日常的な業務は通所サービスを主体としており、主な日課として利用者の送迎、活動、昼食、レクリエーションを通して健康的な時間を提供している。その他、特別なイベントとして日帰り旅行の計画をしたり、季節のイベントを楽しんだりしている。また、地元の学校と連携をしてパフォーマンスを楽しむこともある。センターでは、随時学生ボランティアを募集しており日常的に学生や地域住民がボランティアスタッフとして関わっている。

南西ロンドンとサリー州で活動しているステイウェル

は、マルデン・コーンブ高齢者福祉協会とエイジ・コンサーン・キングストンを吸収・発展し、2014年に現在の名称に改名した。営業は週6日、毎日平均60名の利用がある。職員は、有給スタッフ6名とボランティア4名。施設内は、メインホール、アクティビティルーム、工芸室、フットケアの場所等がある。IT教室は1時間4ポンドでメンバーではなくても60歳以上であれば誰でも利用できる。美容室は、月曜日から金曜日（週5日）に営業しており、有料で利用できる。フットケアは、NHS職員が来てフットケアを行っていて糖尿病の方は無料である。工芸では、新生児（未熟児）のために、利用者が作った編み物を寄贈している。ステイウェルは、高齢者と支援者を対象に、地域の一員として自らの人生の方向性を決定し、自立かつ尊厳のある人生を楽しむための支援を行っている。その他、自治体に政策提言やボランティア活動を通じて若い人と協働することで、世代間の理解促進にも努めている。

東エセックス州でケアラー（高齢者を含む身体的・精神的な障害又は中毒などで生活困難に陥った人の介護者で、この場合は専門職やボランティアは含まず、家族や親戚、友人や近隣居住者などの無償の介護者を指す）を支援する機関がケア・フォー・ケアラーズである。対象者は東エセックス州のケアラーであり、サービス内容は情報の提供や相談サービスを行う。ケアラーからの相談に対し、ケアラーサポートワーカーに評価や対応依頼を行い、また、適切な対策につながる情報提供を行うケアラー同士のミーティングを企画し告知することも行っている。その他、ケアラーの集会を開催し、そのプロデュースを行う。ケアラーサポートワーカーがGPのクリニックに出張し、ケアラーと個別面談も行う。ケアラーから提示された問題点を議題としたケアラーのためのフォーラムを年二回開催する。

フラム・グッド・ネイバーズはフラム地区の小規模の非営利団体である。職員数は、フルタイム職員1名、パートタイム職員3名（うち1名は週に1回の勤務）、ボランティア50名で構成。高齢者や障害者、社会的困難にある人々の自立した生活と社会貢献を支えることを目的としている。サービスの利用者は500名。80歳代後半から90歳代後半。サークルの講師をNHSに依頼をすることもある。サービスは全て無料だが、サービス利用者から寄付金をもらえるのであればもらっている。施設の財源は、主に地方自治体からの補助金、他のチャリティからの補助金、特別な企画を行う場合は別途補助金をもらっている。また空いているスペースを企業に貸して収入を得ている。

(4) 英国視察のまとめ

英国では医療が無料だが、福祉は有料というのが主流である。医療が無料であることから、病院受診が容易でないため早期発見が困難である。また、独居高齢者が増

えているため認知症の気づきが遅れる。そのため、日本と言う介護予防の考えが大前提にあると感じた。団員たちもその点は共通認識を持ったはずである。介護予防の重要性を打ち出していることから、高齢者対象の福祉サービスもコミュニティの中で介護予防を行う事業所が多く見られる。しかし福祉と医療の現場が繋がらないのが現状で、現在はGPが福祉と連携を持つことが重要課題となっている。福祉と医療をつなぐのは中間支援団体で非営利組織であるが、厳格なビジネスとして運営されている。その資金の大部分は政府及び地方自治体からの補助金や企業の寄付金で賄われている。企業にとって寄付金は地域貢献の手段でもあるため、ビジネスの一環としてとらえている。企業が積極的に支援する背景には、日本に比べて寄付に対する税の優遇制度が大きいことが挙げられる。個人に対しても寄付による優遇が大きく、相続するよりも土地家屋を寄付するという考えの人々もあり、対象物件を寄付していただき、非営利法人の事務所となっている団体が多く見られる。補助金については成果主義が採用されていて、企画書を提出し、採用されればサービスを開始し、成果次第で支払われる方式が取られているため、資金繰りが厳しい団体は事業担保で銀行や企業から借り入れる。企画力のある団体がある地域とそうでない地域、資金提供する企業があるところと無いところの地域格差が大きい。非営利法人の役割は様々で、NCVOのように福祉分野に限らず幅広く調査研究を行い政府に政策提言をする団体や、エイジUKのように福祉を幅広く運営している団体もある。地方には福祉サービスに特化した小さい団体も多数あり、ボランティア文化が進んでいることが伺える。英国では162,965の非営利団体があり6段階にランク分けされ、上から、スーパーメジャー、メジャー、ラージ、ミディアム、スモール、マイクロとなっている。視察してきたNCVOはメジャーに位置し、エイジUKはラージでその他はスモールからミディアムに位置する。地域コミュニティの舞台となっているのはマイクロからラージであり、地域ニーズを捕まえ事業運営している。非営利団体を支えているのはボランティアで、地域事業所では正規職員はわずか数名で運営されていることから、英国でのボランティアの定着が日本と大きく違っていることが分かる。

4. 地域包括ケアシステムの構築

視察を終えて話し合う内に、日本における地域包括ケアシステムの全容が見えてきたことが団員たちの発言から窺えた。英国は自助、互助が中心のコミュニティづくりであるが、日本は共助、公助主体のサービス形態である。私たちの団では、この四つがバランスよく保たれていなければ理想的な地域包括システムが構築されないと結論付けた。日本における共助、公助は、介護保険システムにより構築されている。英国における自助、互助は、

非営利団体のニーズ調査による独自の企画で構築されている。今回の視察で日本の介護保険システムは非常に良くできていることを認識した。どの地域にいても平均的なサービスを誰でも受けることができる。その反面、必要でない過剰サービスを受けることがあることも事実である。英国では非営利団体が活動している地域では、利用者個々に独自のサービスが受けられるが、活動のない地域ではサービスは皆無である。現在の介護保険システムを活かしながら地域包括ケアシステムを構築するためには、事業所が地域住人及び利用者のニーズをしっかりと把握し、的確なサービスを提供しなければならない。そのためには、医療・介護・予防・生活支援の段階をより明確化し、医療と介護をなるべく利用しなくても済むよう予防と生活支援に重点を置く必要があると考える。現在の政策もそのような方向に向かってはいるが、明確な取組を打ち出すことができていない。そこには地域コミュニティの構築の遅れが影響している。戦後間もない日本には自助・互助の精神があり地域コミュニティが確立されていた。しかし第一次ベビーブームで出生した団塊の世代が高度経済成長期を支え核家族化を生んだ。そのため地域コミュニティは都市圏から徐々に崩壊し始めた。現在では地方においても核家族化が進んでいる。この段階からのコミュニティ再生はかなり困難である。再生のカギは現時点で地域に残っている資源の活用が考えられる。例えば民生・児童委員は地域コミュニティと介護保険システムを繋ぐ重要な役割である。しかし、この資源も首都圏や地方都市においては形骸化しており稼働状態とはいえない状況である。これらの資源を再稼働させるための原動力に社会福祉法人やNPO法人が挙げられる。社会福祉法人が実施しているのは施設経営や事業所運営だけではない。地域を支える社会福祉協議会も社会福祉法人である。この社会福祉協議会が、英国における中間支援団体の役割を担うべきである。現在の社会福祉協議会は、全国、都道府県、市町村ごとに法人格を持ち、それぞれが独立した動きを取っている。これらの法人間連携をまず強化し、中央から地方まで流れの良い情報提供や現場から上がったニーズや要望を政府に施策として提言していく必要がある。社会福祉協議会が中間支援団体としての役目を果たすことができれば、地域コミュニティの中で従来からの資源と利用者を介護保険システムにつなげていくことが可能である。この取組を現実化することが、日本にマッチした地域包括ケアシステムではないだろうか。

おわりに

今回英国に派遣していただき、私も団員も新しい発見が沢山あった。私が特に印象深かったのは、エイジ・コンサーン・イーストボーンの作業所イーストボーン・シェードで見た男性だけの木工作业所である。作業所の

広さはないが、家具をリメイクして販売したりイメージ画から木製品を作ったり多様な注文を受けている。日本であれば受注したからには納期がありそれに追われることになるが、ここでは何とものんびりした作業で、納期に追われている感じがしない。作業所に来て、お茶を飲んで話をして帰っていく老人もいれば、ずっと作業をしている方もいる。責任者に尋ねると、作業をするかしないかは本人が判断し、その結果、作業をしなくても文句を言う人はいないということである。この作業所では、納期は一応あるが遅れることにペナルティは無いようだ。これは発注者も理解していることだという。これは作業所という名のサロンであると感じた。日本でも英国でも、企業をリタイアした男性が認知症になるケースが多いが、こういった作業所サロンは認知症予防や孤独化対策

に大いに役立つ。こういった取組は私にとって大いに参考になった。団員たちもホームステイやギグ・バディ (Gig Buddies) に参加したことで地域コミュニティの大切さを学んだと思う。私は自法人にて、障害児・者の事業、介護保険事業、児童福祉事業を運営している。この事業を一体のものと考えて施設間連携を行ってきた。そして、施設間連携が地域連携につながっていった。団員たちも地域に帰り自分たちの地域資源を確認し、眠っているものがあれば自らが積極的に関与して機能させることに尽力し、フィンランド団、ドイツ団と連携を取り、地域コミュニティを作っていきたいと確認し合った。私も団員たちの今後に大いに希望を持ち、交流を続けたいと思う。

特別養護老人ホームに属する理学療法士が地域貢献するために ～英国の文化・制度を学び、今後の取組をより活性化するための展望～

中川 龍

1. はじめに

英国派遣では、個人テーマを「高齢者に対する予防的リハビリテーションの根底にある個人の性質、自由、意思決定を尊重する文化を英国で学び、地域の中で理学療法士としての役割を検討する」とした。高齢者が、実際に入院・入所されている生活の場を見ることはできなかったが、英国の文化や制度、それらを支える軸となる概念を学ぶことができた。今後、日本の超高齢化を迎えるにあたり、地域包括ケアシステムの構築におけるまちづくりや介護の質向上のために何かヒントになることはないか、英国研修に臨んだ。以下にキーワードを挙げながら今後の活動について報告する。

2. 地域包括ケアシステムにおける特別養護老人ホームの役割

私は、現在、特別養護老人ホームにて理学療法士として利用者に対してリハビリテーションを行っている。介護の現場では様々な問題が新聞やニュースで取り上げられることが多く、虐待などのショッキングなニュースに触れるたびに介護という仕事に対する国民のマイナスイメージが先行しているように思う。実際に介護現場の最前線で働いていると慢性的な人手不足は常態化しており、余剰人員を抱えるほど組織の余裕もなく、業務をこなすことに終始している。そんな中で少しでも利用者により良い生活を提供したいという職員の意欲はとて高く、現在の介護現場は職員の意欲によって支えられているのが現状である。

地域包括ケアシステムの中で特別養護老人ホームは生活の場、看取りの場としてとらえられており、地域密着

した介護教室などで情報、技術発信の場としての役割も担っている。平成28年4月から要介護3以上に入所基準を定められ、今後は更に入所者の重度化が進行していくと思われる。地域包括ケアシステムでは施設から在宅への大義名分の下、「重度要介護者となってもなるべく長く住み慣れた地域で暮らす」ことを唱えているが、国の方針に反して特別養護老人ホームの入所待機者は増える一方である。

国民それぞれが人生の最期をどのように過ごしたいかという議論も不十分であり、疾病によって障害を持つことや老後をどのように過ごしたいか、などのイメージを共有することが不十分と言える。私は臨床で多くの患者、利用者と接してきて思うことは「突然、障害者になった」と落ち込んでいる人達が多いということだ。これは病前から障害者に接する機会が全く無く、障害を持つことに対してマイナスなイメージを持ってしまい、過去の自分と重ねて、そのギャップに苦悩してしまうためと思う。このイメージのギャップを埋めるためには障害者や高齢者と接する機会を持つことや障害を持つことに対する偏見を少しでも無くさなくてはならない。

3. 英国の医療制度を持続可能としているものとは何か。

日本では医療・介護保険方式にてサービスを提供している。年々、膨らむ医療費の削減のために厚生労働省は毎回の診療報酬改定にてバランスを取っているが、医療費は膨れ上がるばかりで問題は先送りされ続けている。英国の国民保健サービス (National Health Service以下、NHS) をみとみると1948年に創設された国営の医療サービスであり、全ての国民に疾病予防やリハビリテーショ

ンを含めた包括的な医療サービスを、税財源により原則無料で提供している。日本の医療・介護保険制度と違い、税方式のため一年の予算枠は決まっており、その枠内で医療を提供しなくてはならない。そのため、少しでも医療コストを削減するために研究を通して科学的根拠を元に徹底的に無駄を省いている。さらにケアの質委員会という機関が独立してNHSを評価している。科学的根拠に反した医療や無駄の多い経営をしているとケアの質委員会からは是正勧告を受ける。このように独立した組織から評価される形によってNHSは成り立っている。NHSの中でGP (General Practitioner以下、GP) という一般家庭医の存在が、NHSを機能させるために重要な役割を果たしている。国民一人一人がGPに登録して診察を受けなくてはならない。必要に応じてGPの紹介でトラストといわれる病院の専門医を受診する。GPの役割は疾病にかかった際の診察だけでなく、日々の健康管理の相談などの医療から保健まで幅広い。近年、膨らむ医療費を抑えるためには、疾病予防が大切と日本でも盛んに言われているが、英国でも同様に予防に取り組んでいる。GPは登録住民が受診した際に予防的観点から生活習慣の見直しを促す。まさに言葉の通り門番の役割である。このようにNHSのシステムの中でGPは非常に重要な役割を担っている。

研究に対して力を入れていることは既に触れたが、英国では科学的根拠のないものに対しては予算を当てず、効果があるものに対しては予算を組むことを惜しまない。疾病予防に対しても効果が高く認められているから、GPも予防的観点から市民の健康を推進する。さらに英国は近年、認知症に対して世界一になると宣言して国を挙げて取り組んでいる。これはこれから高齢化が進行して認知症問題が表面化する前に対策を打ち出すだけの価値があると戦略的に取り組んでいるように感じる。この研究に関しては政府だけでなく、中間支援団体である全国ボランティア団体協議会 (The National Council for Voluntary Organisations、以下、NCVO)、エイジUKなど大きなチャリティ団体でも力を入れており、国家的に研究に力を入れている。

4. 強固な関係を築くパートナーシップ

英国で素晴らしいと感じさせられたことは行政と中間支援団体、市民が対等な関係を築いている点である。団体間の隔たりもなく、同じ目的意識を持って高齢者問題に取り組んでいる。日本ではお上と表現され、官と民の対立などが取り沙汰されるなど、何か隔たりがあるのが一般的であるのと対照的に英国ではそのような垣根を感じることはなかった。事前学習でパートナーシップという言葉は知っていたが、この言葉こそが英国の福祉政策の根幹であり、協働という真の意味であると感じた。この言葉が強調されるようになったのは1997年のブレア首

相が提唱した「第三の道」からだ。それまでは各団体間の連携不足などで問題が起こっていたのかもしれない。また、国民の積極的なボランティア参加によって、ボランティアに依存してしまい適当な労働力として使う傾向があった。政府がこのような問題に対して上下をなくして各団体を対等の関係にするとトップダウンにて理念を提唱したことは非常に重要なことであった。現在ではパートナーシップの提唱は各団体間の強固な関係を築くキーワードとなっている。このパートナーシップは各団体間だけでなく、個人個人を結ぶキーワードでもある。利用者として私、私と他職種という全てが対等なパートナーであり、互いに認め合い尊重し合う、非常に前向きな関係といえる。

5. ボトムアップを可能にしているものとは

英国でさらに魅力を感じたのはボトムアップ型の提案力である。NCVO政策ボランティア担当部長カール・ウィルディング氏、エ



イジUK本部政策担当ジル・モルティモー氏の政策提言は、日本が見習うべきものと思う。この政策提言を可能としているのはロビー活動である。ロビー活動とは、「特定の主張を有する個人または団体が政府の政策に影響を及ぼすことを目的として行う政治活動である」と表わされる。このロビー活動こそ市民の声を行政に届けるといってボトムアップ型の提案を行う力の源である。日本でも政治家、政府へロビー活動が行われるが、政策追求型、政策批判的な活動が主になってしまっている。

英国の多くのチャリティ団体を取りまとめるNCVOのような中間支援団体が、行政へ利用者の声を反映した施策提言を行っている。これらの中間支援団体が行政と市民のパイプ役としてボトムアップを円滑に遂行するために重要な役割を果たしている。決して全てを行政に委ねるのではなく、自らが行動して政治を動かしていくという潜在意識が根底にあるように感じた。



英国はボトムアップ型であるが、実際はトップダウンを要所で上手く使っている。ブレア首相の第三の道にあるパートナーシップや認知症の国家的な取組をみていると、重要な国の軸となるような概念をトップダウンで宣言し、細かな課題は市民から近い存在のチャリティ団体などがボトムアップによってまとめて行政に吸い上げる。トップダウンとボトムアップをうまく使い分けて、科学的根拠を基にこれから起こり得る問題に対してもス

マートに物事を進めていく、非常に円熟した社会である。トップダウンによってパートナーシップや認知症の国家的な取組を示すのは、背景に現場で介護の質を確保することに対しての危機感が存在しており、医療・介護の専門職が問題に直面した時に指針となる考え方、概念が必要と考えたのではないだろうか。実際にはチャリティ団体などの提案を受けて政府が動いているのではないだろうか。あくまで仮定の話であるが、そう考えるとチャリティ団体の力はとても強く、政府にとっても無視できない存在であり、時に政府をリードしている。真に現場の意見を吸い上げて、重要な指針を政府が示す。理想的な政策決定過程であり、スムーズにこれらの政策が進められるのも納得して国民も取り組んでいるからだろう。日本のように政策が示されて現場が混乱し、政策批判するのは対照的でより効率的であることが分かる。

6. チャリティ団体の自立した経営

ヨーロッパで最も盛んなチャリティ文化が存在している。チャリティ団体が補助金に頼らずに自立した経営を目指している。「財政難で補助金が減少している。そのため補助金に頼らずに資金を集める努力をしている」と、どの団体を訪ねても同じ回答であった。エイジ・コンサーン・イーストボーンにて空きスペースをカフェ店に貸して賃貸料を得たり、町のいたるところにチャリティショップが見られた。このような様々な経営努力は、一般企業と変わりなく必要であり、「チャリティはビジネスである」という言葉をNCVOのウィルディング氏が発言したことが端的に表していると思う。政府からの補助金に頼らない経営によって健全なロビー活動につながり、自由な施策提言が可能となる。チャリティ団体自体が完全に自立しており、これによってより対等な発言を可能にしている。英国のチャリティ団体は、政府と対等に共通の目標のために協働して取り組んでいる。個人、中間支援団体、政府とそれぞれが自立してお互いを尊重し、パートナーシップを発揮しながら社会全体に貢献するために同じ方向を向いて前進している。

7. ボランティア

日本人にとってボランティアは災害時などに発生的に取り組むことが多く、助け合いという考え方は日本人にも存在しているが継続的に取り組んでいる人がどれだけのいるだろうか。英国人のボランティアに参加する機会は1年間に1回参加するが70%、月に1回参加するが49%と高く、継続的かつ日常的なものということが分かる。このようにボランティアが定着しているのには育成に地道な努力をしていることをNCVOへの訪問に説明を受けた。特に力を入れているのは前期高齢者と言われる定年退職後の世代のボランティア活動を推奨していた。さらに今後年齢を重ねてからのイメージをボランティア対象

の高齢者を重ねることによってより現実的に自分の未来をイメージすることができる。ボランティアをすることによって、より健康的で社会的な生活を送ることで介護予防につながる。

ボランティアを発掘・育成することは、時間も掛かるし普通の業務を優先してなかなか難しいことかもしれないが、「ボランティアに投資する」というNCVOのウィルディング氏の言葉があったように、投資するだけの価値があると思う。ボランティアがいることによって専門職の手助けに必ずなると思うし、ストーン・エンド・デイセンターにて学生ボランティアが配膳下膳したり、話し相手になったりするのを見学したが、もし、日本でこのようにボランティアが活躍することができたらどれだけ専門職が心強いだろうか。当施設でもボランティアの受け入れはしているがまだまだ有効に活用することができていないと思う。もっとボランティアに参加したい人は多くいるのではないかと。現在の介護現場でボランティアが施設にいれば人間的にも助かるし、専門職にも刺激になると思う。地域のボランティアが施設に入るだけで閉鎖的な印象を取り払えることができるし、近年問題になっている虐待予防にも一般の目が入るだけで効果があるのではないかと思う。

一般の目にさらすと書くと表現が良くないが、課題図書で事前に学習したところ、フィードバックを受けることを苦にしない風習を見習うべきと感じる。日本では指摘されたり、注意されることを避けたりすることがあるが、英国では指摘されたり、注意されたりすることを恐れない態度がある。より多くの視点から修正などが入ることによってより良い物ができると信じているのだ。

8. 英国のコミュニティと日本のコミュニティ

エイジUKルイシャム・アンド・サザーク、ストーン・エンド・デイセンターにてクレール・ゴリエール氏の取組の紹介を受けた。ラテン系の移民が中心に集まり、ストーン・エンド・デイセンター利用者の帰宅後のスペースを借り、サロンのように気軽に集まれる場を作った。簡単なキッチンスペースを使っておやつを作ってみんなで寄り添って食べたり、ダンスをして体を動かすことを繰り返していると次第に人数が多くなり、参加者自らが企画運営していくようになった。これらの取組から英国人にとって移民が多く様々な民族が共存しなくてはいけないため、コミュニティとは自らが率先して参加して作ってきたものと考えている。

日本人にとってコミュニティとは昔から当然のように存在しているものであり、自ら作り出してきたという考え方は希薄である。なぜなら親の代から存在しており、旧来的な存在で自ら参画して作り出すというよりも祖先から受け継いだものと考えられる。日本のコミュニティは自治会、民生委員、隣組などのしっかりとした組織が

あり、地域住民で助け合う文化が築かれていた。近年の日本の都市部では地域社会が大きく崩れかけている状態である。

地域包括ケアシステムは地域再生のための重要な役割を担っている。日本の既存の自治会活動や民生委員などの活動を支える役目を非営利組織が一助となることができれば、地域にとって頼りになる組織になるだろう。非営利組織である社会福祉法人や医療法人がリーダーシップを発揮して、コミュニティ再建のために地域に潜在的に眠っている人材をボランティアなどの活動につなげて、社会的かつ健康的に高齢期を過ごすことを促す。日本のコミュニティの再建のためには、地域包括ケアシステムの構築が非常に重要な役割を果たすと思う。

9. 差別のない自由な環境

「知的障害者も何時に寝るかは自分自身で決めるべきであり、自分らしく生きるための選択を自分自身で行うべきである」を理念にバンクバンドのメンバーが始めたチャリティ団体で、既参加青年のケイト・オグデン氏が紹介してくれた「ギグ・バディ」という取組がある。知的障害者と一緒にバディを組んでギグを見に行く。同じ音楽の趣味があれば話も盛り上がり、共通の好きなミュージシャンについて語り合うことができる。このように専門職がボランティアに自然と関わっていた。

その他にエイジ・コンサーン・イーストボーンの作業所イーストボーン・シェードでは、50歳以上の高齢者が大工仕事などの作業を行っていたが、集まっている高齢者がとても生き生きして楽しそうに、時に真剣に作業について話をしている姿を見学することができた。

日本ではリスクに対して非常に敏感で怪我などをしてはいけないと避けられることが多いことに対して英国では非常に自由に取り組んでいた。日本の枠にはまった固定概念やこれをしてはいけないと規制などを取っ払ってしまって利用者本人の希望やニーズを重視したサービスが日本にもあって良いのではないかと考える機会になった。当施設でも好きな演歌歌手のコンサートへの同行やショッピングセンターへの外出支援はしているが、もっと利用者本人の希望を聞いてみようと思う機会になった。専門職は障害を持つ人達にとって良き理解者であり、世間一般の人達に対して障害を少しでも理解してもらえるように努めてい



かなくてはいけない。当たり前のことであるが、長く働いていると忘れてしまっていることに気付かされた。

10. これからの事後活動について

以下に英国研修で学んだことを活かすために目標をまとめた。

(1) 地域包括ケアシステムの構築のため、地域連携、他職種連携を推し進める

英国の制度などを学んでいく中で逆に日本の素晴らしい所は何かを学ぶこともできた。これは日本に居る時は気付かなかったことに気付くようになったというべきだろうか。その中でも地域包括ケアシステムについては、地域特性や住民と共に協働して取り組む点において先進的で壮大な取組であることに気付かされた。このシステムを構築することはとても大事なことであり、社会福祉法人や医療法人などの事業所が地域再生のため担い手として大きな期待が掛けられていることがよくわかった。

(2) 専門職が地域で活躍する場を作る

英国でも専門職が積極的に施設内から出てアウトリーチやボランティアのサポートを行っていた。専門職としてもっと地域に出て活躍する場を作らなくてはいけないと感じる。施設の中で待っていても問題は外の世界で起こっているのが気付くことができない。地域に出て様々な問題を吸い上げて施設に持ち帰り、提供しているサービスに反映して活かしていく。地域に出る形は、サロンの体操教室、健康教室、地域の祭り、敬老会、利用者の送迎など何でもよいと思う。少しでもアンテナを張って感じる如果能够あれば、何かを発信したくなる。声を上げたくなる。様々な介護現場での問題を世間一般に訴え提起して、その問題解決のために理学療法士としての専門性を発揮することの重要性を学ぶことができた。

(3) ボランティアの育成・サポート体制を作る

英国でのボランティアの育成・サポート体制を目の当たりにして、全てを日本に置き換えるのはまだまだ難しいが、少しでも近付けるようにしたい。地域で潜在的に隠れている人材を積極的にボランティア活動につなげられるようにサポートしていきたい。例え、話し相手だけでも現在の慢性的な人手不足の介護現場では、どれだけ専門職が助かるか。想像するのは容易である。

(4) 理学療法士として「高齢者」「障害者」の良きパートナーになる

日本の中でもっと「老いること」「障害を持つこと」などを広く知ってもらう活動が必要と感じた。高齢者や障害を持つ人達の良きパートナーとなり、老いることや障害を持つことに対しての価値観をもっと変えていきたい。弱者、可哀想などのマイナスイメージを乗り越して

その先にある「共に生きていく」という強い意志を示されたようで圧倒された。今後の人生に新たなロールモデルを提示してくれた。英国で感じた差別のない当然のように共存している世界に触れて感じたことである。さらに老いることに対して具体的なイメージを持てるように、どのような最期を迎えたいか、施設なのか自宅なのか、死生観に関してもっと日本の中で議論が巻き起こるように努めたい。特別養護老人ホームでは多くの看取り件数があるため、事例などの情報を発信することができればと思う。老いること、障害を持つことがより具体的にイメージすることができる社会に貢献していきたい。

(5) 理学療法士として介護の質向上のため技術伝達に努める

英国でのあらゆる取組をみていると、自立した個人が前提にあるように思う。今回の個人テーマを「個人の自由、性質、意思決定を尊重する文化」を学ぶとしたが、三好¹⁾によると個性とは集団の中でこそ光るものであり、

個別性の反対語は画一性である。個性を認めない社会が問題なのであるとしている。日本に「みんな違って当たり前」といえる土台があるだろうか。英国の文化の厚みを感じて思ったことである。私達がいる医療・介護の世界こそ違いを認めなくてはならない社会である。利用者の自由、性質、意思決定を大切にして、個別的な介助法を他職種・家族・地域住民へ提示し、細かな技術伝達を粘り強く行っていきたい。

11. 終わりに

このプログラムに対して御尽力下さった日英双方の方々に深くお礼を申し上げます。澤田団長始め、団員の皆さんとの出会いに感謝し、今後も学び合い、刺激を与え合う関係を継続していければと思います。ありがとうございました。



1) 三好春樹：介護の大誤解 講談社 2007 pp20-21

2) 内閣府：平成27年度高齢化の状況及び高齢社会対策の実施状況・平成28年度高齢社会対策 高齢社会白書(概要) 2016

3) 武内和久 竹之下泰志：公平・無料・国営を貫く英国の医療改革 集英社 2009

4) 中島恵理：英国の持続可能な地域づくり 学芸出版社 2005

2. フィンランド団（障害者関連活動）行動記録

月日	天候	時間	行 動 内 容
10月9日 (日)	曇	10:30 14:15 15:30-17:30 20:00-21:00	成田国際空港発(JL413) ヘルシンキヴァンター空港着 オリエンテーション 団ミーティング (ヘルシンキ泊)
10月10日 (月)	曇	09:00-13:00 (09:00-11:00) (11:15-12:00) 13:00-15:00 15:20-16:00 17:00-18:15 19:30-21:00 21:00-22:15	社会保健省訪問 社会保健省より障害者施策、障害者サービスについて講義 全国障害者評議会(VANE)より講義 フィンランド・トレッシュホルド協会訪問 フィンランド・トレッシュホルド協会にて団ミーティング フィンランド青年協会訪問 歓迎夕食会 団ミーティング (ヘルシンキ泊)
10月11日 (火)	曇	09:30-10:30 11:00-12:35 14:00-16:00 21:00-22:15	在フィンランド日本国大使館訪問 山本条太駐フィンランド特命全権大使表敬 エステリ(ヘルシンキ市のアクセシビリティ施策)視察 ルフトゥ・アーウ(知的障害児・者のための施設、教育及びワークショップ)訪問 団ミーティング (ヘルシンキ泊)
10月12日 (水)	曇	09:06-10:41 11:00-14:15 14:41-14:52 16:00-17:30 21:40-23:00	レンパーラへ電車移動 ベサプー(障害者の住居)訪問 タンペレへ電車移動 タンペレ市役所訪問 団ミーティング (タンペレ泊)
10月13日 (木)	曇	10:00-12:45 (12:00-12:45) 13:30-15:30 16:02-17:33 21:00-21:30	盲ろう者リソースセンター訪問 住居者との昼食 マリケ(重度障害者サービス)訪問 ヘルシンキへ電車移動 団ミーティング (ヘルシンキ泊)
10月14日 (金)	曇	09:10-11:00 12:25-14:25 14:30-16:30	バルテリ学習センター、ルスキス特別学校訪問 フィンランド視覚障害者連盟(FFVI)訪問 セリア(公立視覚障害者図書館)訪問 (ヘルシンキ泊)
10月15日 (土)	曇/雨	10:00-11:30 12:00-13:00 13:40-15:05 15:35	インノヨク株式会社訪問 ルフトゥ・アーウのワークショップカフェIPIkulmakuppilaにて昼食 カルチャー・フォー・オール訪問 ホームステイマッチング (ホームステイ)
10月16日 (日)	曇/晴	17:00 18:30-21:00	ホームステイ ホテルへ戻り 団ミーティング (ヘルシンキ泊)
10月17日 (月)	曇	09:00-11:00 11:00-12:30 17:25	フィンランド身体障害者連盟(FPD)訪問 フィンランド身体障害者連盟(FPD)にて評価会 ヘルシンキヴァンター空港発(JL414) (機内泊)
10月18日 (火)	晴	9:00	成田国際空港着

訪問先一覧（派遣者による記録）

訪問先	社会保健省
訪問日	10月10日(月)
面会者	エベリーナ・ポウホネン 福祉保健推進課長 ヤーナ・フフタ 大臣アドバイザー
住所	Meritullinkatu 8, 0017 Helsinki, Finland
電話番号	(358)-295-16001
URL	http://stm.fi

機関の紹介：

フィンランドの政府機関であり、社会福祉及び医療サービスを主に担当。また、フィンランド国内及びEUの障害者施策を担当。

訪問時の活動内容：

【説明のポイント】

- ・ 国連障害者権利条約とフィンランドの障害者政策
全て国連障害者権利条約(以下、権利条約)に則って障害者政策を実施。EUとしても権利条約には批准しているため、権利条約が施策の基礎。国内法を整えるため、2016年5月に批准するまで署名から9年を要した。特に自己決定権に関して時間をかけた。
- ・ 社会モデルから人権を基盤としたモデルへの転換期
障害者政策の理念は、平等、非差別、十分なサービスとサポート。施行は全て行政機関が行い、民間企業の提供するサービスも各自治体がい取り、サービスを提供する。
2010年から2015年まで14の総合的なプログラムと122の方法でプログラムを施行。一つ一つの方法は担当省庁を明確にして実施。その5つの優先ゴールは、①権利条約批准による国内法整備、②社会、経済的地位向上・貧困の改善、③国全体で質の高いサービスの提供、④社会のバリアフリー促進、⑤研究の推進。プログラム実施後の検証の結果、特に省庁の社会的意識の変化及び「障害者自身が平等ではないと考えていること」を認識できたことが一番の成果。今後の課題は、特に就労とバリアフリーの促進。
- ・ 社会保険サービスとソテ(SOTE)改革
社会保険サービスは、各自治体(約300)で実施。人口

の高齢化や費用の増加、不平等が問題。改革目標として①不平等の解消、②社会と福祉、③公的資金の安定、を掲げ、2019年を目途にソテ(SOTE)と言われる社会保障法全般の制度改革を行う予定。ソテ改革では、約300の自治体を18のエリアに分け、地方自治を統合することでサービス供給の広域化及び効率化を図る。税制の権利においても、4年間は与えないため、自治体の権限に大きな変化をもたらすとして、合意形成には困難を極めた。

- ・ 特別法としての障害者サービス法(1988年)と知的サービス法(1977年)
障害者サービス法で実施するプログラムや行動計画では、住み慣れた地域に住むことを重視し、住居サービスの整備を推進。サービスモデルの主観的権利は、住居・移動・ADL・福祉・パーソナルアシスタント(以下PA)など。障害者サービスの利用に関して、障害者と高齢者の区別について、2019年には認知症患者などを含む全ての人に自己決定権と選択の自由が受容できるよう今後調整予定。
- ・ パーソナルアシスタンス制度
1987年に障害者サービス法において規定。2009年の改正で各自治体における制度として義務化。当初5,000人だった利用者は、現在18,000人に増加。自己決定権を基に独立した生活のための直接的サポート、種々のサービス実行のためのサポートをPAが行う。PAは当事者との契約に基づくため、自己決定ができない当事者の場合、最終的には裁判所が決定を行う。
- ・ 知的障害者の地域移行
現在約1,000人の知的障害者が施設に入所。今後2020年を目処に地域移行を進める。

訪問先	全国障害者評議会(VANE)
訪問日	10月10日(月)
面会者	メリヤ・ヒッコネン 大臣アドバイザー テア・コフレン プランニング担当
住所	Meritullinkatu8,Helsinki
電話番号	(358)-295-163-203
URL	www.vane.to

機関の紹介：

1986年設立。国会への提言活動・啓蒙活動・地方イベント開催等、障害者団体と政府の関係を築く役割を法の基に保障されている。2016年5月の権利条約批准に当たり、国内法が権利条約の規定に沿うように整備されているかを確認する役割を担う。日本の障害者政策委員会が類似組織。18名のメンバーは、障害当事者9名(30の障害者団体の選挙で選出)と9名の行政職員からなる(2016年10月時点)。「Nothing about us, without us!(私たち抜きに私たちのことを決めないで!)」の精神で、議長(3年交代)を当事者が担うことを大切にする。

訪問時の活動内容：

【説明のポイント】

- ・ 担う役割
 - ① 権利条約批准2年後に、条約の履行状況を国連へ報告するレポート作成。
 - ② 2019年に行われるソテ改革への提言。ソテ法施行後、18のエリアすべてに地方障害者評議会を設置するための設置準備。

【意見交換のポイント】

- ・ 自治体レベルの障害者プログラムの見直しと内容
5～6年ごとに自治体ごとに見直し、作成。4年ごとの選挙とタイミングを合わせたいが準備などが難しい。各自自治体でそれぞれ異なるプログラム計画が作成される。
- ・ 評議会委員の選定方法の変化
今後、18名の内、障害当事者数が6名に減少する。議長と副議長は引き続き、障害者団体から選任され、継続して国レベルのコーディネートを行う。これまでの選挙から障害者フォーラム(障害者団体を束ねるネットワーク団体)が6名を選出する方法へ変更される。様々な障害を持つ委員の選定を要望している。
- ・ 提言活動
法律を変えるためには、提言活動を継続し、また他団体と協力して取り組むことが大切。

訪問先	フィンランド・トレッシュホルド協会
訪問日	10月10日(月)
面会者	カッレ・キョンキョラ 代表
住所	Siltasaarenkatu 4, 00530 Helsinki
電話番号	(358)-(0)9 6850 110
URL	http://kynnys.fi/

機関の紹介：

1973年設立。障害者の人権推進を活動の中心とし、人権・自立した生活・文化の3つの要素を主な使命として、フィンランドのすべての障害者を対象に支援を行う。弁護士3名とソーシャルワーカー1名が勤務し、当事者自身の権利意識を高めるために助言や指導を行う。障害者の最高の指導者は同じ経験を持つ障害者であるとし、ピアサポート及び障害者の指導者の養成を行う。代表カッレ氏の障害者への不当な扱いや差別に対する憤りと権利への強い意識が、協会の活動の原動力となり、フィンランド全体へも強い影響を与えている。

団体の主な活動は、以下の通り。

- ・ 政策提言：サービスが充実に実施されているか、様々な人権条約が順守されているかを評価し、助言。
- ・ PAネットワーク作り：サービスを提供するPA団体ネットワークの構築、管理(障害者団体や民間、行政など。)
- ・ 住居のサポート：住居サービス支援者や障害者に対し、障害者が住居で暮らす権利について教示。
- ・ 家族のサポート：出産する権利や家族を作る権利を教える。障害者がパートナーを作るサポートの実施。

訪問時の活動内容：

【説明のポイント】

- ・ フィンランド福祉の現状
バリアフリーは推進されてきたが、商業的な建物や住居は改善が必要。新築する際や改築の際にアドバイスを行う。公共交通機関は進んでおり、都心であれば、どこでも車いすで行くことができる。
PA利用者は増え、財源は政府から自治体に移行。PAのおかげで住みたい所に住むことができる。
現在の課題は、特別学校や支援学級に通級する人が増え、大学に進学する障害者が少なく、次世代の担い手不足。
- ・ 人権意識について
政策提言等で困難なことは政治家の人権意識が低いこと。利用者の細かい情報を支援者間で共有するが、必

要のない情報まで管理しすぎる傾向がある。情報共有内容についても当事者が決め、会議の時間を削減すべきと提言する予定。地域住民への啓発等は未だ積極的に行っていないが、権利条約批准後、障害者の人権保障が法的に拘束力を持つようになった。障害者自身の人権についても今後議論し、推進する。

- ・ 重度重複障害者への支援
重度重複障害者数はとても少なく、病院や医師が常駐した住居で過ごすのが現状。重度重複障害者の意思決定はとても難しく、関する法改正について5年試みたが、うまくいかなかった。もし、他人が意志決定するのであれば、理由を明文化すべきであり、意志決定の範囲を線引きすることはできない。医療行為の実施を決定するのも当事者。

訪問先	フィンランド青年協会
訪問日	10月10日(月)
面会者	ヤルッコ・レヒコイネン 所長
住所	Allianssi-talo, Asemapäällikönkatu 1, 00520 Helsinki
電話番号	(358)-20-755-2615
URL	http://www.alli.fi

機関の紹介：

1993年にフィンランドの青少年関係3団体が合併してできた中間支援団体であり、国レベルの青少年理事会。フィンランドのほぼすべての青少年関係団体127団体が所属。目的は、若者が責任ある社会の一員となり、意思決定プロセスや国際活動に参加するのを助けること。人権に関する国連宣言と、人権に関する欧州条約の原則を受け入れる。職員26名、理事14名。国際委員会、国内委員会、参加委員会、平等委員会の4つの委員会を持つ。

訪問時の活動内容：

【説明のポイント】

- ・ フィンランドの若者に関する政策：教育省の管轄。教育法に則して、各自治体では若者に関する活動をする必要がある。人口60万人のヘルシンキでは、若者に関する労働者は200人いるが、小さい自治体では、他の仕事も兼ねている職員が多い。
- ・ 若者に関する団体の財源：宝くじ(VEIKKAUS)の収益5億3000万ユーロの内、10%を青少年分野に配分すると法律で決まっている。

訪問先	在フィンランド日本国大使館
訪問日	10月11日(火)
面会者	山本条太 駐フィンランド特命全権大使 中張有紀子 広報文化班長
住所	Unioninkatu 20-22, 00130 Helsinki
電話番号	(358)-9-686 0200
URL	http://www.fi.emb-japan.go.jp/itprtop_ja/index.html

機関の紹介：

在留邦人に対し領事サービス(パスポート、証明書の発行等)や安全情報等を提供するほか、フィンランド人など外国籍の方に対し領事サービス(ビザの発行等)や日本関連情報等の提供を行う。また、民間企業を支援する窓

口を設置。インフラ海外展開の支援を担当し、商工会等との連絡・調整の窓口となる。大使館内には、一般来館者が利用できる図書館があり、小説や絵本、専門書など様々な和書や英語・フィンランド語での日本に関する書籍の貸し出しを行う。

訪問時の活動内容：

【説明のポイント】

- ・ フィンランド人の特徴
恥ずかしがり屋だが、挨拶や人情を大切にする国民性。社会改革も一度にすべてを変えるのではなく、徐々に社会に変化を起こすのが上手い。
- ・ フィンランドの教育
世界的に見ても、成績は必ず上位。落ちこぼれやドロップアウトする生徒が少なく、学習過程を大切にする。学力が身に付くまで教える。IT立国のため、天才が活躍しやすい社会環境である。
- ・ フィンランドの福祉
人口が非常に少なく、高水準で福祉サービスを提供。評判は良い。福祉サービスと教育の主導権は地方自治

体であり、効率性や金銭面の管理が課題。フィンランドのGDPの4割以上が社会サービスに使われている現状を打破し、財政が破綻を防ぐため、ソテ改革に取り組むことになった。

【意見交換のポイント】

- ・ フィンランド在住の邦人数とその背景
約1,900名の内、200名ほどは研究者、留学生、芸術家など。フィンランド人との国際結婚による永住者も多い。
- ・ フィンランドにおける日本文化紹介・広報活動
フィンランドの陶磁器メーカー「イッタラ」と日本のデザイナーのコラボレーションなど、既存のネットワークを活用し、両国の文化的な力をいかにつなぎ合わせるかを考え広報活動を行う。

訪問先	エステリ (ヘルシンキ市のアクセシビリティ施策)
訪問日	10月11日 (火)
面会者	ピリヨ・トゥウラ プロジェクトリーダー兼アクセシビリティ代表
住所	Nordensköldinkatu18a, Helsinki
電話番号	(358) -9-310-38410
URL	www.hel.fi/helsinkikaikille

機関の紹介：

ヘルシンキ市のアクセシビリティ促進施策「ヘルシンキ・フォー・オール」の一つであり、視覚障害者や車いすなどの方を主に対象とした物理的アクセシビリティの施設。担当者はヘルシンキ市のバリアフリーオンブズマンが一人のみ。2008年頃から開始され、子供たちが学校教育の一環として交通ルールを学ぶ場所で、実際にアクセシビリティの体験が可能。地域や学校への出張授業で実際に体験することにより、アクセシビリティへの理解促進を図る。

面会時の活動内容：

【説明のポイント】

- ・ 視覚障害者や車椅子利用者が移動しやすい物理的な環境
施設の案内図は見える人用と、視覚障害者用の触地図と点字の2つ。素材により点字ブロックや道路が傷みやすいため、施設内に素材の違う点字ブロックや道路を作り最適な素材を探す研究を行う。点字ブロックは車椅子利用者のバリアにもなるため、凸の部分の間隔が広いものと車椅子のタイヤが通りやすいよう工夫したものがあ。階段の手すりの使いやすさや、階段の終始を分かりやすくする工夫がある。

- ・ ヘルシンキ市の福祉サービスを提供する施設へのアクセス
ヘルシンキ市を含めた4つの市が、福祉サービスを提供する施設のアクセス環境やサービス情報を入手できるウェブサイト(<https://palvelukartta.hel.fi/>)を運営。個人の言語、視覚聴覚、移動状況、市を選択・入力すると情報が確認できる。施設の物理的なアクセス環境やサービス情報を提供し、閲覧者が判断する仕組み。2015年は100万件の使用記録があった。担当者は利用者のコメント内容を該当機関に伝え、改善に努める。

【意見交換のポイント】

- ・ アクセシビリティの理解促進の方法と効果
「物理的な環境を見せる」「当事者理解のためのトレーニング」などを約30の自治体に対して実施。初期のトレーニングは建築許可を与える者を中心に約10年行う。当事者が教え、実体験を通して理解を深めることで、新たな建築時のバリアフリー基準を生み出す効果があった。
- ・ 知的障害者のアクセシビリティ
知的障害者用の簡単な文章作成マニュアルは、基本的にシンボルや記号を重視。

面会先	ルフトゥ・アウ (知的障害児・者のための施設、教育及びワークショップ)
面会日	10月11日 (火)
面会者	タイスト・タスキネン 庭師指導官
住所	Eliaksentie 9, Helsinki
電話番号	(358)50-4136 207
URL	http://www.lyhty.fi/

機関の紹介：

1993年設立の非営利の知的障害者支援サービス提供施設。団体運営は、ヘルシンキ市の団体サービス購入費用、財団やスロットマシン協会からの補助金によるものが大きい。フィンランド社会保険庁 (Kela, The Social Institution of Finland) からの補助金も受ける。利用者のニーズに合わせて、様々なワークショップを展開。各活動には、専門知識を持つ人が指導にあたる機会を設ける。24時間型住居サービスの提供も行い、看護師、ソーシャルワーカー、アシスタントなどスタッフは70名。日本とのつながりも深く、設立初期には日本からの視察や、日本人学生の研修交換プログラムを実施。他国からのボランティアも積極的に受け入れる。7つの作業所 (庭師、カフェ、織物 (布アート)、音楽、メディア (ラジオ運営)、清掃 (家庭を回り掃除)、学習) がある。音楽部門のバンド活動から、世界的に有名な知的障害者4人からなるパンクバンド「ペルッティ・クリカン・ミニヴェット」が誕生。フィンランド代表としてユーロビジョンコンテストにも出場。日本訪問するなど、国際活動も展開。

面会時の活動内容：

【説明のポイント】

- ・ 利用者に対するケア
最期のケアまで対応できる看護師が在任。利用者の長所を伸ばし、当事者が望むケアや活動を実施。新規利用者には専門のコーディネーターが付き、生活全般のケアを行う。コーディネーターの多くが看護師。その他作業療法士 (OT)、言語聴覚士 (ST) やソーシャルワーカー (SW)。障害者の学び、経験、プロレベルの仕事を描き、実行。資金には制限があるが、スタッフに自由な権限を与えることで自由に発言し、自由に働ける環境を提供する。
- ・ 外部に向けた情報提供
誰もが訪問できる「オープンドアの日」が主。また、利用者の保護者の口コミが多い。地域の祭りにブースを設けて活発な情報提供を行ったり、2017年には庭師団の庭に関する展示会を企画予定。ヘルシンキ市が97%のサービスを買上げしており、市の担当職員との関係性が良く、市が団体情報を発信してくれる。

訪問先	ペサプー
訪問日	10月12日 (水)
面会者	トゥーラ・ペタコスキーフルト レンバラ市障害協議会会長 レイラ・ハーカナ 障害サービス責任者
住所	Liikekatu 1, Lempaala
電話番号	(358)-9-133-7404
URL	http://www.sirkkavuori.fi/asunnot/pesapuu/

機関の紹介：

レンバラ市にある唯一のサービス付き住居。2008年に完成し、レンバラ市の管理建物。スタッフの給料も市から支払われる。全32室で各居室にはトイレとバルコニーがあり、内1室は体験利用のための部屋。一人部屋は21室、36.5平米、家賃318€。二人部屋は11室、52平米、家賃453€である。共同スペースは7階の会議室とサウナ、4階のデイケアセンター (利用時間は8:30 ~ 13:30。通常利用者8名をスタッフ6名で対応)。住居者は、日中、デイケアセンターや地域のアクティビティセンターなど好きな所に行く。デイセンターでの活動は全体活動から個別支援まで様々。一般的にサービス付き住居は家賃が高いが、ペサプーは格安なのが特徴の

一つ。2018年までにレンバラ市はペサプーの対象外である自閉症者対象のサービス付き住居を一棟建てる予定。

面会時の活動内容：

【説明のポイント】

- ・ レンバラ市の地方評議会について
地方評議会は高齢者と障害者の2分野があり、高齢者評議会は自治体に設置義務があるが、障害者評議会は任意設置に留まる。市によっては、高齢者と障害者が一つの評議会として設置されることもあるが、レンバラ市ではそれぞれの評議会を設置。障害者評議会メンバーは当事者6名、政党代表4名で構成。今後の法改正で障害者評議会も設置義務に変更になれば、メン

バー構成基準なども見直される可能性がある。

・ 利用者のサービス計画書について

利用時のサービス計画書は、SWが一人で作成するのではなく、日常的に関わるOTやPTなどのスタッフ5名、多くて15名ほどが作成に携わる。またSWは電話で計画書作成をする場合もあるが、90%は自宅訪問形式で作成。サービス申請は口頭か用紙記入で受け付

けるが、2017年からはオンライン申請が可能となる。

【意見交換のポイント】

- ・ 自閉症など関わりが難しい利用者への対応
住居者に自閉症と診断された人はおらず、利用者スタッフの相性が合うようにマッチングを行う。PAは本人ができないことの手助けのみでケアはしない。一般的に月30～50時間、最大月160時間PAを利用。

面会先	タンペレ市役所
面会日	10月12日(水)
面会者	ユッカ・カウコラ アクセシビリティ及び障害施策オンブズマン アム・ウルホネン タンペレ市議会議員代行
住所	Kanta-Sarvis 3 Hatanpääkatu 3 J (4th floor), Tampere
電話番号	(358)-03-565-713
URL	http://www.tampere.fi/en/social-and-health-services/services-for-the-disabled.html

機関の紹介：

フィンランドの第3の都市で、人口約228,000人(2016年12月現在)。障害者はもとより人口の1/4が65歳以上で、アクセシビリティのニーズが高い。人口の4%にあたる8,000人が障害福祉サービスを利用。社会福祉事務所のソーシャルワーカーが法律に基づき、移動支援、アシスタントハウス、PA・住宅改修・住宅に必要な機器、整備についてのサービス計画を立てる。PAの利用者数は、2012年の200人から2016年は800人と4倍に増加。タンペレ市のアクセシビリティ及び障害者施策オンブズマンは2006年からカウコラ氏。タンペレ市議会には、67議席があり、10年ごとに組織が変わる。ウルホネン氏は2000年から緑の党議員代行として地方政治に関わる。

訪問時の活動内容：

【説明のポイント】

・ アクセシビリティ

10年計画を立て実行。未だ障害者が入れない商業施設や住居、バリアフリーになっていない歩道が多くある。カウコラ氏は日本の方がタンペレ市よりアクセシビリティが良いと感じている。

・ 障害者雇用

障害のある19歳～29歳の若者へのアンケート調査で、

10%しか正規の仕事に就けておらず、60%は雇用されたいが失業中であることが明らかになった。障害者は未だ「ケアしてあげる」者という考え方が根強く、「サポート」に発展していないのが、障害者雇用が促進しない一つの要因。

・ 障害児への教育

障害児の親が、地域の学校か特別支援学校かを選ぶ権利がある。フィンランド全土でも、インクルーシブ教育の良し悪しについて、見解がまとまっていない。

【意見交換のポイント】

・ 当事者の社会参画

「障害のある人が、障害の体験や他の障害のある人の話を元に、話し合うことが大切」であり、日本派遣団に、「障害者が参加することも、当事者の社会参画を促進するために重要である。また、日本でも障害者施策について事前・事後の監視を行い、それを通じて障害者の平等な権利の実現を図るために、オンブズマンのようなアドバイザーを持つことが大切。」と提言及びアドバイスがあった。

・ オンブズマン同士の連携・ネットワークについて

ヨーロッパのオンブズマン協会に参加し、年2回集まり情報交換をし、連携を深める。

訪問先	盲ろう者リソースセンター
訪問日	10月13日(木)
面会者	リスト・ホイッカネン リハビリテーション及び住居サービス所長 ミッラ・リンド 作業所リーダー
住所	Insinoorinkatu 10,Tampere
電話番号	(358)-9-133-7404
URL	http://www.kuurosokeat.fi/index.php

機関の紹介：

1984年開設のフィンランド内で唯一の盲ろう者の専門施設。居住者は35～87歳で、長い方は20年近く生活する。施設内のルールは、①いつもと同じ場所に家具を置く、②廊下には余計な物を置かない、③訪問する人は、施設のルールを守らねばならないことを知っている、④居住者は自分の家に不必要な物を置かないでほしいと言う権利がある、ことの4つ。トレーニングを経て、自立生活を目指す。主に、賃貸アパートと高齢者・盲ろう者への居宅ヘルパー支援や外出支援などのサービスを提供。住居費や食事費などは自己負担だが、サービス費は生まれ育った自治体が負担する居住地特例制度がある。清掃、看護、サービス申請など24時間体制でスタッフを配置する。トレーニング(リハビリ)として一定期間住むことができる部屋も完備。視力、聴力の障害者は中途障害が大半で、フィンランド全土の盲ろう者のサポート機能も有しているため、コミュニケーションスキル、情報処理、外出へのサポート、趣味・活動、補助機器の提供などの支援を展開。2017年に新しく住居棟が新築される予定。

訪問時の活動内容：

【説明のポイント】

- ・ 施設内のコミュニケーション
手話や点字だけでなく、背中に文字や部屋の配置図を書いて伝える方法や、触手話などの方法も活用。様々なコミュニケーション方法の学習やそれを伴った生活しやすい環境を提供する。盲ろう者がジョークを言い周りの人が笑ったことを背中に笑った口のマークで教えたり、あくびをしたことなども伝えることが重要。
- ・ 作業所での活動
人工内耳を使用し、視覚障害を持つ女性が指導者であり、手袋やマット、マフラーから、粘土を利用した造形品を作成。
- ・ 住居施設の設備
部屋は3DK、79平米。通常のアパートと同様の間取り。盲ろう者が生活し易いように、部屋には振動を利用した室内外気温チェック機器や来客時のベルや火災が発生したなどを数種類の振動で知らせるバイブレータを設置。メールや新聞を触覚ディスプレイに変換できる機器などを活用及びPAのサポートを受けて生活を送る様子を見学。

訪問先	マリケ(知的障害者サービス)
訪問日	10月13日(木)
面会者	スザンナ・テロ 理事
住所	Sumeliuksenkatu 18 B, Tampere
電話番号	(358)-2-0690-282
URL	http://www.malike.fi/fi/malike/in-english/

機関の紹介：

1997年に設立され、移動時にサポートが必要な重度心身障害者を対象とした施設。身体障害者が自由に動けること、と社会参画できることを目指す。職員は7名。職種はPTや社会福祉士など。スタッフの人数は少ないが、ネットワークや他団体と協力しフィンランド全土を対象に活動を行う。活動内容は、用具使用のトレーニングや、関係する法律についての教授、障害児を対象としたイベント企画など。福祉用具は現在約250種類を保有し、貸し出しにより、自宅環境で自由に試すことが可能。セミナー開催時には学生も参加。パートナー団体と協働してイベント計画を行い、より多くの人々に団体活動を知っ

てもらふ機会を多く設けるようにする。関連施設の「ソリア」では自分で用具を使える障害者向けの福祉用具を取り扱う。

訪問時の活動内容：

【説明のポイント】

- ・ 活動内容
障害者個人のニーズに合わせた取組を行いながら、各地でのトレーニングを通して、当事者や家族、地域住民へ情報や知識の拡散を目指し活動を行う。最終目標は、フィンランド全土へ団体活動が知れ渡ること。夏は森へ行き、道具を実際に試す。冬はスケートやそり

に乗るなど、知識だけでなく、経験を通して知ることを大切に活動する。他にサイクリングやスキー、カヌーなどの活動もある。

- ・ 余暇サポートに対する予算
自治体からの余暇サポート対象予算が少ないのが大きな課題。自治体に頼れない時は、奨学金や助成金を活用。
- ・ 啓発活動と2017年の活動テーマ
障害児をデイケアに預けて家族だけがスキーに行くなど、重度身体障害者が日常で差別されないよう家族への情報提供を大切にす。また、体育の時間に身体障

害児が個別のOT・STを受ける現状打開のため、2017年の活動テーマは「学校」。遠足や体育に重度障害児が参加できるよう働きかけを行う。

- ・ 福祉用具の購入
福祉用具の購入は一般的。①医療リハビリであれば無料で不必要になった際に返却、②障害サービスとして自治体が全額購入又は自治体半分・本人半分の支払い、のどちらかが適応される。①②の両方で判断できなければ趣味と判断され、本人が全額払うか奨学金等で支払う。

訪問先	バルテリ学習センター、ルスキス特別学校
訪問日	10月14日(金)
面会者	レーア・パイヤ 開発責任者 リーック・ティアイネン リハビリテーション責任者 マリ・ヨキタロートレプス リハビリテーション・カウンセリング
住所	Tenholantie 15, 00280 Helsinki
電話番号	(385)-295 335 300
URL	http://www.ruskis.fi/in-english.html

機関の紹介：

バルテリは国立の学習相談センターで、フィンランドで唯一の施設。バルテリの教育方針は、学校での学びとリハビリテーションを共存・協力させることと、学校の目標とリハビリテーションの目標を共存させること。リハビリテーションだけでなく、小学校6年間と中学校3年間の学習支援も行う。2015年からインクルーシブ化が進み、各自治体の総合学校に通う障害児が増加。そのため、子供へのサポートのほか、自治体の教育専門家へのサポートも重要な仕事であり、需要が高い。

ルスキス特別学校は全土にある6校の内ヘルシンキ市にある国立の特別学校で、包括的な教育を提供する。55名の児童生徒が在籍(2016年10月当時)しており、脳性麻痺や脊髄損傷などの障害のほかに、知的障害、てんかん、言語障害などの障害を併せ持つ児童生徒が在籍。施設は、16mの温水プール、体育館、家庭科室など、どれも車椅子の児童生徒が利用しやすいように整備され、家庭科室の各器具も肢体不自由の児童生徒が使いやすいような道具が豊富に準備されている。

訪問時の活動内容：

【説明のポイント】

- ・ フィンランドにおける特別教育の変遷
特別学校は約100年前から開始。それ以前は障害児は学校ではなくリハビリの対象であった。権利条約の批准に伴い、インクルーシブ教育が推進され、特別学校(障害者のための特別な施設)での学習から総合教育での学習へと移行。国立の特別教育施設は以前は6校あったが、2015年8月からはバルテリの1校のみ。
- ・ バルテリの価値観
①関係機関との協力関係を作る、②当事者(児童生徒・保護者)中心、③質の高いサービスの提供、④付加価値をつくる、の4つ。保護者、療法士、先生が一つの目標に向かい、それぞれの立場から活動することが大事であるという考えの元、児童生徒の学習目標を共有することを心掛ける。児童生徒の実態把握には、ICFの考え方や用いられている図を用いて、教育とリハビリを同じ概念で見る。9年間の学校生活卒業後の生活を想定してサポートする。多様な専門家がチームとして協働できるかハンガリーの考え方も参考に取り入れる。

訪問先	フィンランド視覚障害者連盟(FFVI)
訪問日	10月14日(金)
面会者	ティモ・クオッパラ 国際部長 エッリ・ビヨルクベリ 団体顧問弁護士 バルブ・プンノネン 就労アドバイザー ハンナ・カレンスヨッキ 企業アドバイザー
住所	Marjaniementie 74, Itäkeskus, Helsinki
電話番号	(358)-9-396-041
URL	http://www.nkl.fi/7/english

機関の紹介：

90年近い歴史を持つフィンランドで最大級の障害者団体の一つ。理事会は全て視覚障害者。職員150名の内、約30名が視覚障害者。活動内容は、①弱視や盲ろうの子供から高齢者までの視覚障害者に対して、リハビリテーション・トレーニング・就学・就労・支援や企業コンサルタントの他、障害者の家族に向けた支援(家族向けの宿泊施設提供)、②視覚障害者への情報提供(ITトレーニングの提供、福祉用具の貸与・販売、点字出版物の印刷、新聞や他の出版物の拡大文字化・音声教材の作成と提供など)・研究開発、③政策への提言、人権擁護の支援、④地域活動の支援(フィンランド内に14ある地方視覚障害者組織が、地方でも人権が守れるような活動支援)、⑤余暇、ピアサポート、若者育成の活動の支援、⑥工芸品ショップで当事者作品の販売など。

訪問時の活動内容：

【説明のポイント】

- ・ 視覚障害者、当事者団体が抱える現状
リハビリテーションを提供する他の団体の出現により、質とコストの競争が発生。また、個人レベルの課題が増加しており、行政に対して素早く提言するようにしている。視覚障害者の平均年齢が上がってきており、人権活動の継続が難しい。5～6万人の視覚障害者の内、多くが高齢者のため、視覚障害を高齢者の問題と判断される事例も増加。視覚障害者と高齢者では受けられるサービスの内容が違い、障害者の方が手厚いためサービスの悪用が起こり、障害法の改正につながった。高齢の視覚障害者への情報提供はIT技術が進んでもデジタルギャップが大きな課題。月に一度発行するニュースレターは高齢者が好む音声と点字で発

信。その他、使用する福祉用具はボタンが一つや二つで使用できるものにするなど、高齢者でも使いやすいサービスを提供する。

・ 人権擁護活動

提言活動以外にも障害者フォーラムでの情報交換を行う。権利条約批准以降、訴える場所が増加。視覚障害者の銀行利用に関しては、課題が多い。直接的差別(例：障害者だから入店拒否)だけでなく、間接的差別(例：障害者を入店させないように指示、邪魔をするなど)も差別禁止の対象。

・ 就労支援

メール連絡や当事者に直接会い会社へ同行、雇用主との面会、イベント開催など。支援対象は広く、在学中から在職中のインターンやリストラの危機にある人、リストラされた人など様々で、学校や病院や家族などと協力し活動する。フィンランドの全人口の就業率は68%で、視覚障害者の就業率は44%と高い。

・ 企業支援

経営のアドバイス、バリアフリーに関する制度の情報提供などを行う。視覚障害者の起業には時間の使い方、情報収集の仕方、限られた身体能力、ルーティンワークにかかる能力・コスト、外部サービス購入の必要性などの点を踏まえ支援。二年に一度の起業家イベントで自らの能力をいかして起業した視覚障害起業家の表彰を行う。

【意見交換のポイント】

・ 就労支援における職業安定所との違い

障害者も職業安定所に行きアドバイスを受けることができるが、視覚障害の専門家としての就労支援に関するノウハウを活用し職業安定所と同様に就労支援を提供する。

訪問先	セリア (公立視覚障害者図書館)
訪問日	10月14日 (金)
面会者	マルケッタ・ロマレイトゥ 理事 セッポ・マッレニウス セリア生産管理者 キルシ・ウランネ アクセシビリティ専門家 イルメリ・ホルステイン 触知本専門家
住所	Iiris Marjanientie 74, Helsinki
電話番号	(358)-295-333-050
URL	https://www.celia.fi/

機関の紹介：

1890年設立。FFVIと同じ建物内に位置する。1800年代末～1900年代初頭、セシリア・メルリンキ氏 (Ms. Cely Mechelin) が恵まれない人を支援する活動開始。1890年、メルリンキ氏23歳の時、視覚障害者のための本の協会を設立。1906年以来、障害者に対する態度が変化し、市民は誰でも図書館を利用できるようになる。1978年から教育文化省 (Ministry of Education and Culture) に属する公立図書館。スタッフは50名。視覚障害者のために文学や情報への平等なアクセスを目的に、触覚・点字・音訳にして出版・貸出・配信等を行うことを目的とする。視覚障害者や普通の印刷物を読むことが困難な人は、無料で直接またはすべての図書館を通じた利用が可能。公共図書館、大学図書館やその他の機関を通じた利用者は、約2万5千人。

訪問時の活動内容：

【説明のポイント】

- ・ ガイドラインの作成
公共図書館のバリアフリーガイドラインには、LGBT、少数言語の人のためのガイドラインも記載。人々をカテゴリー化するのではなく、全ての人ができるようにするのが目的。出版社や教員などへアドバイスを行う。サンタの手紙を点字で送ることも行う。DAISY (Digital Accessible Information SYstem)：視覚障害者や普通の印刷物を読むことが困

難な人のためのデジタル録音図書の国際標準規格) を、25,000人すべての人が利用。

- ・ 利用者への情報共有
Facebookグループ、WHATSA (Lineのようなアプリケーション)などを活用し、効率よく情報提供を行う。
- ・ 布絵本
フィンランドは布絵本の先進国。布絵本の所蔵は1,000冊。触知本専門家であるホルステイン氏は自身作成の布絵本の著作権を放棄し、作りたい人のサポート、長い間楽しめる本を製作。布絵本の国際大会には、セリアから審査員一名を選出。計画書を提出し、奨学金へ応募・布絵本の作成が可能。また、推薦書の作成やアドバイスも行う。
- ・ 教材のバリアフリー化
すべての人に役立つため、出版社へ電子化教材をバリアフリーにするように提言。出版された時点で全て電子書籍化し、出版と同時に入手可能とすることが目標。バリアフリー出版物とは、本の内容を視覚に頼ることなく分かることや特別な機器を使って読むことができる出版物のこと。スクリーンリーダーや点字が現れる機器を使用。
- ・ 著作権法
各家庭の点字プリンターでの点字本作成は許可される。当団体は音声本を作成の権利を持つ。教科書や毎日の新聞も無料で読むことが可能。

訪問先	インノク株式会社 (インノルックス)
訪問日	10月15日 (土)
面会者	ユッカ・ヨキニエミ 社長
住所	Sirrikuja 3L, 00940 Helsinki
電話番号	(358)-9-4789-2200
URL	http://www.innolux.fi/

機関の紹介：

1993年にヨキニエミ氏が起業。主に照明器具の開発や販売を行う。会社のポリシーは、障害者が就労すること、障害者に偏見のないこと、障害の有無に限らず業務を意欲的に行うこと、男女平等、製品に機能と美と品質を求

めること。元々は視覚障害者や病院が主な顧客だったが、現在は「Home of good light. (照明が質のいい生活につながる)」を会社のスローガンに、障害者に使いやすいものはすべての人に使いやすいという「デザイン・フォー・オール」考えを掲げ、市場を拡大。一般照明だけでなく、

冬季の日射量が不足するときの健康促進、うつ病予防などの効果があるリハビリの技術を合わせた照明セラピー事業を行う。セラピーに使われる照明の見た目にもこだわり、有名デザイナーが担当し、より美しいデザインを追求する。現在は業績が伸び、フィンランドのトップ企業30に。数々の受賞歴を誇り、視覚障害者に関するものだけでなく、起業に関する賞や技術者の賞も受賞。

訪問時の活動内容：

【説明のポイント】

・ 企業に至った経緯

1989年ヨキニエミ氏が大学生の時に視力が徐々に低下（現在ほぼ全盲）。卒業を早め、就職。1993年経済

危機の影響もあり、失業。再就職に励むが現実には厳しく、起業。起業当初は視覚障害者へのパソコン指導や家の照明の提案や販売を行う。同時期に大学に再入学し、リハビリや技術者の資格を取得。その後、全盲では二人目の博士課程を取得。

・ 障害者雇用

会社のポリシーに障害者雇用を挙げていても、実際は難しい。現在、スタッフ20名の内、難民や障害者は2～3名。姉妹会社に視覚障害者1名、下請け会社で数名の障害者が働く。障害者の一般企業就労はフィンランドでも厳しく、ヨキニエミ氏は障害者が責任者になることが一番適していると考えている。

訪問先	カルチャー・フォー・オール
訪問日	10月15日（土）
面会者	サリ・サロバーラ シニア専門員
住所	Kaapelitehdas, Tallberginkatu 1/48, 00180 Helsinki
電話番号	(358)-40-931-3958
URL	www.kulttuuriakakille.fi

機関の紹介：

文化に関わる人のサポート、すべての人に文化を提供するサポートを行う。3つの美術館、多数のギャラリーを運営。個人芸術家が多数おり、事務所の机を個人にレンタルし、収入源とする。職員は非常勤を含む6～7名。文化を享受するサービスとして、美術館や博物館に対し障害者への配慮についてトレーニング年間4回、その他イベントを20～30回主催する。また、2年に1度、3日間の「文化の平等フォーラム」を開催。2016年のテーマは「テクノロジー」。視覚障害者団体、インフォメーションセンター、アアルト大学など多くの機関と協力し開催。フォーラムは、1日目ワークショップ、2日目セミナー（150人定員満員）を実施。広報はホームページ、Facebook、SNS、協力団体、文化関係メーリングリストなどを活用。

訪問時の活動内容：

【説明のポイント】

・ 障害者にとっての文化の考え方の変遷

従来、文化は障害者活動の優先課題ではなかったが、文化体験は人権と同様大切であるという考え方が出現。平等に誰もが芸術サービスを享受できるア

クセシビリティの確保、他者と同様の参加・体験、多くの人が自然に芸術に関わることの価値が認められ、芸術に参加する可能性を開くための移動、通訳、PA、介助器具などのサポートの重要性が認識されてきた。

・ 芸術サービス供給時に配慮すべきこと

①全ての人に提供したいという態度を持つ、②計画当初からアクセシビリティを取り入れる、③情報を全ての人に届ける、④社会的・経済的な問題を取り除くこと。様々な感覚を用い、情報や経験が得られるための工夫が必要。

・ 団体の活動

主に、①障害者が芸術家になるためのサポートと②提言活動を行う。障害者の芸術家の卵が成功するためには、かなりの努力が必要。適切な学習方法の提示のほか、合理的配慮が必要。システムは保守的で難しいことが多い。ロールモデルとなる芸術家がいると勇気付けにつながる。障害者も失敗を許される文化にすることが重要。教育文化省の予算で運営しているため、提言を行いやすい。

訪問先	フィンランド身体障害者連盟 (FPD)
訪問日	10月17日 (月)
面会者	ハッリ・ヘイボ アクセシビリティオンブズマン アーポ・ランタネン 組織計画担当 ヘンリック・グスタフソン 弁護士
住所	Mannerheimintie 107, Helsinki
電話番号	(358)-9-613-191
URL	https://invalidiliitto.fi/

機関の紹介：

1938年設立。フィンランドの非営利・非政府団体で最も大きな団体の一つ。理念は「身体障害者の人が参加をして平等に活動する」であり、対象は身体障害者。理事会責任者は、当事者を選出にて決定。メンバー数は、32,000名、関係団体は154。職員は、2,600名で、そのほとんどが住居やリハビリスタッフなどサービス提供者。主な活動は、団体支援、提言活動、職業訓練、リハビリテーション、住居サービスの5つ。各省庁、国会、研究団体、自治体、協会、企業、障害者団体と協力関係にある。

訪問時の活動内容：

【説明のポイント】

・ 団体活動の詳細

- ① 団体支援：アドバイスをを行うための訓練や団体の提供するサービスに対する質問に答えるなど。地方団体訪問も行う。ピアサポートを最も大切にし、地方ごと、当事者ごとに力をつけることを重要視する。
- ② 提言：弁護士2名、専門家3名、社会責任者で提言活動を行い、就労等のサポートを行う。各省庁から依頼され提言を行うこともある。
- ③ 職業訓練：学生600名、職員280名の職業訓練所で、車の整備や時計修理などの訓練を行う。ソテ改革で他校と合併予定。
- ④ リハビリテーション：ヘルシンキとラップランドにて、生活順応訓練などを実施。

⑤ 住居サービス：全国に40か所、20の地方にアパートがあり、1,000～2,000人に住居サービスを提供。1か所あたり入居者は20～30人程度。

・ 加入メンバーの条件

以前は医師の診断を必要としたが、現在は自己申告制。活動したい人なら誰でもメンバーとなれる。理事会の半数は当事者でなければならない。また、サービスはメンバー以外でも利用可能。

・ その他の活動

障害者自身が決定することを基本方針に、平等社会構築のためには物理的アクセシビリティが大事と考えている。情報のデジタル化、特にオンラインサービスに関しては、視覚障害団体と共に支援を提供。その他、自治体の計画に関わり、バリアフリーの調査の実施、多くのトレーニングや研修を役所の職員や障害者、建築会社などに行う。2014年からは、自然の中での活動についても調査を行う。多くのメンバーが地方評議会などに出席し、地方での活動を可能な限りサポートする。一般向けのキャンペーンも実施。地方に住む障害者が集える国レベルの活動を月に1回行い、地方へも招待状を出している。

・ 現在の課題

メンバーの高齢化対策と次世代の育成であり、国と8つの地方に分かれてボランティアを募るなど若者の育成活動にも力を入れる。特に、青少年作業部会を作って人権のために若者の育成に取り組む。

フィンランドの意思決定の取組から自分らしく 生きることができる地域づくりを考える

団長 水流 源彦

1. はじめに

平成28年度地域課題対応人材育成事業「地域コアリーダープログラム」障害者分野の派遣国はフィンランドであった。

平成28年度の派遣・招へいプログラム障害者分野共通の総合テーマ「地域における障害者の社会参画の更なる拡大」を標榜する派遣団団長として、2016年7月26日に起こった事件について触れさせていただく。

神奈川県相模原市の津久井山ゆり園で19人が犠牲になった凄惨たる事件「相模原障害者施設殺傷事件」については、日本のみならず、世界中がショックを受けた。様々な関係団体が「怒り」を表明し、マスコミは、植松容疑者の障害者観「障害者なんていなくなればいい(何もできないかわいそうな存在)」をそのまま流布した。当派遣団の総合テーマと全く反対の動きである。その中で、全国手をつなぐ育成会連合会の久保厚子会長から発表されたメッセージは本当にすばらしい。

「障害のあるみなさんへ (前略) 障害のある人もない人も、私たちは一人ひとりが大切な存在です。障害があるからといって誰かに傷つけられたりすることは、あってはなりません。もし誰かが『障害者はいなくなればいい』なんて言っても、私たち家族は全力でみなさんのことを守ります。ですから、安心して、堂々と生きてください。」

「全力で守ります」という言葉を、日本政府に表明してほしかった。安全管理体制に関する注意喚起や措置入院の在り方を論ずることと、今回の当派遣団の総合テーマとの温度差に、個人としての限界を感じていた。そのような状況であったが、日本に足りない何かをフィンランドで見出そうという団員の力強いチームワークに助けられ、実り多き訪問ができたと自負している。

2. フィンランド

今回の滞在期間のコーディネートをしてくださった全国障害者評議会(VANE)代表のメリヤ・ヘイッコネン氏(Ms. Merja Heikkonen)によると、「フィンランド人の国民性は、正直であり、大げさな表現はしない。表情がないけど怒っているわけではない。言ってしまうと穏やかな国民性といえる」そうである。背景には、ロシアに600年、スウェーデンに100年の間、支配されていたこと、第二次世界大戦まで、繰り返し侵略されてきたこと等に影響され、虐げられてきたという感覚が国民の中に根強いのかもしれない。どこか、日本人の国民性に近く、親近感を覚えずにはいられなかった。

2017年に独立100周年を迎える。国としては中立の立場だが、最近では、東欧諸国の情勢にも関連して、NATO(北大西洋条約機構)への加盟の是非が問われる場面もあるという。移民・難民受け入れ問題をはじめ、国としても、EU加盟国としても、様々な課題を抱えつつある。EUでは、社会サービス費用がGDPの6割を超えるとレッドシグナルといわれている中、フィンランドにおいてはGDPの4割以上がそれに相当しているという。このことを踏まえ、2019年からスタート予定のSOTE(社会保障と保険保障の地方自治の統合改革)について、国会においても議論が活発化してきているところである。

3. 2016年度団テーマと参加青年の個人テーマ

団員は8名(男性2名、女性6名)で、国際団体の障害児者支援者2名、作業療法士2名、障害児者支援施設支援員・相談員3名、特別支援学校教諭1名という、多職種にわたるメンバー構成となった。

6月に開催された事前研修にて、団テーマ「フィンランドの意思決定を保障する制度や取組を学び、当事者・支援者・地域住民がつながり続け、誰もがニーズを発信して自分らしく生きることができる地域づくりを実践する」を決定した。団テーマに基づき、それぞれの個人テーマを以下のように決定した。

尾原 萌子	フィンランドにおける当事者の発信力や当事者団体が地域へ与える影響力を学び、当事者と地域とのつながりを増やすために、当事者が発信しやすい地域づくりを実践する。
北原 光一郎	医療機関からの退院後もその人らしく生きるために、日常生活への連携手法を学び実践する。
木下 和江	フィンランドでの障害者の余暇活動における社会参加の事例に学び、障害を専門としない機関からの働きかけとプラットフォーム作りの可能性を探り実践する。
窪原 麻希	当事者を主人公とした地域コーディネートができる人材育成の仕組みを学び、基幹相談支援センターで実践する。
定平 佳子	フィンランドの子供たちの意思決定支援の育みを知り、支援する土台の質や活動内容について学び、地域をつなげる支援について発信する。

田島 良平	フィンランドにおける意思決定支援を学び、日本の相談支援専門員制度のあり方と役割を考察し、相談支援の更なる充実を目指す。
長尾 美幸	人の生活のしやすさを促進する制度や機器や運用されるシステムを学び、関連する専門機関とニーズに基づいたその人らしい生活実現を支援する。
森 裕紀子	フィンランドの障害者の暮らしを知り、地域社会の中で生きがいを持って主体的に生活できるよう、学校と地域をつなぐ方法を考え実践する。
水流 源彦	フィンランドにおける生きづらさを克服するためのアセスメント、並びにサービスを活用するコーディネートの基になる重度の知的障害者の意思決定支援の日本での活用の可能性について学ぶ。

事前研修では、国連障害者権利条約（以下、CRPD）の日本における批准までの流れと今後の動向について、谷口雄介内閣府政策統括官（共生社会政策担当）付参事官（障害者施策担当）付参事官補佐に講話していただいた。「障害者の権利に関する委員会」に対して、政府報告とパラレルレポートの提出がなされる点など、最新の情報をいただいた。また、条約批准までの国内法整備、障害者差別解消法における合理的配慮についても解説いただいた。

金沢大学人間科学系/地域創造学類の高橋涼子教授からは、フィンランドの障害者政策と当事者参画について講義していただいた。フィンランドの福祉政策の特徴や、2020年までに脱施設化を達成予定である等の貴重な事前情報をいただいた。日本は、選択議定書（Optional Protocol）を批准していないが、フィンランドでは批准している。このことは、日本ではさほどニュースになっていないが、条約に反する権利侵害を受けた個人が国連の障害者人権委員会に直接、通知できることを定めるものである。フィンランド訪問時に、この選択議定書を批准していることに対するフィンランドの国としてのプライドを感じさせる発言を複数回、聞く機会があったことを付記しておく。

8月の自主研修時に「障害者権利条約と国内の動き」について、全国手をつなぐ育成会連合会統括の田中正博氏に講義をお願いした。日本における、意思決定支援ガイドラインの概要についても情報をいただいた。その際、団員全員に、機関誌「手をつなぐ」の9月号をプレゼントしていただいた。表紙並びに誌面には障害当事者とそのご家族の笑顔があふれていた。「だいじょうぶ、手をつなごう」というメッセージと共に。田中氏からは、「フィンランドの方々が、今回の事件のことを気にかけておられたら、この笑顔の写真を見てもらって、大丈夫とお伝えください。」というお言葉をいただいた。

4. フィンランドの障害施策の特徴（訪問先概要）

◇社会保健省（Ministry of Social Affairs and Health）

CRPDについて、2007年の署名から2016年の批准まで9年かかった理由は、日本同様に国内法整備に時間がかかったためである。特に自己決定権に関して、時間をか

けたかったし時間がかかったとのことであった。

欧州評議会（Council of Europe）は、1949年に設立され、ヨーロッパ47か国が加盟する。欧州人権条約により、民主主義、基本的人権、自由が保障されており、加盟国のヨーロッパ市民は欧州人権裁判所に訴えを提起することができる。欧州評議会の行動計画（2006-2015）の次の期が2017-2023と定められており、2016年11月に次の戦略が定められることになっている。

CRPDについては、EU自体が既に批准しているため、加盟国のフィンランドとしては、ダブルチェックを受けることにもなる。障害者施策は各国の法律に従うことになるが、例外として、EU全体でバリアフリー法の制定を目指している。障害者の移動の保障のためであるが、各国のパワーバランス、財政負担の問題に直面しているという。

フィンランドにおいては、医学モデルから、社会モデル、そして人権を基盤としたモデルへの転換期を迎えている。人権を基盤としたモデルでは、全ての人々を対象とすることと、障害のある人たちへの可能性への着眼が焦点となっている。理念は、「平等」、「非差別」、「十分なサービスとサポート」である。フィンランドの社会全体が責任を負い、全ての行政機関において責任を負うことを前提に、2010年から2015年までプログラム（Finland's Disability Policy Program 2010-2015）を14エリアにおいて122の方法論で実施。その中で、5つの優先課題を決めた。①CRPD批准による国内法整備、②社会、経済的地位向上・貧困を改善、③国全体で質の高いサービスの提供、④社会のバリアフリーを促進、⑤調査研究を進める、である。国立福祉保健機関（National Institute for Welfare and Health (THL)）によるプログラム検証の結果、特に行政機関（省庁）の社会的な意識が変わり、障害者が平等ではないと考えていることが一番の成果として挙げられる。また、今後の課題としては特に就労とバリアフリーが挙げられるとのことであった。今後、CRPDに関するレポートの準備にも着手する。

障害者サービス法（1988～）については、古い制度ではあるが、まだ使える部分が多いという表現をされていた。知的障害者法（1977～）との法としての合併が予定されている。また、2020年までに、入所施設に居住され

ている知的障害者（約1,000名）の地域移行を完了させる予定である。

パーソナル・アシスタンス制度（Personal Assistance、以下、PA）が2009年に改正され、当初5,000人だった利用者が現在18,000人に増加していることから、当事者からの評価の高さがうかがわれる。PAの活用により、自己決定権を基に独立した生活ができるようにしている。自己決定が困難な当事者へは、他のサービスの活用、家族へのサポート、または、裁判所にてサービス利用を決定する場合がある。

SOTE（社会保障と保険保障の地方自治の統合改革）とは、福祉部門のみの広域連合による新たな仕組みづくりである。2019年1月から開始されるが、313自治体を18のエリアに分けることにより、効率化を図ることを目的とした改革といえる。財政的には、現在2.4%の伸び率を2019年から2029年の10年間で0.9%に抑えることを掲げている。これは3,500億円相当の財源圧縮にあたる。地方自治体からの反発も考えられるが、国全体の福祉の向上として前向きに検討を進めているという。

◇全国障害者評議会（VANE）

1986年に設立。国会への提言活動・啓蒙活動・地方イベント開催等、障害者団体と政府の関係を築く役割を法の元に保障されている。CRPD批准にあたり、コーディネートする役割を担う。日本における障害者政策委員会、各都道府県レベルの障害者施策推進委員会、自立支援協議会の役割に類似している。

SOTEへの提言活動にも中心的な役割を担う。また、SOTEにより、地方障害者評議会のなかったエリアにも18のエリア毎に必ず設置されることになり、地方格差を薄めていくための方策も練られる。当事者の参画を何よりも重視すべきであるということと、当事者の障害種別の偏りがないように配慮すべき、ということは、今後の日本における様々な場面でも参考にすべきである。

◇トレッシュホルド協会（Kynnys ry）

1973年に設立。カッレ・キョンキョラ氏（Mr. Kalle Konkkola）に、当事者中心の取組についてお話をいただく。特に居住におけるサービス・支援については、支援者は余計なことをしすぎる、と強く言われていた。SOTEによる財政圧縮については、余計な支援をカットすることにより、また、支援のためには不必要と思われるミーティング、記録、事務処理等を省くことにより、人件費を抑えることにつながるのではないかと、とも言われた。行政的な立場で改革を進めるのではなく、当事者の声を聞いて、むしろ、当事者が当事者を支援する感覚（当事者目線）が必要となる。

私自身の考え方が、「他人の暮らしに立ち入りすぎ」ということを改めて気付かせていただいた。個人の立場で、

今すぐ改善できることではないが、当事者目線の支援のあり方について、今後の日本の福祉サービスの向かうべき方向をお示しいただいた。

◇在フィンランド日本国大使館

幸運なことに、山本条太駐フィンランド特命全権大使を表敬する機会をいただき、ご本人からフィンランドについての講義を受けることができた。

フィンランドの印象は「区別はするけど、排除はしない」とのことで、難民も無料で受け入れることを正義とする国民性であると話された。教育に係る費用も大学まで無料であるが、外国から人気の高度科目については一部有料化も検討されている。今後、SOTEの改革に代表されるように、福祉のみならず、教育費、難民問題についても国内経済の状況等から政治的課題に挙げられる。フィンランドらしさとして、「540万人+3万人くらいならなんとかする」となるか、「区別の対象」となるか時間をかけて議論がなされていくという見通しをお話いただいた。

大使からご教示いただいた、「Hauska tutustua!（はじめまして）」の次は、「Pitkästä aikaa.（お久しぶり）」という信頼関係を構築しやすいフィンランドの皆さんとの交流を、今後も続けていきたい。

◇エステリ（Esteri）

ヘルシンキ市が取り組むアクセシビリティ促進施策「全てのヘルシンキ市民のために（Helsinki For All）」の一つ。障害者のために、という特定された施策ではなく、市民理解を深めるためのキャッチフレーズ。担当者は一人でヘルシンキ市のバリアフリー・オンブズマンを兼務。子供たちが学校教育の一環として、足こぎカートに乗って交通ルールを学ぶ場所になっており、実際にアクセシビリティの体験ができる。

ヘルシンキ市の建築行政に携わるスタッフに対して、バリアフリー・オンブズマンを通して、それぞれの障害当事者目線でのハード整備の重要性を認識できるシステムになっていることがすばらしい。知的障害者に対してのアクセシビリティについては、当事者支援団体からの提言・助言を元に、シンボルや記号の登用を重視している。

◇ルフトゥ・アーウ（Lyhty ry）

1993年に設立。知的障害者への住居・学習部門・就労支援サービスを提供する施設である。あくまでも当事者を中心とし、意思決定支援の仕組みに基づきサービスを提供している。

具体的には、庭師グループに所属していた方の「接客の仕事がしてみたい」というニーズに応える形で、グループの変更が行われたばかりの場面に遭遇した。ご本人の満足気な佇まいが、ニーズにあった形でのサービス提供と、そこに至るまでのコミュニケーションの綿密さと、

コーディネーターの指示、役割分担の的確さを表していた。

ニーズの聞き取り、いわゆるアセスメント並びにモニタリングの際には、当事者並びに家族の意思を確認した上で、ビデオにて記録を残しているという。プライバシーへの配慮さえできれば、当事者の意思決定に有効な手段であると思われる。ニーズを発することが困難な当事者へは、解釈を試行錯誤しながら模索していくという。そのプロセスもビデオに残すことによって、スタッフの記録の手間が省かれるだけでなく、真実の記録として残すことができる、画期的な方法と感じた。

◇ペサプー (Pesapuu)

レンパラ市では、当事者と事業所と行政とのパートナーシップが良好で、道路、公園、公共の建物の建設時にバリアフリー化に取り組むことを取り決めてあり、教会へのアクセシビリティも高める努力をしている。バリアフリーは、移動に関してだけではなく、視覚、聴覚障害の当事者向けのサービス、住居の照明もチェックするという。これらの暮らしぶりをレンパラ市の地方評議会がチェックすることになっており、「レンパラに住んでいない人も、住みたい!まちづくり」を推進している。結果、住居が足りない状況になっている。

ペサプーは、障害者サービス法及び知的障害者法に基づく知的障害者への住居サービスで、2008年に完成。全32室で各居室にはトイレとバルコニーがあり、内1室は体験利用のための部屋となっている。共同スペースは7階の会議室とサウナ、4階のデイケアセンター。日中は、4階のデイケアセンターや地域のアクティビティセンターなど好きな所に行くことができる。今後、新住居の建設を予定しており、自閉症5名、中重度5名の受け入れを予定している。建物に対して特に工夫する予定はなく、自閉症の方へは急な変化がないように、個々人のニーズに応え、PAの活用をしつつ、基本的なことを淡々と対応していく予定である。

◇タンペレ市

人口は23万人。フィンランドでは人口規模は3番目。ノキアの本社があり、科学技術系の大学も多い。大学があるために学生が多いが、人口の25%は65歳以上である。高齢化に伴い、バリアフリーのニーズも高まっている。また、人口の4%である8,000人が障害福祉サービスを利用している。

地方議会、行政に、オンブズマン機関を作ることは大切であり、日本に持ち帰り、ぜひ実践すべきである、と奨励していただいた。また、「日本からの派遣団員に、障害のある人が参加することが重要」と改めて提言があった。

「どこに、誰と住みたいか」を追求し、PAと共に暮らす環境を整えていくことが、障害があってもなくても平等な暮らしをできるための第一歩である。

◇盲ろう者リソースセンター

1984年に開設。35歳から87歳の方が生活している。この施設ではルールが決められている。①家具がいつも同じ場所。②廊下には余計な物はない。③訪問者は、①②の前提が守られていることを知っている。④当事者は自分の家なので不必要な物を置かないでほしいと言う権利があること。が挙げられる。この施設でのトレーニングを経て全ての当事者が「独立して暮らせることを目指す」ことがゴールである。

コミュニケーションツールとしての手話であるが、ろう者に対してはニュアンスまで伝えることができるが、盲ろう者にとってはニュアンスを想像するしかない。また、盲ろう者に対しては、触手話を活用する。点字ディスプレイ機器の活用で、メールのやり取りや、テキストデータ化された配信ニュース(新聞)からの情報取得が可能となっている。

ここで暮らす盲ろう者はエベロン(Everon)と呼ばれる安全バンドを着用されており、非常時にボタンを押すとGPSでチェックポイントが当番のスタッフの携帯へ提示される仕組みになっている。施設内、敷地周辺にて方向が分からなくなった時などに活用される。

日本同様、マイノリティ集団であるので、施策推進等に対して政治家への説明が必要である。IT技術の活用やアプリの活用が促進されているが、どの時点で、見えづらく、見えなく、なるか、また、聞こえづらく、聞こえなくなるか、によって触手話等のコミュニケーション能力の習得の困難さが違ってくる。

アメリカにおける、ヘレンケラーセンターの役割を日本にも、という動きがあるが、手話、触手話の通訳者、当事者のニーズ把握等、マイノリティ集団であるが故の困難さと、必要性を強く感じた。

◇マリケ

2017年に設立20周年を迎える。診断に関係なく、動く時に介助、器具を必要とする重度心身障害者の方を対象としている。職員は7名。職種は理学療法士(PT)や社会福祉士などの資格者で、フィンランド全土をカバーしている。〇〇療法の実施ではなく、参加の機会を増やすことが目的である。

スタッフによる伝達研修(中央研修)を実施し、知識だけでなく、体験型の研修を実施している。介助器具を活用し、自然の中(スキー、スケート、乗馬)で過ごすことを中心に、障害児者とその家族と一緒に楽しむことを体験を通して伝えている。器具の補助、助成については、医療的リハビリと認められると無償貸借となるが、障害サービスとなると半額は自治体が補助することもある。趣味と捉えられると、自己負担となるが、奨学金の制度を活用する場合がある。

◇バルテリ学習センター、ルスキス特別学校

バルテリは国立の学習相談センターであり、元は私立であったが、1986年から学校政策により公立化された。統合教育の推進により、地元の学校へ通うためのアドバイスの仕事が増加傾向にある。

生徒の視点で学びを支え、家族・両親へのサポート、そして各自治体の教育専門家へのサポートも実施している。生徒自身の可能性に目を向け、それに応じた教育に徹する。具体的には、体験を通して身近な人がフォローするという手法に重きを置いている。行動計画書にも、ICFに基づき、学びと療法(リハビリ)が併記されている。ルスキスには59名が、教員、アシスタント、療法士による学びを得ている。子供を中心に、その子に対する教育方法論があるが、その前提として、多様な専門家がチームとして有機的に機能する。その際の哲学を共有することを何よりも大切にしている。

◇フィンランド視覚障害者連盟(FFVI)

視覚障害は人生のあらゆるところに関わる障害であるので、解決方法を探すことが団体の責務である。理事メンバーは全て視覚障害者であり、当事者中心の歴史ある団体であることを誇りとしている。人権擁護に関する提言を国会に対しても、EUに対しても活発に行っている。団体という提言活動が主となりがちであるが、FFVIはそこにとどまらず、リハビリ活動にも力点を置いている。障害児の親に対するものや、大人の中途失明者に対する白杖の使い方や、大人になってからの習得が難しいとされる点字についても感覚を鍛えるという手法で続けている。

国内唯一の点字出版物発行所でもあり、2,000人といわれる視覚障害者のパソコンユーザーに、一般家庭への新聞配達と同時に電子版が届くシステムを構築している。

世界的傾向として、当事者の高齢化が課題とされているが、あくまでも障害者問題として提言し続けることを目指す。また、その提言活動を継続させるための若年層の団体への加盟並びに後継者育成が課題である。

◇セリア(国立視覚障害者図書館)

1890年設立。主要業務は視覚障害者等の情報保障であるが、ディスレクシア等に対する情報保障も担っている。「図書館をみんなにプロジェクト2013-2015」では、フィンランド国内のどこの図書館でもオンラインでセリアにアクセスでき、4万冊分のサービスを楽しんだ。以前は視覚障害の方を対象としていたが、ディスレクシアの割合が増加し、潜在ニーズの掘り起こしにつながったという。デイジーの活用や、全ての人たちに役立つことを目指し、教材及び出版(電子書籍を含む)のバリアフリー化を目指している。

また、全ての子供たちに絵本へのアクセスを目指し、

布絵本を1,000冊蔵書している。フィンランドは布絵本の先進国であり、セリアにおける著作権を放棄し、各国の出版社から出版されている。

◇インノヨク株式会社(Innojok Oy)

1993年に、ユッカ・カウコラ氏(Mr. Jukka Kaukola)が起業。ご本人の視力が徐々に失われていく中、再就職が困難であることから一念発起し、起業することに。「見えるというIDを捨て、介助機器、白杖、コンピューターを多用。見える人として失敗するよりも、当事者として、いろいろできるというポジティブシンキングを発揮」し、有名デザイナーとのコラボレーションによる照明の開発や、うつ病のための照明セラピーとして、リハビリと照明の専門家とのコラボレーションにより、市場拡大に至る。数々の受賞歴あり。個人的にも、当法人の施設に導入したいと強く思っている。

◇カルチャー・フォー・オール

美術館、ホール、個人のアトリエもあるエリアにあって、文化における平等を発信する場。定義ははっきりしていないが、全ての人たちにフィットする文化を目指している。

障害者運動でも文化が真ん中にあつたわけではない。文化を経験することは人権の一つの柱と捉えている。障害のある人が芸術活動に参加することは、努力が必要と思われがちであるが、モデルになるような人が大切であり、徐々に増えつつあるという。

ここでも、参加の可能性を実現するために、バリアフリーの考え方に加えて、合理的な配慮、さらに新しい可能性を探ることになっているという。

◇フィンランド身体障害者連盟(FPD)

1938年設立。障害者の人権に長い間関わってきた団体。国内154団体を統括する役割も担う。組織における提言課は、SOTEに対応するために新設され、今後、154団体の意見集約、また、各地へのアドバイス、電話での相談対応にあたる。

障害者のための職業訓練も実施しており、国の専門学校に準じて12種の職種にわたる訓練をサポートしている。今後は、他の学校との合併が予定されているが、当事者はどこの訓練校、学校にも行けるべきであるし、合理的配慮がなされるべきである。そのためのサポート、提言を続けていく。

こちらの団体も青少年活動について課題を抱えており、組織の高齢化を懸念している。また、統合教育のデメリットとして、当事者が孤立感に苛まれる場面があることに対して、当事者同士のネットワークを改めて構築する必要性に駆られている。

5. 考察

今回の個人テーマでもある重度の知的障害者の意思決定支援については、決定的な方法論、情報の取得までは至らなかったのが実情であるが、マリケ訪問時に、スザンナ・テロ氏 (Ms. Susanna Tero) がおっしゃっていたことが印象に残った。「重度障害者の場合は、PAの力量によって左右されかねない。PA自身が自分の枠にはまらない、固定概念に囚われないことが大切。当事者の体験の幅を狭めないためには、長年の関わりが大切である。自己決定権のサポートの意味で『一緒にやろうよ』と言える関係性を、PAはもとより、両親、近い人たちで積み上げていく必要がある」と。

帰国後の団のまとめにおいて、フィンランドと日本の平等についての捉え方について考察した。フィンランドでは「必要な人が必要なサービスを受けられること」を平等と捉え、日本では「みんなが同じサービスを受けられること」を平等と考えている。また、「日本の制度は日

本の国民性にはあっていると思う。」「公的なサービス利用に関しては、融通が利かないという面もある。決まった項目の中からしかサービスを選べない」ことに対して、フィンランドでは、「白紙に必要なサービスを作っていく」「柔軟性があると感じた」とまとめた。ここでいうフィンランドに対する印象は、北欧諸国と置き換えることも可能と考える。

また、複数の団員より、「団員の中にも、当事者がいるべき」という発言があった。当事者性の重要度合いを肌で感じた結果であり、今後の日本における意思決定支援のあり方にも団員それぞれが、各地で提言できるだけの情報を得ることができた成果の一つと考えられる。

6. まとめ

帰国後研修にて、まとめとして各団員から示された個人テーマに対する想いやチャレンジを紹介する。

尾原 萌子	意思決定の方法を障害者自身と共に考え、自団体の運営や企画に障害者が参画できるようサポートする。さらに、地域に誰もが意思を発信できる場を作り、地域で支え合う仕組みを作る。
北原 光一朗	入院時から当事者の意思決定を支え、他職種と情報を共有し、その人らしい生活を再構築する。
木下 和江	障害者の余暇活動をさらに広げ、障害者が参画する場づくりを推進し、地域の専門機関ともつながり双方向の発信と協働を実践する。
窪原 麻希	フィンランドで学んだ「当事者が自分の人権のために活動する」ことの大切さを多くの人に伝え、今自分ができていることを考え発信し続け、一緒に取り組める仲間を作る。
定平 佳子	療育の現場で、子供達が自分の意思を表出し、それが実現する支援を提供する。また、他業種との連携の構築に努め、当事者と共に考えながら社会参画を支える。
田島 良平	相談支援専門員制度は、フィンランドの制度と形は似ているが、取り組む姿勢や理念は人権モデルから考えて未熟さがあるので、個人・地域レベルから取組を改善する。
長尾 美幸	アクセシビリティについて、当事者の意思決定をサポートするための障害に特化しない幅広い選択肢を、当事者だけでなく行政や障害者団体に対しても提案する。
森 裕紀子	障害の有無に関わらず、多様性を認め合い、相手のことを思いやり、困ったときに手を差し伸べることでできる人間育成を目指す。また、学校での取組を外に発信し、特別支援学校のことを多くの方に知ってもらうことで生徒たちの社会参画を促す。
水流 源彦	地域移行のゴールを支援者目線で設定しがちであることを反省し、重度の知的障害者の意思決定支援につながる全ての当事者参画の仕組づくりに寄与する。

団としてのチャレンジ

- ◇ 本人たちによって組織化するセルフアドボカシーが必要
- ◇ 障害者が人権・権利のための提言・主張を積極的に行える社会になるよう障害者と一緒に取組を考えていく
- ◇ 日本の障害分野の取組をもっと知り、自分たちにできることを考えていく

以上の想いやチャレンジを団として共有し続け、さらに各現場に持ち帰り、個々人の力量を積み上げていくこととしたい。

7. おわりに

フィンランドでお世話になった方々へのお礼状を団員みんなで書いた。その手紙に対するお返事をいただきながら、「Pitkästä aikaa.(お久しぶり)」を言い、再び現地を訪れたい気持ちを新たにしている。

最後に、貴重な機会と多大なご支援をいただいた内閣府と一般財団法人青少年国際交流推進センターの皆様、日本青年国際交流機構並びに関係者の皆様、そして訪問先フィンランドでご対応くださった機関スタッフ、当事者、通訳者に深く感謝申し上げたい。また、お互いを支え合い、補い合い、すばらしいチームワークを発揮して

くれた団員の皆さんにも心から感謝している。これからも、つながり続け、実践し続けよう。

《参考文献・参考資料》

- 「フィンランドの障がい者施策と当事者参画」(金沢大学人間科学学科/地域創造学類 高橋涼子)
研究論文 フィンランドの新パーソナル・アシスタンス制度の現状と課題(梶晴美・高波千代子)
「私たち抜きに私たちのことを決めないで 障害者権利条約の軌跡と本質」やどかり出版 (藤井克徳)

当事者が中心的な役割を担う社会へ～当たり前前を当たり前前に～

尾原 萌子

はじめに

障害のある人が生活の中でどこにいても自分らしくふるまうことができるために、地域の中でできることは何か。これは日々働く中で、考えているテーマの一つである。

私は現在、健康教育や高齢者支援、子育て支援など様々な事業を行う公益財団法人にて発達・教育支援事業に携わっている。発達障害児もしくはその傾向がある子供達に対しての学習支援やソーシャルスキルトレーニング(以下、SST)、余暇支援などを行っている。公的なサービスでは補いきれないことや対象外である人への支援を中心に、様々なニーズに対応できるよう事業を展開している。

発達障害は、他者からは見えにくい障害であり、コミュニケーションを取ることや対人関係を作ることが苦手な人が多い。その行動や態度は、「自分勝手」「変わっている」などと誤解されてしまい、関わることを敬遠されてしまう。しかし、それが脳機能の障害によるものだと理解し、周りの環境や関わり方を少し変えるだけで彼らは過ごしやすくなる。彼らの特性を理解し、環境等への配慮を行うことは、私の事業部内だけでなく、他の事業部のどのクラスに参加するときにも行われるべきである。そして、それは法人内だけでなく、地域の中でも、社会に出るときも行われることが理想ではないか。

日本は2014年1月に国連障害者権利条約(以下、権利条約)を批准した。この条約では、合理的配慮の否定を差別と位置付けている。「合理的配慮」と聞くと難しく聞こえるが、彼らが何に困っているのか、それを取り除くには何が必要なのかを考え、相手のことを少し思いやり、ちょっとした配慮をするだけでいいのである。信頼できる人と安心できる場所が増えることで、子供たちの生活は大きく変わる。今後も彼らの伴走者を地域の中で増やすために何が出来るか、派遣事業を通して考えたいと思い、本プログラムへの参加を決めた。



社会保健省にて

事前学習

どんな障害があっても本人が主体となり、自分で意思を決定し、社会に参画しながら自分らしく生きることができる、こんな当たり前前が当たり前な社会。これが私たちの団テーマを決める際に話し合われた理想の社会である。事前学習において、現在のフィンランドの障害福祉について学ぶ中で、私たちが目指す社会に足りない部分が少しずつ見えてきた。

フィンランドは2016年5月に権利条約を批准した。特に重度障害者の意思決定支援の法整備を進めている。その具体的な支援の一つがパーソナル・アシスタント(PA)制度である。また、当事者による自立生活運動が進んでいたり、当事者団体のネットワークがあつたりと社会参画において当事者の働きかけが大きいことを学ぶ。さらに、訪問先を事前に調べる中で、「FOR ALL」という言葉を多く目にした。つまりは、障害者のためのものではなく、全ての人のためのものという意味合いがあり、障害者が生きやすい社会は全ての人が生きやすい社会ということである。これらを受けて、以下の3つが派遣におけるキーワードとなった。

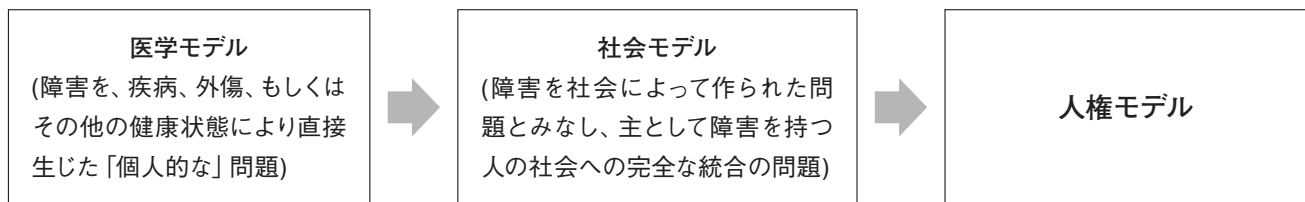
- ・ 重度障害者の意思決定支援
- ・ 当事者主体の社会参画
- ・ FOR ALL

フィンランドでの学び

1. フィンランドの社会福祉の仕組みや考え方(人権モデル)

フィンランドの障害サービスの理念は、①平等、②非差別、③十分なサービスとサポートである。今回訪問した社会保健省(Ministry of Social Affairs and Health)は、障害サービスのコーディネートの役割を担っており、実際に行うのは全ての省庁である。今年の権利条約の批准は、フィンランドの障害福祉においてとても影響を与えている。各省庁において社会的意識が変わり、条約に基づいて責任を持って取り組むようになった。

権利条約を批准した今後のフィンランドの障害サービスは、人権モデルの考え方を促進しており、現在は社会モデルから人権モデルの間に位置する。この人権モデル



は初めて聞く言葉であり、興味深いものだった。この考え方には長い歴史があり、障害を個人の問題と捉える医学モデルから始まり、障害は社会によって作られた問題とする社会モデルへと移り変わっている。社会的障壁を除く社会モデルは、障害者の人権を保障することになる。そして、これが人権モデルへとつながっていくということなのか。障害を自らの大切なアイデンティティとして、障害者である自分を大切にする。人権モデルの捉え方については今後も問い続けていきたい。

また、今回の訪問での大きなトピックとなったのが、社会保障についてのソテという大きな改革が2019年に行われるということである。ソテとは社会保障と保健保障のサービスを統合する改革であり、具体的には現在300ある自治体を18のエリアに分けて、国の予算でサービスの提供を行い、地方格差を無くすものである。これについてはどこにいても同じサービスが受けられるようになるという期待と、今まで受けていたサービスが受けられないのではないかという不安があるという。この動きには今後も注目していきたい。

2. 意思決定支援とパーソナル・アシスタンス(PA)制度

フィンランドは権利条約の署名から批准に9年かかっている。これは国内法と権利条約を合致させるためであり、特に意思決定支援について時間がかかった。派遣前、フィンランドの重度障害者の意思決定支援への取組について、とても興味を持っていた。実際は「重度」の捉え方が少し違うこともあり、私たちが思っていた重度障害者の意思決定支援はやはりフィンランドでも難しい。トレッシュホルド協会(The Finnish Threshold Association)のカッレ・キョンキョラ氏(Mr. Kalle Konkola)は、重度障害者の意思決定についての法改正を行おうとしたが、上手くいかなかったと話す。自分で決められないということは、人権は守られていない。もし、重度障害者が自身で決定できず、他の人が決めるのであれば、なぜそのように決定をしたのか理由を明文化すべきである。ここは決めてよくてここは決めてはいけないと線引きすることは、問題であるということであった。PAなどで彼らへの生活の介助は行えるが、個人の選択についてはとても難しく、課題として残っていることは日本と変わらないようである。

重度障害者への余暇等のサポートを行っているマリケ(Malike)のスザンナ・テロ氏(Ms. Susanna Tero)は、会話が難しい障害者の意思決定や経験の幅を増やすことは

PAの力量次第と話す。重度障害者に限っては、PAが判断して提案することもある。経験が無いために、活動への参加を拒否する場合も多く、その時は「試してみよう」とPAが提案することもある。それは長年付き添っていれば、表情等で分かるのとことだが、PAの経験値や柔軟性が問われる。PAになる際に資格や研修はなく、重度障害者のPAについて、PAの力量によってサービスの質が変わるということは、今後の課題になるのではないかと。

3. 当事者を育てる・当事者が育てる

フィンランドでは、それぞれの当事者団体のトップはもちろん当事者であり、行政機関や政治家にも必ず当事者がいる。訪問中はその数が多いように感じたが、考えてみればそれは当たり前のことである。障害者のことを健常者だけで話し合うことがおかしいことであり、まさに人権が守られていない。何に困っているのか、どんな支援が必要なのか、一番わかっているのは当事者である。誰でも良いわけではないが、広い知識や経験のある当事者を選び、共に考えることが大切である。

また、タンペレ市議会の緑の党議員代行のアム・ウルホネン氏(Ms. Amu Urhonen)は、障害者に関して理解のある議員が少なく、障害者が議員になることで少しずつ理解が広まると話す。そして、ヘルシンキ市のアクセシビリティ・オンブズマンであるピリヨ・トゥユラ氏(Ms. Pirjo Tujula)は、理解を広めるときには当事者が教え、実際に体験させることを大切にしていると話す。アクセシビリティなどを考える際に様々な部署の議員に対して、車イス体験や目隠しで視覚障害者の体験をするトレーニングを行う。体験することで、理解できることが多い。知識は頭で考えるのではなく、実際に体験し心で感じることも必要である。

しかし、キョンキョラ氏は、まだまだ障害者の権利についてフィンランドでも広まっていないと話す。障害者自身が人権について話してこなかったのも、まずは当事者に対して人権について教えていく必要がある。日本でも当事者自身が人権について考え、その権利を主張するという意識が薄い。障害者は障害福祉の対象という枠組みから脱却することが求められる。障害福祉を考える中で、障害者自身が中心的な役割を担うことが必要である。

先ほど、PA制度において、PAになる際に資格や研修はないと述べたが、フィンランドでは、支援者に研修を行うのではなく、障害者をトレーニングし、障害者が支援者を育てる。自分で意思が決定できない人はPAを使

えないが、意思を決定できるように障害者をトレーニングしている。また、障害者が障害者を支援することも大切にしており、障害者の最高のパートナーは同じ経験をした障害者であると考えている。

4. 余暇の捉え方

フィンランドでは、PAなどの公的なサービスを余暇にも使うことができる。それは、余暇が生きる上で必要不可欠なものと捉えられており、余暇を楽しむ権利は誰にでもありと考えられているからである。このような捉え方は、日本とは少し異なるように感じる。日本でも余暇は誰でも楽しむものであり、日本における障害者の社会参画は余暇を通してのものが比較的目立っているようにも感じる。しかし、公的なサービスを余暇に使うことは難しい場合が多い。それは、公的なサービスは最低限の生活を保障することに使われることが多く、日本の場合はその中に余暇は含まれ難いからである。これでは、障害があるから余暇を楽しむことができないということになる。余暇をどう楽しむかは、その人自身が決めることであるが、楽しみたいと選択したときにその手段や方法がないことは平等ではない。どんな障害があっても、自分の好きなことが他の人と同じようにできることが必要ではないか。

マリケでは、どんなに重度であっても使える福祉器具を探して提供し、みんなと同じように生活ができることを目標として、重度障害者の可能性を広げている。余暇を中心とした様々な活動への参加の機会を増やすサポートを行い、具体的には乗馬やスキーなどの介助機器の販売やレンタルを実施している。テロ氏は、この経験をきっかけとしてそこから小さな活動へとつなげてほしいと話す。経験することはそれが好きな



マリケの福祉器具

5. FOR ALL

ヘルシンキ市ではトゥユラ氏を中心に市内のアクセシビリティを進めている。新しく建物を作るときや改築するときは、アドバイスをを行っている。ヘルシンキ市が取り組んでいるこのアクセシビリティ促進施策の名前が「Helsinki For All」である。これは、障



二つに分かれた道路(数はまだ少ない)

害者のためだけでなく、全ての人のためだということを表している。例えば、車イスが通れるように段差を無

くすことは、ベビーカーを押している人にとっても通りやすくなる。また、道路の段差を無くすだけでは、視覚障害者にとっては、位置が分かりにくくなる。そのため、歩道を二つに分けて、段差が無い歩道と段差がある歩道を作っている。これもFOR ALLである。

このように「みんなに」という意識になるには時間がかかったとトゥユラ氏は話す。アクセシビリティを進めなくても予算は変わらないことを実際に行ってみせることで、少しずつ理解してもらえるようになった。障害者のためと分けて、障害者を集めるのではなく、全ての人が使いやすい場所をつくり、共に過ごすことが大切である。そこには車イスの人がいれば、補聴器をつけている人もいる。それを隠したり、触れないようにしたりするのはではなく、それが何なのかを正しく教えることが必要である。みんな違うということが当たり前であることを伝えることが大切である。

しかし、現実には「全ての人に」使いやすいということは難しく、「より多くの人に」をモットーに考えられている。多数派の意見は実行されやすいが、少数派の意見を拾うことは難しく、妥協することもある。全ての人にとって住み良い社会にするためには、物理的なものだけでなく、そこに人的なサポートがあることで実現できるものなのかもしれない。

今後の取組

1. 見えない障害のある子供たちの意思決定支援とピアサポート

私が現在行っているSSTは、フィンランドの当事者を育てるという考え方に即しているように感じた。発達障害者は、話すことができても、自分の気持ちや意見を言葉にしたり、何かを選んだりすることは難しい場合がある。SSTでは、幼児期から物事を選択する練習や自分のことを理解し、気持ちを伝える練習を行っている。今後も一人一人に合った方法を彼らと一緒に考え、サポートしていきたい。また、このような取組は、私が働く横浜市では増えてきているが、他の地域ではまだまだ少なく、取組が無いところも多い。各地域にも取組を広め、当事者をトレーニングする考え方を広めたい。

そして、このSSTはグループで行うため、同じような経験を持つ仲間が集まる場でもある。時には互いに悩みを打ち明け合ったり、互いの良いところを認め合ったりする機会もあるが、まだ少ないように感じる。当事者同士で支え合うピアサポートの仕組みを作ることが今後求められると感じた。

2. 地域の中に誰もが集える居場所を作る

地域の中に気軽に集えるコミュニティカフェのようなものを作りたい。そこで働くスタッフが障害者であったり、高齢者のサークル活動が行われたり、子育てに悩む

親が相談に来たり、発達障害の子供達が勉強したりと、どんな人でも集うことができるような場所を作りたい。事前学習で当事者にインタビューをした際に、「地域の中で困っていることが言いにくい」「誰を頼っていいかわからない」という声を聞いた。私の法人では、様々な事業を行っており、幅広い支援活動を行っている。しかし、そのことを知らない人も多い。知ろうとしないと知ることができないのが、私の勤務する法人の課題である。そこで、地域の中に入口となるような集いの場所を作り、そこから地域の中の様々な課題を知り、支援へとつなげることができたらと思う。もちろん地域の他の事業所のサービスの情報も提供できるような場にもする。それと同時に地域の中での居場所、仲間づくりのサポートにもなることを願う。また、障害者に限らず、様々な人が集うことで、みんな違うということを感じられる場にもなればいい。

3. 移動と住居の支援(PA)

フィンランドのPA制度の良さは、ニーズがあれば誰でも使えることだと考える。私の法人の参加者は、手帳を持っていなかったり、診断もついていなかったりする子供達もいる。発達障害児は、社会性やコミュニケーションの障害から一人で移動することが難しいことがある。だが、公的なサービスは手帳や受給者証がないと使うことができない。実際に送り迎えができないから、参加できないというケースも多い。

また、発達障害者の一人暮らしも難しい課題である。私の勤務する法人では、一人暮らし体験を一年に一回行っている。一人暮らしとなると家事を自分で行い、役所の手続きや金銭管理など様々なスキルを要する。一人暮らし体験では、最初にお金の使用計画表を作り、彼らが家に帰る夕方以降を中心にボランティアが買い物や料理などをサポートする。とても好評ではあるが、体験で終わってしまうため、現実的に一人暮らしをするとなると、「まだ心配」と実行に移すことが難しい場合が多い。実際に一人暮らしをしてからも定期的なサポートを受けることができたり、困ったときに相談できたりするシステムが必要だと考える。フィンランドのサービス付き住居のようなものが発達障害者たちにもあるべきである。そのような住居や派遣できるPAのようなサポートを検討していきたい。

4. 企業との連携

上記のようなコミュニティカフェやPA、住居等を実現するには、財源が必要になる。この財源については、



カフェで働くユッソンと

とても難しい問題である。横浜市ではリビングラボ計画というものがある。横浜市は東京23区に次ぐ人口密集地区であり、372万人強が暮らす巨大な都市である。人口は今がピークであり、今後は超高齢化が急速に進み、公的な財源には限りがある。このリビングラボ計画は、行政だけでは解決できない問題を、民間企業や地域住民と一緒に取り組むものである。民間の地域資源をいかに効果的に活用し、ニーズとマッチングさせるか。この取組が、今後も求められると感じる。簡単にはできないことだが、私の法人もより企業とのネットワークを広げ、このような取組を行っていきたいと考える。そして企業との関わりを増やすことで、障害者の人権について伝えるきっかけにしたい。

おわりに

派遣前は、障害者がどこにいても自分らしく生活できるように周囲の環境や地域の人たちをどう変えられるかと考えていたが、その人が自分らしく生きる方法はその人にしかわからない。どんなサポートが必要かは、人によってそれぞれである。私が訴えるのではなく、その人が必要なことをその人自身が伝えられる力を持つこと。一人で難しければ、その人と一緒に考えて、周りへ伝えられるようにすることが大切だと学んだ。

今回の派遣において人権について、多くを学び、考えさせられた。子供の権利、女性の権利、障害者の権利。誰にも人権があるということをこれから関わる全ての人に伝え続けていきたい。そして、その人権を訴えることができるのは、誰よりも当事者である。障害者に対して、自分の生き難さを訴えて良いということ、そしてそれをサポートする人は必ずいることを伝えたい。得意なこともあれば、不得意なこともある。それは誰にだって当てはまり、誰もが苦手さを持っている。「みんな普通ではない」ということが普通になることを願う。フィンランドのインクルーシブ教育の中で、一人の車イスの子供のことを他の生徒に「みんなと違うところはある?」と聞いたときに「何もない。あえて言うなら眼鏡をかけている!」と答えたと言う。これが理想の社会ではないか。今回出会った当事者の皆さんも障害者であるということを認め、「私には障害があるけど、住みたい場所に住めるし、行きたいところに行ける。余暇も思いっきり楽しんで!」と笑顔で語っていた。今後、日本でも障害のある人が「あの人には、障害があるけど、こんなに面白いところがある」という風に言われるように。その人自身も「私には障害があるけど、楽しい人生を送っている!」と笑顔で言えるように。障害があることを後ろめたく思うのではなく、むしろ誇りに思い、障害の経験の肯定的な側面に目を向けられるような社会を目指していきたい。

フィンランドの印象は、物事の考え方がシンプルなこと。休むことや楽しむことを忘れず、とても穏やかに時

間が流れている。しかし、始まりと終わりの時間をきちんと守る。終わりの時間を守ることは、特に日本での仕事において学ばなければならない。様々なニーズがあるから、様々な職種の人に関わる。人がしてほしいことは人によってバラバラだから、その人自身がしてほしいことをしてもらるように伝える。そんなシンプルな考え方こそが、日本が忘れかけていたことなのかもしれない。

謝辞

今回のフィンランド派遣にあたり、このような貴重な機会を与えてくださった内閣府の方々、青少年国際交流推進センターの方々、講師の先生方、OB・OGの方々、各訪問先の皆様、通訳者の勝井さん、コーディネーター

のメリヤさん、トゥーラさん、ティアさん、ホストファミリーのティーナさん、ヤンさん、派遣に関わってくださった全ての方々に心よりお礼申し上げます。そして、温かく送り出してくれた職場と家族にも深く感謝いたします。

何よりも多くのことを語り合い、共に学んだ団長と団員の皆様、ありがとうございました。今回の派遣での一つ一つの出会いをこれからも大切にしていきたいと思

います。
Kiitos !



青少年活動団体の皆さんと

参考資料：

- ・ 私たち抜きに私たちのことを決めないで 障害者権利条約の軌跡と本質(藤井克徳)
- ・ フィンランド豊かさのメソッド(堀内都喜子)
- ・ 平成25年(2013年)6月5日 全国知的障害者関係施設長等会議 第二分科会 資料(又村あおい)
- ・ 研究論文 フィンランドの新パーソナル・アシスタンス制度の現状と課題(梶晴美・高波千代子)
- ・ 障害学への招待(石川准・長瀬修)
- ・ あしたのコミュニティーラボHP <http://www.ashita-lab.jp/>

3. ドイツ団（青少年関連活動）行動記録

月日	天候	時間	行 動 内 容
10月9日 (日)	雨／曇	11:25 17:30 19:30 20:40	成田国際空港発 (JL407) フランクフルト空港着 フランクフルト空港発 (JL7863) ベルリン空港着 (ベルリン泊)
10月10日 (月)	曇／晴	10:00-12:45 14:00-14:45 14:45-15:30 15:45-17:20 18:45-21:30	ドイツ連邦国際ユースワーク専門機関(IJAB)よりドイツにおける子供・若者サービスについて講義 フルダ応用科学大学講師より青少年育成のための人材育成について講義 ドイツ連邦政府家族・高齢者・女性・青年省 (BMFSFJ) 表敬訪問 公益法人ソーシャル・インパクトラボによる講義(BMFSFJにて) 現代史センターによる市内観光 既参加青年や地元関係者との夕食会 (ベルリン泊)
10月11日 (火)	雨	10:00-11:00 12:15-15:15 16:00-18:30 18:30-19:15	在ドイツ日本国大使館訪問 ヴランゲルキウ家族・近隣センター訪問 ベルリン青少年赤十字社訪問 ベルリン青少年赤十字社関係者と夕食 (ベルリン泊)
10月12日 (水)	雨	8:30-12:00 12:15-13:15 15:00-22:00	カール・フォン・オジエツキー中等学校訪問 公益法人青少年余暇育成協会 (tjfbg) 訪問 ノルトハウゼンへバス移動 (ノルトハウゼン泊)
10月13日 (木)	曇	9:00-13:00 13:15-13:45 14:00-16:30 16:45-17:30 19:00-22:00	ノルトハウゼン郡長表敬訪問 コッホハウス (社団法人ホリゾン運営) にて昼食 社団法人ホリゾン訪問 ノルトハウゼン醸造所視察 歓迎会 (ノルトハウゼン泊)
10月14日 (金)	曇／晴	8:30-11:30 11:40-14:00 14:20-17:45	社団法人ホリゾンによるプロジェクト「ティツィアン」訪問 公益法人リフト訪問 ノルトハウゼン専門大学訪問 (ノルトハウゼン泊)
10月15日 (土)	曇／晴	9:00-12:00 12:30-14:00	ラーガー・ドーラ強制収容所跡地視察 ホームステイ・マッチング (ホームステイ)
10月16日 (日)	晴	14:45-16:30 17:15-18:50	ホームステイ ホストファミリーとの歓送会 トマス・ルツェプス氏によるソーシャル・セクターについて講義 (ノルトハウゼン泊)
10月17日 (月)	晴	9:00-11:00 16:20	国際ユースワーク専門機関 (IJAB) との評価会 フランクフルトへバス移動 フランクフルト空港発 (JL408便) (機内泊)
10月18日 (火)	晴	7:30	成田国際空港着

訪問先一覧（派遣者による記録）

面会先	ドイツ連邦国際ユースワーク専門機関(IJAB)より、ドイツにおける子供・若者サービスについて講義
面会日	10月10日(月)
面会者	ドロテア・ヴンシュ ドイツ連邦国際ユースワーク専門機関プログラムコーディネーター
住所	Godesberger Allee 142-148, 53175 Bonn
電話番号	(49)-228-95-06-101
URL	http://www.ijab.de /

機関の紹介：

ドイツ連邦共和国国際ユースワーク専門機関 (IJAB) は、1967年からドイツ連邦政府家庭・高齢者・女性・青少年省 (BMFSFJ) の委託を受け、IJAB の加盟団体並びに他の青少年育成・援助関係者のための活動を行う。欧州を初めとする世界中の国々との青少年政策での協力を強化し、発展を図ることを業務とする。①「青少年政策的協力の具体化」、②「国際的青少年育成・援助活動をさらに発展させる」、③「国際的な交流を可能にする」、④「見える化(効果や価値の可視化)を行う」の4点が事業の柱。青少年政策関連プロジェクトは、国際的外部団体と協力し、子供・若者施策の専門家たちの交流を支援することで、ドイツ国内のみならず国境を越えて青少年育成・援助に携わる関係者及び関係組織の共有基盤を提供している。

訪問時の活動内容：

【説明のポイント】

- ドイツにおける青少年育成・援助の概要
- ・ 国の法律である児童・青少年援助法の下に、各州の法律がある。16州からなる連邦制であり、各州が独自の憲法を持つ。教育・文化に関しても、各州が権限を持つ。
 - ・ 行政と民間との関係は、児童・青少年援助法に規定され、これを「補完性の原理」という。具体的には、民間が行えることには行政は手を出さないことや、それに必要な財源を行政が民間に助成しなければならないことが定められる。
 - ・ 青少年育成・援助や家庭支援に従事する者は、ドイツ全土で76万人以上。活動の場は、幼稚園をはじめ行政官庁、教会関係の施設など幅広いが、約7割が保育園や託児施設などの職員。

面会先	フルダ応用科学大学講師より、青少年育成・援助のための人材育成について講義
面会日	10月10日(月)
面会者	エルヴィラ・シューレンベルグ フルダ応用科学大学ソーシャルワーク学部講師
住所	Propsteischloss 2a, 36041 Fulda
電話番号	(49)-661-90293-202
URL	http://www2005.hs-fulda.de/index.php?id=233

機関の紹介：

1974年に専門大学として設立。2006年にポローニャ・プロセスの実施に伴い、現名称に改称された。応用コンピュータ科学、ビジネス、エンジニアリングとIT、栄養・食品・消費者科学、看護健康科学、栄養科学、社会科学、ソーシャルワークの八つの学位課程があり、学生数は約8,000名の高等教育機関。ソーシャルワーク学部は学士、修士の学位に加え、博士号の取得課程も有する。

資格の活用

ドイツでは、子供と青少年育成・援助及び家庭支援の仕事は活躍の場がとて広い。幼稚園や学校、行政、学校外の現場、教会関係の施設など様々な現場がある。その仕事に専門的に従事する人は、全国で76万人以上。青少年育成・援助に関わる専門資格として「社会教育福祉士」の資格がある。本資格を持つ人の約52%が大学卒業資格を持つ。

訪問時の活動内容：

【説明のポイント】

- ・ 学生の状況
社会福祉分野で働く上では専門知識に加えて、豊かな人間性と冷静な思考力・判断力が求められる。大学での資格取得にあたっては専門学部の入学倍率が高いため、入学制限を設けている高等教育機関もある。

教育プログラムの特徴

ソーシャルワークを学ぶ学生のための大学教育には、ソーシャルワークを通じてマネジメント能力を育成する「Project Werkstatt」という実践プログラムがある。学生は、民間団体(現場)の協力を得て、プロジェクトを作成。その後、実際に現場でプロジェクトを計画・実施・評価などしながら、大学で方法論を学ぶ。学生は、1年かけてプロジェクトに取り組み、マネジメン

ト能力の獲得を目指す。

訪問先	ドイツ連邦政府家族・高齢者・女性・青年省 (BMFSFJ)
訪問日	10月10日 (月)
面会者	ウーヴェ・フィンケティンペ 欧州・国際青少年政策部局長
住所	Taubenstr.42/43, 10117 Berlin
電話番号	(49)-30-2061375
URL	http://www.bmfsfj.de

機関の紹介：

数回の省編成を経て、1994年より現行のドイツ連邦家族・高齢者・女性・青少年省となる。家族、高齢者、女性、青少年、ボランティアの五つの部局があり、青少年局が青少年分野を扱う。非営利団体とも協働。担当大臣は、マヌエラ・シュヴェージヒ(ドイツ社会民主党)。

訪問時の活動内容：

【説明のポイント】

- ・ 保育の拡大への取組：3歳以上の子供を受け入れる保育園や託児所の提供を推進してきたが、近年では0歳～3歳までの子供を受け入れられるよう施設の拡充を図る。延長保育への対応、保育園数の拡充、保育士の資質向上について2014年に各州で合意、財源確保がなされた。「言葉の保育園」として、移民、ドイツ語を母語としない子供たちへの早期ドイツ語教育の支援を進める。
- ・ 青少年施策の今後：社会法典第8編援助法を改訂し、不利な状況にある子供たちに対する健康保険制度を整備するための法案を準備している。担当省、人材の確保、組織・制度などについて今後議論が必要。子供の養育に関して、医者が子供の問題を診察で発見し、青少年育成・援助の観点から連携を強める取組を考えている。5,000万ユーロを基金とし、将来的には財団を立ち上げる予定。

- ・ 多様な文化に対する対応：様々な文化圏の慣習で割礼等の性的虐待等により成人後も困難を抱える人々を対象とした保護や支援に向けた検討を進める。
- ・ 青少年問題が少子高齢化に与える影響及び青少年の将来に関する作業部会：革新的なプロジェクトを支援する基金を設け、国内・国際的に重要な取組を行う団体等に資金援助を行うことが決定。
- ・ EUの基金の活用：地区の若者強化を目指した共同プロジェクトを178の自治体で実施。問題が多い地域での活動、関わり方の難しい子供たちを学校に戻し、就職させるプロジェクトなどが行われている。
- ・ 未成年だけでドイツに来た難民は5万人以上。現在40の自治体が難民受入のためのサポートを行う。難民の負担を公平に16の州で分担する法律を2015年末に作成。3年間で3億ユーロを支出。

【意見交換のポイント】

- ・ 青少年育成・援助に関して
連邦政府として取り組むべき課題として、学校教育を通じた異文化交流事業のあり方と、全日制学校と青少年育成・援助団体との連携のあり方の検討である。
- ・ 連邦ボランティア制度
制度を利用しボランティアに参加する青少年は継続的に増加。背景には、大学入学前に将来を考える時間がほしい、他の人を助けたい、社会の役に立ちたいといった動機。社会にとっても良いことであり、青少年が自分の方向性を見出す意味もある。

面会先	公益法人ソーシャル・インパクト・ラボ
面会日	10月10日 (月)
面会者	マライケ・ミュラー 国際部部長 ヤナ・ビュルケート 理事アシスタント
住所	Muskauer Straße 24, 10997 Berlin
電話番号	(49)-(0)30-611-07191
URL	http://socialimpact.eu/

機関の紹介：

1994年設立。設立当初、若者の失業が大きな問題だったため、就職ではなく起業支援を実施。その後、ソーシャル・インパクトを起こす団体創出を目的に、プロによる

コンサルティング、コーチング、ワークショップ、コワーキングスペースの利用に使える8か月間の助成金プログラムを実施。その他、移民、無職の若者、障害者など特別なニーズのある対象者に対する起業(自営業等)を資金

面から支援するファンドを持つなど、多岐に渡った展開を実施。

スタートアップ企業支援では、すでに何千もの企業がコンサルティングサービスを利用。中でも、多様な社会課題に対して企業家的アプローチに取り組む団体を対象に支援を行う。2011年からはドイツ各地にラボラトリー(実験室)を設け、スタートアップ支援に加えコワーキングスペースの提供、ネットワークイベントを開催。ラボラトリーは現在ベルリン、ハンブルク、フランクフルト、ライプチヒ、デュイスブルグ、ポツダムに所在。2011～2015年の間に、250組がコンサルティングサービスを利用し、150の社会的企業が設立。150組以上のチームが国内外の表彰を受けた。

本団体のプログラムは、連邦労働社会省(BMAS)、連邦経済エネルギー省(BMWi)、ドイツ持続可能な開発会議、EU、OECD、「ドイツ創造の地」から様々な賞を受賞。最高責任者のノベルト・クンツ自身も、アショカフェロー(社会企業を支援する国際的非営利組織アショカが選出し認定したソーシャルアントレプレナー)で、2011年にシュワブ基金によるアントレプレナー・オブ・ザ・イヤーに選出された。職員数50名。SAP、ドイツ復興公庫基金、ドイツ銀行基金、JPモルガンチェース基金、オットー・バイスハイム基金、テレフォニカ基金他からのスポンサーシップを受ける。

訪問時の活動内容：

【説明のポイント】

- ドイツ連邦政府家族・高齢者・女性・青年省(BMFSFJ)の支援も受けて活動を実施。2011年からは、特別なニーズのある対象者以外は、社会起業に特化。社会問

題、持続可能な状態を目的として企業を社会的企業(ソーシャルエンタープライズ)と定義。営利で利益還元をしている場合も、社会的企業と定義する。

・ 支援事例：

- ① キロン大学(Kiron University)は、オンライン大学で、大学卒業資格を難民・移民に与えることが可能。どこからでもオンラインで受講でき、国際的に認められている大卒資格を得ることができる。創設時は職員3名、現在は、職員40名と50名のボランティアで活動。1000人以上の学生が受講する。
- ② クライム (CLIMB)はハンブルグで、教育熱心でない家庭の子供たちの支援プログラムを実施。夏休みなどに遊びながら勉強を支援する。重要視するのは多様な価値観やバックグラウンドを持つ人が統合される社会。アクティブで充実したネットワークがあることを重要とし、福祉団体とも密に連携を図る。

【意見交換のポイント】

- 一つの課題解決のために複数分野の協力が必要な場合における社会起業家の価値について
社会起業家は、法律等ができる前に、早く反応して行動ができる存在でありイノベーションを創るのが役割。福祉団体は、革新的な取組を実施しているわけではないが、普及するためには、取組を広げる仕掛けが必要。そのために、ネットワークを提供し、社会起業家と福祉団体をつなげることが必要。
- ソーシャルイノベーターの共通点や類似点について
大学を卒業した優秀な層が多い印象。大学卒業直後に起業するのではなく、就職した後、起業する人が多い。資金面が大きい。男女比は半々。

訪問先	現代史センター
訪問日	10月10日(月)
面会者	ハンス=ディーター・ローベル ボランティアガイド
住所	Ackerstraße 13, 10115 Berlin-Mitte
電話番号	(49)-(0)30-446378
URL	http://www.zeitzeugenboerse.de/

機関の紹介：

1993年発足。1998年より有志による組織運営となる。ベルリン在住の「時の証人たち」により、国家社会主義(ナチズム)の時代や東西分断当時のベルリンの体験を現代に伝える。主に当時を知る高齢者ボランティアによって構成され、年長者と若者の多世代間交流のほか、証言者の話を記録したDVDの作成、ニュースレターの発行、本の編集などを行う。

訪問時の活動内容：

【説明のポイント】

- ベルリンの壁に沿って街灯が立つ(現在でも一部残されている)。西側には明かりが灯り、東側は闇だったため、この街灯に沿って上空からもはっきりと領地と経済格差を認識できた。
- ベルリンの壁記念公園(Berlin Wall Memorial Park)周辺は、かつて東側居住者の墓地があった。ベルリンの壁を作る際に墓が掘り起こされ、墓石は取り除かれたが、移転先は管理されておらず、親族は先祖を訪れることができなくなった。

- ・ ベルリンの壁記念公園内にはWindow of Remembranceという記念碑が立つ。碑には百数十枚の「壁の犠牲者たち」の顔写真が飾られる。ベルリンの壁だけでも136人が命を落とした。その中には気球で壁を越えようとしたが風に押し戻されて処刑された男性や、友達と遊んでいたところ東側の領土の川に転落し銃殺された子供などが含まれる。
- ・ ベルリンの象徴であるブランデンブルク門は18世紀、

プロイセン時代に関税門として建てられた。第二次世界大戦後、東西ベルリンの境界線が門のすぐ西側に敷かれ、門は東ドイツ側に属した。第二次世界大戦中のベルリン市街戦で門は損傷を受けたが、1957年に東ベルリンにより修復された。ベルリンの壁崩壊後、再び通行できるようになってからは東西ベルリン「分断」と「統一」両方のシンボルとなっている。

訪問先	在ドイツ日本国大使館
訪問日	10月11日(火)
面会者	岩間 公典 公使 佐久間 里子 二等書記官
住所	Hiroshimastr.6, 10785 Berlin
電話番号	(49)-30-210940
URL	http://www.de.emb-japan.go.jp/nihongo/

機関の紹介：

ドイツにおける日本の外交の拠点。ビザの発給、邦人保護などの領事サービス、広報、文化交流活動、情報収集活動を行う。留学生増加に伴うドイツ国内の大学との折衝も行う。

訪問時の活動内容：

【説明のポイント】

- ・ 連邦制
日本の地方自治体と比べてドイツの州は権限が大きく、青少年分野、教育行政に関しても中央行政が管轄する部分は少なく、各地域の情報の把握が難しい。
- ・ 東西格差
統一後10年程は旧東ドイツの状況改善のために経済状況が厳しかった。今もその格差は埋まっていない。失業率は旧西ドイツ5.7%、ドイツ全体6.3%に対して、旧東ドイツは8.8%。教育や青少年分野でも、東西で考え方の違いがみられる。旧西ドイツが資本主義に基づき、制度に基づき方向性を定めることが多いのに対して、旧東ドイツは共同体(共産主義)意識の元、働く女性の支援や託児所の充実など良い面がみられたことから、当時を懐かしむ言葉で「オスタルギー」という

言葉もあった。

- ・ 外国人に寛容な政策
戦前の政策やガストアルバイター(1960年代の主にトルコからの労働者受入)の社会融合における反省から、外国人との共生社会の実現に向けて寛容な政策を実施。一方、シリア難民の受入は大きな社会課題。
- 【意見交換のポイント】
- ・ ドイツの若者の社会参画
学校教育段階において社会参画への意識が高い。知識習得だけでなく、思考力や判断力の醸成を目指した取組が若者の政治意識を高めている。
 - ・ ドイツ在住の日本人子弟の生活など
大都市にしか日本人学校がないため、地方都市等では現地校での就学が前提となる。ベルリンでは共生社会の実現に向けてドイツ語習得に力をいれている印象がある。
 - ・ ドイツ人の働き方やライフスタイル、日本への関心
休暇をきちんと取る、家族との時間を大切にするなどワークライフバランスが社会文化。エネルギー政策はドイツでも関心が高く、東日本大震災以降の日本の政策動向が注視されている。

訪問先	ヴランゲルキウ家族・近隣センター
訪問日	10月11日(火)
面会者	エステル・ボーカム 理事
住所	Cuvrystraße 13-14a, 10997 Berlin
電話番号	(49)-(0)30-2250-2401
URL	http://www.pfh-berlin.de/kinder-und-jugendhilfe/familienzentren/wrangelkiez

機関の紹介：

2015年に大幅改修を実施。開館は、平日9：00～18：00。住んでいる地域や性別、人種、年齢に関わらず安心して休息が取れ相談できる場所を提供しており、子供を対象とした芸術などのコースプログラムがある。地域住民の生活を守るため、多世代交流を促進するイベントなどを行う。

訪問時の活動内容：

【説明のポイント】

- ・ 支援するゲランゲルキウ地区の状況
ベルリン中心部に近く、人気の地区のため地価高騰、人口増加が起こり、元々の住民にとって住み難くなり、加えてトルコ系移民の住民が48%を占めることから、住民内の融和が課題。そこで、ビジムキッズという市民運動を行い、月に1回住民同士のネットワークを広げ、幼稚園や学校等の整備を要求する集会を行う。

・ 施設運営

スタッフ6名の内、2名がユースワーカー(社会教育福祉士)。財源は区役所及びEU基金からの補助金と、多世代ハウスの収益からなる。施設の管理や講座の指導、地域でのイベントサポートは、大学生や地域住民などのボランティアが行う。貧困・移民対策として、食事や住宅情報の提供、アウトリーチによる個別サポートを行う。

センターの管理はベスタロッチ・フレーベル社が担う。住民による検討、過去の実績、区長からの推薦により2015年からセンターの管理を行う。評価シートに基づき評価を行うが、今後、評価項目を大学教授らによって改善することで、より良い運営につなげる予定。

- ・ 施設の様子：地域ボランティアがサポートして実施する芸術プログラムで作成された子供たちの作品が多数展示されており、地域の関係性の良さを体感。

訪問先	ベルリン青少年赤十字社(ドイツ赤十字社ベルリン州支部)
訪問日	10月11日(火)
面会者	シャルロッテ・バンベルガー ベルリン州コーディネーター ロミー・フォルカー 教育担当
住所	Bachestr.11, 12161 Berlin
電話番号	(49)-(0)30-600-300-1171
URL	https://www.jrk-berlin.de/startseite.html

機関の紹介：

ベルリン州支部の中に併設されている青少年部門。州内に6つある青少年団体の事務局機能を持つ。活動内容は主に、ファーストエイド研修、ボランティア促進、応急処置コンテストの開催、病院との連携事業など。スクール・ファーストエイド・プログラム(学校内で取り組むファーストエイド・プログラム)に参加した児童・生徒は、赤十字ボランティアとして活躍することも期待される。

訪問時の活動内容：

【説明のポイント】

- ・ 青少年団体の構造と中間支援団体による支援活動
- ・ 若者によるボランティア・社会貢献活動に関するディスカッション
- ・ ユライカカードについて
ユライカカードは、連邦レベルの連絡協議会(ユージェ

ントリング)で提案・発案された。ベルリン州支部は、ユライカカード研修と資格付与を行う。連邦政府から選任された州ごとの中間支援団体が研修カリキュラムを作成し、州内の青少年団体が研修を実施。ベルリン州支部は研修実施のための資金を州から受ける。プログラムは州の中間支援団体が決定したカリキュラムの内、必須項目と団体に合わせた選択項目とで構成され、ユライカカードには、研修を受講した団体名が記載される。2015年のベルリン州支部におけるユライカ研修参加者は15名。ファーストエイドは必須項目に含まれる。

【意見交換のポイント】

- ・ 赤十字ユースの活動者が減少している理由について
「社会的な活動をする」という考えが、団体に属する＝生涯その団体に属するという認識。活動に対する関心は以前と変わらないが、一つの団体に束縛されるの

は嫌だという風潮があるためだと考えられる。

・ 財源について

青少年援助法を根拠に赤十字ユースは国から補助金を

受ける。行政や公的機関からの資金はそれほど多くないが財政の基盤である。

訪問先	カール・フォン・オジエツキー中等学校
訪問日	10月12日(水)
面会者	アネッテ・ブロウ 校長 シャーロン・ゲメル 学校ソーシャルワーカー
住所	Blücherstraße 46-47, 10961 Berlin-Kreuzberg
電話番号	(49)-(0)30-22-50-27-7111
URL	http://www.cvo-berlin.de/

機関の紹介：

ドイツ従来の基幹学校、実科学校、ギムナジウムといった各種学校を一つにまとめた「統合学校」であり、かつ午後からも学校を開校し授業、補習、課外活動を行う「全日制学校」。在学児童・生徒の78パーセントがドイツ国外にルーツを持つ。教職員は教師、社会教育福祉士、幼稚園教諭、特別支援の講師等140名。ドイツ語とトルコ語によるバイリンガル授業を実施し「ヨーロッパ学校」の指定も受ける。積極的にプロジェクト型の学習を取り入れたカリキュラムを編成し、公益法人青少年余暇育成協会と連携して、インクルーシブな教育を志向・展開する。

訪問時の活動内容：

【説明のポイント】

・ 教育理念と教育方法

「子供が学校に合わせるのではなく、学校が子供に合わせる」という理念の基に、バイリンガル教育や発達心理学の理念に基づく教育アプローチ (ETEP) を積極的に導入・活用する。

・ 地域連携

公益法人青少年余暇育成協会との連携に基づき、工作活動、プロジェクト学習等の多様な教育機会を提供。また、ドイツ語及びトルコ語の両言語による授業を実施し、多文化共生の理念に基づいたカリキュラム編成を行う。

・ 教材開発の工夫

児童生徒の自発性を尊重し、自律的な学習活動が展開されるよう「学校日誌」等の学習ツールの開発・導入を推進する。

【意見交換のポイント】

・ 学校経営及び多様な専門職の活用

全日制学校のため、教職員相互の連携、チームワークづくりが鍵。校長のリーダーシップに基づいて、専門職を適宜配置し、多様かつ包摂的な教育環境の創出を目指す。近年新たな資格制度として導入されたスクール・ソーシャルワーカーの養成及び連携機関と連携した学校への導入及び体制づくりを図る。教師は基本的に授業に専念し、児童生徒のプライベートに直接的に関知しない。

訪問先	公益法人青少年余暇育成協会 (tjfbg)
訪問日	10月12日(水)
面会者	トマス・ヘンスゲン 理事長
住所	Wilhelmstraße 52 D・10117 Berlin
電話番号	+49 (0)30-97-99-13-140
URL	http://www.tjfbg.de/

機関の紹介：

東西統一の1991年、7名のメンバーで新しい社会を形成したい、若者に自然科学・テクノロジーを学んでほしい、という想いで設立された。設立から25年経ち、事業数が拡大。従業員数は800名を越える(2016年時点)。主な事業は、教育者養成学校、小中高学校における放課後活動、全日制学校のソーシャルワーク、幼稚園サポート・児童保護等、青少年センター及びコミュニティハウスの運営、

幼稚園の運営である。

【意見交換のポイント】

・ 全日制学校の導入

良い面は、子供が終日学べることや保護者が安心して子供を預けられること。課題は、専門家不足、長時間の学習や集団行動に慣れていない子供のストレス。

・ 財源及び組織におけるマネージャー等の研修・育成方法
全体予算の企業・公費比率は95% (パウチャー含む)。

5～7%は企業寄付。人材育成にあたっては内部タレントマネジメント・プログラムという自薦可能なステップアップ研修を職種ごとに用意し、職員のモチベーション向上を図る。

・ 事業評価

事業ごとに異なるが、保育園事業は、4年に一度外部

評価が義務づけられている。また、事業を行うにあたりEUの評価機関からも実施に向けた認定を受ける。今後の課題は、格差社会と難民・移民問題の解決に向けた取組をどのように推進するか。

訪問先	ノルトハウゼン郡役所
訪問日	10月13日(木)
面会者	マティアス・イエンドリケ 郡長 ニコール・ウェーバー 青少年局長 ロスヴィータ・リンデマン 社会サービス課長
住所	Grimmelallee 23, 99734 Nordhausen
電話番号	(49)-3631-911-400
URL	http://www.landratsamt-nordhausen.de

機関の紹介：

ノルトハウゼン郡はチューリンゲン州にある郡の一つで、最北端に位置する。ノルトハウゼン市は郡都。チューリンゲン州には17の郡と、郡ではなく独立して州に属する市がある。ノウトハウゼン郡の人口85,400人の内、ノルトハウゼン市に42,200人在住。ノルトハウゼン郡青少年局は職員数は80名(男性10名、女性70名)。6つの課それぞれは、チーフと4～20名の職員から成る。青少年育成・援助に関する業務はソーシャルサービス課が担っており、6名のスタッフ全員がソーシャルワーカーの資格を持つ。

訪問時の活動内容：

【説明のポイント】

取組の概要

- ・ 青少年援助計画は、郡の青少年局と青少年援助委員会が決定・実施。計画を立てる際は、公認の民間団体も参画。2011年～2016が前回の計画(5か年)で、新計画は2017年5月に施行予定。青少年援助委員会で決議され、その後、議会での承認となる。
- ・ 行政と民間団体に関して：社会法典8編援助法に基づき施策を実施。民間団体の力により高齢者や若者に対する施設やサービスを提供。青少年援助委員会は民間

団体を認可する機関、人事評価も実施。青少年局は委員会の決定事項を実施する役割。行政は方針を定め、実際に実行するのはホリゾン等々の民間団体。

- ・ 青少年犯罪とその支援：早期支援に努め、住居提供、学校、養子縁組などの支援を行う。集中的に寄り添い、大きな施設でうまくいかない場合には個別ケアを行う。なぜ犯罪が起きたのか、その青年の性格や背景を確認し、その後どういった支援が必要か、判決に影響を及ぼすような資料の提供も行う。
- ・ ソーシャルワーカーが籍を置く様々な機関とネットワークを持つ。公的機関(学校、職業訓練施設、健康保険の施設、労働雇用庁、警察、司法)との連携も行う。

【意見交換のポイント】

- ・ 現在の課題：青少年援助委員会による民間団体の認可基準は社会法典に定められ、経験年数や専門職の在籍が条件。団体との協働は、事業の概念がしっかりしているかなどが条件となる。各団体は、事業評価と今後のために自己評価を行い、その結果を公表する。
- ・ 移民や難民受入：移民問題などで警察が関与する場合は警察から青少年局に連絡が来た後、青少年局で必要な措置を判断する。その他の場合は、青少年局、学校局、職業センター等が集まり対応を判断する。

訪問先	コッホハウス (社団法人ホリゾン運営)
訪問日	10月13日 (木)
面会者	ヨルグ・ウォルフ コッホハウス最高責任者兼社団法人ホリゾン役員
住所	Straße der Genossenschaften 151 99734 Nordhausen
電話番号	(49)-(0)3-631-881-508
URL	http://www.kochhaus-online.de/

機関の紹介：

学校、地域、高齢者施設の給食を提供する社団法人ホリゾンによる取組の一つ。地産地消を基本として、一日約3,000食を提供。レストラン等と比べると価格を安くし、地域の人に開放された食堂を併設する。

訪問時の活動内容：

【説明のポイント】

- ・ 経営理念
健康的な食事を地域の人に提供したいという思いで運営され、食堂には多数の客が来る。社会福祉的な役割を担うと同時に利益を生み出せるように企画、営業、マネジメントについて毎週会議を行い、品質と経営の改善に努める。

訪問先	社団法人ホリゾン
訪問日	10月13日 (木)
面会者	レネ・ケブラー 最高責任者 トマス・ルツェプス プロジェクト・品質管理マネジャー兼役員
住所	Mühlhof 2, 99734 Nordhausen
電話番号	(49)-(0)3-631-994-053
URL	http://www.fwa.horizont-verein.de/

機関の紹介：

1991年設立。東西ドイツ統一後の社会福祉事業実施のために政府から選任された団体長が立ち上げた。現在は連邦政府や州政府、EU から委託された年間8億円の予算を執行。ソーシャルビジネス部門が運営するコッホハウス (食堂・ケータリング事業) などによって調達された資金は別計上。スタッフ121名のスタッフのうち男性40%、女性60%。フルタイムスタッフは75名(37%)、パートタイムは93名(46%)、ボランティアなどを含むその他が34名(17%)。

訪問時の活動内容：

【説明のポイント】

- ・ 組織体制と組織運営
ソーシャルビジネスに関わる部門と営利を目的とした部門の二つに分けられ、両者が両輪となり団体として

社会貢献を果たし、社会に活力と価値を創出することを目指す。各プロジェクトに責任者が配置され組織体制を取る。現在は創業者のトップダウン型から、各部門の責任者と創業者が共に議論し事業を推進する水平型の組織経営への転換期。

- ・ 事業評価の可視化への取組
単に社会にとって良いことという慈善事業としてでなく、活動がどのような社会的価値をもたらすかを可視化する取組を進める。その中で開発されたSNSを利用した「ソーシャル・ルック」というツールは高く評価され、関連団体から表彰を受けた。地域社会との連携を図りながら、持続可能な社会づくりを目指す。

訪問先	社団法人ホリゾンによるプロジェクト「ティツィアン」
訪問日	10月14日(金)
面会者	ハイコ・レーダー ノルトハウゼン郡職業安定所代表 ステファニー・ゼーボータ 「ティツィアン」プロジェクト担当 トーステン・ヴェント 「ティツィアン」プロジェクト担当
住所	Grimmelallee 46, 99734 Nordhausen
電話番号	(49)-3631-4634887
URL	http://horizont-verein.de

機関の紹介：

ジョブセンターの役割は、①失業者の就職支援や生活保護の申請、②25歳未満の若い失業者対策。25歳未満の失業者対策にホリゾンと連携して取り組む。スタッフは、全体で134名。うち9名が若者の失業対策(就労支援、職業訓練など)の担当。薬物依存や犯罪などの問題を抱えた若者へのサポートは、ジョブセンターでは対応できないため、ホリゾンのように現場を持つ団体に委託して、ティツィアンのようなプログラムを提供する。ティツィアン(TIZIAN)は、「チューリンゲン州における持続可能な貧困対策と社会融和イニシアティブ」のこと。ホリゾンがジョブセンターへ失業者のソーシャル・マネジメントを提案。それをジョブセンターが受け入れ、外部委託として2009年よりパイロット事業を開始し、現在に至る。EU社会福祉基金、チューリンゲン州、ジョブセンターから補助金を得て実施。主に、失業者や貧困家庭とその子供を対象に、社会的スキルの開発や余暇活動などの様々なプログラムを提供。また、薬物依存、社会的孤立、子供の成長に関わる危機への介入など、個別のアプローチにも取り組む。対象年齢は、15歳未満の子供。ただし、15歳以上でも精神年齢が15歳未満の場合には、対象となる。

訪問時の活動内容：

【説明のポイント】

- ・ 失業者及び予算の変遷
2007年から、少子高齢化による若者減少により、若者の失業者数も減少。そのため、2011年から若者の失業対策に関するノルドハウゼン郡の予算は、800万ユーロから500万ユーロにまで削減された。
- ・ ジョブセンターの利用者数
年間100～120名。若者が相談に来るのは、給付金を受け取るため。また、給付を受ける若者は、職業訓練やプロジェクトに参加することが義務付けされる。相談から就職までの平均的な期間は、全て順調に行って3～4年。また、難民を背景とする人の就労支援も行う(年間60名)。
- ・ チューリンゲン州におけるティツィアンプログラム
現在30のティツィアンプログラムが進行中。失業者の家族は、一人親、貧困など様々。対象者が、貧困対策、職業訓練、社会参画などのプロジェクトに参加する期間は、6～18か月。ティツィアンに関わるホリゾン職員は、ホリゾンの正社員の社会教育福祉士3名。ティツィアンは、チューリンゲン州独自の先駆的な取組のため、他の州の類似団体などが視察に来ることもある。プログラムに対し、チューリンゲン州は年間400万ユーロを拠出。そのうち、26万ユーロが、ホリゾンに対して支払われる。

訪問先	公益法人リフト
訪問日	10月14日(金)
面会者	ステファニー・シューラー ソーシャルプロジェクト課長 マーガリータ・ディーセル ボランティア クリスティーナ・テツェル ボランティア サメハ・モハメド・キャデウラ シリア難民
住所	Freiherr-vom-Stein Straße 60, 99734 Nordhausen
電話番号	(49)-(0)3631-694-412
URL	http://www.lift-nordhausen.de/

機関の紹介：

1992年、東西統一のため失業者した女性の失業対策を目的として財団法人を設立。2001年、ソーシャル・インテグレーションの公益法人に移行。2010年、社団法人ホリゾンと統合。2015年11月に、難民支援を目的としたプ

ロジェクトを開始。複数の活動拠点をもち、営利事業部門(施設内食堂を活用したケータリング事業、中古家具販売、高齢者宅での家事手伝い)と公益部門(難民・移民支援、国籍や年齢を問わない交流事業、ボランティア活動の斡旋、認知症の人・家庭への支援、職業学校での就

労相談・家庭問題への支援)を有する。職員は、正社員24名、時短勤務54名、ボランティア48名。訪問した施設には4名のソーシャルワーカーが勤務(2016年10月時点)。11月より難民支援のためソーシャルワーカー1名が増員予定。財源は、国・州・市・町など公的なものとホリゾントからの委託費による。

訪問時の活動内容：

【説明のポイント】

- ・ ノルトハウゼン群の人口変化とリフトの支援プロジェクトの関係
2010年、ノルトハウゼン郡内の移民を背景に持つ人の割合は1.5%だったが、難民の流入により2015年には約3.4% (約2800人)に増加。ノルトハウゼン市は難民を受け入れるまで人口が減少し続けており、これに対応するためにも移民・難民の人との共生が必要となった。大勢の難民が押し寄せたことにより支援プロジェクトを開始。難民・移民支援として、就職支援、社会統合の支援(ドイツ語やドイツ社会・習慣について学ぶ場を提供、行政手続の支援など)、近隣住民の難民に対する偏見をなくすための啓蒙活動を行う。本プロジェクトは、チューリンゲン州からの予算で2015年11月～2017年12月までの期間限定プロジェクト。
- ・ 地域の理解促進に向けて
難民として来た人々には、この地で仕事を見つけ将来

の展望を持ってほしい。地域社会に溶け込めずミュンヘンなどに出て行くような状況は避けたい。地域社会には難民の受け入れを快く思っていない人もいるため、地域の理解を深められるように働きかけていく。

- ・ ドイツ人ボランティアの関わり
ホリゾント職員の息子からボランティアの誘いを受けたのがきっかけ。定年した学校教員である経験を活かして移民・難民の方たちにドイツ語を教える。難民の出身国はエリトリア、シリアなど様々。学びたいという意欲にあふれ、学校で教えていた子供たちよりも意欲が高い。移民・難民の生徒には施設外でも積極的にドイツ語を話すように助言している。ドイツ語を話す姿勢を見せることで、自分たちが本気でドイツに住む覚悟を持っていることを周囲の人に理解してもらうことにつながる。
- ・ シリア難民の方の声
ドイツ社会で生きていくためには言語習得が最も重要。シリアでは経理の仕事をしていたが、母国にはもうチャンスがない。この地で平和的に暮らしたいということも多くの人に伝え、できることは何でもやりたい。インテグレーションを目的とした演劇プロジェクトにも参加した。国籍や年齢の異なるメンバーと協力して一つの作品を仕上げ、地域の人々の前で発表する機会を得た。図書館でのボランティア活動にも関心があるし、大学でも学びたいと考えている。

訪問先	ノルトハウゼン専門大学
訪問日	10月14日(金)
面会者	ヨルグ・ワーグナー 学長 ベルント・シュヴィーン ソーシャル・マネジメント学部教授 クラウディア・シュピンドラー ヘルス・ソーシャルワーク学部教授
住所	Weinberghof 4, 99734 Nordhausen
電話番号	(49)-(0)3631-420-100
URL	https://www.hs-nordhausen.de/

機関の紹介：

1998年冬学期より開講された専門大学。約2,500名の学生が在籍(2016年時点)。学位プログラムとして学士号を取得できる「工学部」と「ビジネス・社会科学部」の二学部を備え、修士号を取得できる大学院6課程を有する。「ビジネス・社会科学部」は6学科より編成され、社会教育福祉士及びソーシャルワーカーの資格を取得できる「健康・社会福祉学科」や非営利組織の経営について学べる「ソーシャル・マネジメント学科」がある。理論と実践の往還を主軸としたカリキュラム・デザインを特徴とし、実習受入先となる地域の社会福祉団体とも綿密な連携を図る。近年の社会福祉分野の労働力不足もあり、卒業生のほとんどは堅調に就労している。

訪問時の活動内容：

【説明のポイント】

- ・ 健康・社会福祉学科の在籍者とソーシャル・マネジメント学科の特色
一学年あたり約100名が在籍。近隣の州の出身者が多いが、ドイツ全土から入学者がいる。留学生の受入れも積極的に進める。また、ドイツ国内でも数少ない非営利団体の組織経営について学べる「ソーシャル・マネジメント学科」では最新の経営理論、評価方法、海外事例などについて幅広く学ぶ。
- ・ カリキュラムの編成
大学での座学と地域の社会福祉機関や団体と連携した体験型学習を組み合わせたカリキュラムを編成。カリ

キュラム編成にあたっては、連邦政府や関連学会が作成したコア・カリキュラムを参考に、地域連携として、演劇を取り入れたものや精神疾患の支援等のプロジェクト学習が実施され、特色ある教育プログラムの一つとなっている。

【意見交換のポイント】

・ 資格取得と活用

ドイツの取組の特徴は専門職者及び資格取得者が組織の中心を担うという考え方。組織の自律性を高める上でも有効なモデルであるが、一方で多様な人材を柔軟に組織経営に取り込む障壁でもある。将来的に予算の削減が見込まれ、各団体・組織でいかに資格保持者の社会的価値を示せるかが課題。

訪問先	ラーガー・ドーラ強制収容所跡地
訪問日	10月15日(土)
面会者	サーシャ・ノヴォトニー ボランティア(教諭) 中村 美耶 学生ボランティア
住所	Kohnsteinweg 20, 99734 Nordhausen
電話番号	(49)-(0)3631-495-80
URL	http://www.dora.de

機関の紹介：

歴史的遺産を活用した活動と政治教育を行う社会教育施設。第二次世界大戦末期に、ナチスドイツが世界初の大型ミサイルV2号や飛行爆弾V1号を製造していた地下工場跡、地下工場に通じるトンネル西側に「ドーラ・ミッテルbau」強制収容所跡がある。地下工場の全長は15キロメートル。内全体の5%が見学可能。強制収容所に拘束されていた延べ6万人が投入され、劣悪な環境の中での強制労働により、病气と飢えなどで約2万人が死亡した。現在の訪問者は年間約65,000人。うち約半数は学校の社会見学、他に軍関係者、観光客、教育関係者などの訪問。最短3時間から最長1週間の学習プログラムを提供。スタッフは、正規職員2名(教育専門)、ボランティアスタッフ3名、フリーランスの雇用者約40名(定期出勤は30名。20-70代まで年齢層は様々)。

訪問時の活動内容：

【説明のポイント】

- ・ 政治教育の基本原則：「ボイテルスバッハ合意」(1976年)に基づく。
 - ① 子供たちに前もって政治的な意見を押し付けてはいけない。子供たちが自分で自分の意見を述べられるようになることを意図する。
 - ② 様性をそのまま提示する。ドイツ社会、大学などで論議が起きているものをそのまま生徒たちに提示する。
(例) ナチス政権下におけるドイツ国防軍の役割について等
 - ③ 生徒の目線に立った教育方法で行う。自分と同年齢の子供たちは戦時中どうだったか、自分が当時

生きていたらどう感じるか、などの視点を大切に

・ 施設内での教育に関する4つの目的

- ① 開かれていて民主的な学びの過程。誰も強制収容所を訪れることを強要されてはいけない。
- ② 被害者の視点、加害者の視点の両方から考える。例えば、ナチスの親衛隊が当時持っていた決定権、自由についても話し合わなければいけない。
- ③ 「政治的・倫理的に正しいことを教える」ことはしていけない。来館者が感情的に良い人間になった気持ちになって帰ることは目的ではない。
- ④ 批判的な歴史認識について自覚させる。もし自分が第二次世界大戦中に生まれていたら自分はどう行動しただろうか、と考えさせる。

【意見交換のポイント】

・ ガイドボランティアの実際

ガイドの30%は言うべき内容が決まっているが、それ以外は個人の裁量に委ねられる。ガイドの専門(政治、心理学、教育学など)によりその内容は若干異なる。また、ガイド内容は定期的に監査される。

・ 用いる教材や学習活動

当時描かれた絵や航空写真、戦後の裁判の写真等を使って当事者個人の歴史、生い立ちなどに焦点を置くことや「議論のライン」(赤白のテープ)を用いて、戦争に関与した様々な人の責任や罪について議論する活動などを行う。

・ 来場者の傾向

ドイツでは14歳から「ナチス」をテーマに学ぶため、14歳以上の生徒が社会見学に来る。